

第二十六回 参議院大蔵委員会會議録第七号

昭和三十三年二月二十八日(木曜日)午前十時五十九分開会

委員の異動

二月二十七日委員大矢正君辞任につき、その補欠として藤原道子君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 廣瀬 久忠君
理事 木内 四郎君
西川 甚五郎君
江田 三郎君
平林 剛君
天坊 裕彦君

委員

青木 一男君
泉山 三六君
大暮 武太夫君
堀見 俊二君
土田 国太郎君
苦米 地英俊君
宮澤 喜一君
天田 勝正君
野溝 勝君
杉山 昌作君
前田 久吉君
佐々木 秀世君

衆議院議員

政府委員

大蔵政務次官 足立 篤郎君
大蔵省主計 中尾 博之君
局法規課長 正示 啓次郎君
大蔵省管財局長

事務局側

常任委員 木村 常次郎君
会専門員

説明員

大蔵省管財局 天野 四郎君
有財産第一課長
日本国有鉄 久保 龜夫君
道経理局長

本日の會議に付した案件

○北海道における国有の魚田開発施設等の譲与等に関する法律案(衆議院提出)

○地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税関支署の設置に關し承認を求めるの件(内閣提出)
○トランプ類税法案(内閣送付、予備審査)
○租税特別措置法案(内閣送付、予備審査)

○国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○関稅定率法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○関稅定率法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○資金運用部預託金利率の特例に關する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○交付税及び譲与税配付金特別會計法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○中小企業信用保険特別會計法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○昭和二十八年年度から昭和三十一年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(廣瀬久忠君) これより委員會を開きます。

議事に入るに先立ちまして、委員の異動について御報告をいたします。昨二十七日付をもつて委員大矢正君が辞任され、その補欠として藤原道子君が委員に選任されました。

○委員長(廣瀬久忠君) 本日はまず、北海道における国有の魚田開發施設等の譲与等に関する法律案を議題といたしまして、發議者より提案理由の説明を求めます。

○衆議院議員(佐々木秀世君) 北海道における国有の魚田開發施設等の譲与等に関する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

終戦直後、領土の喪失によって、北海道に樺太千島より多数の漁民が引き揚げて参り、そのうち大多數の無縁故漁民は漫然と漁村に入り込む状況にあり、これらをそのまゝ放置しておくことは、水産資源の減少と漁村秩序の混乱を招くおそれがありましたので、これを組織的に未利用沿岸魚田に入植

せしめ、その生活安定をはかる目的をもちまして、昭和二十二年年度二千万円、昭和二十三年年度公共事業費五千五百三十四万五千円的全額国費をもつて、共同住宅六十棟(現有五十四棟)、給水施設三カ所(現有三カ所)、漁船五十三隻(現有十五隻)、を新設または購入して引揚漁民の組織した生産組合に使用させ関係市町村に管理させることとしたのでありますが、御承知のよう

に、當時は戦後の混乱期でありまして、資金、資材はもろろ物価変動等の關係から十分な施設とは申しがたく、従つて、その後の維持補修は申すに及ばず、管理に對しても各市町村において少なからざる支出を余儀なくされてゐるのであります。引揚漁民千五百戸余の援護更生に寄与するところ大であつたのであります。しかし、昭和二十四年度よりは當時の連合軍總司令部の示唆により中止のやむなき状態となり、さらに昭和二十六年度よりは国の施策変更により北海道における魚田開發事業は、補助金制度に切りかえられたこととなつて現在に及んでいるのであります。これらの経緯及び実情等から、昭和二十二年、二十三年の両年度の施設につきましては、これを關係市町村に譲与することが管理上最も実情に即する適切な措置と考えられる次第であります。よつてこのような趣旨に基づきまして本法律案を提出いたしましたのであります。

何とぞ万場一致の御賛成あらんことを切望いたします。

○委員長(廣瀬久忠君) 質疑を願ひいたします。

○苦米地英俊君 私はこの法案に賛成であります。ちよつとわきで見ておつてわからないところがあるだらうと思ひますから、一、二質問をいたしまして、不明な点を明らかにしてこの問題を通そう、こゝういふ考えでございます。

まず第一にこの資料の第一ページでございまして、「建物」の部分で、今度五十四戸払い下げをするということになつておりました。減失処分を受けたものが二戸、そうするといふと六十戸のうち五十四戸、そして二戸はまだ処分が済んでおらないと思ひます。が、この減失処分は現在手続中であるといふのですが、ここにたまたま書いてあるのですが、ちよつとその点疑ひが起るのですが、どうですか。

○衆議院議員(佐々木秀世君) 事務局に説明させます。

○政府委員(正示啓次郎君) 御質問の御趣旨は、戸と書く場合棟と書いてあるといふふうな御質問でございますが、これは台帳の表示によりまして棟といふ字を書いてございまして、私どもは台帳から今お話のように減失いたしました部分は落したわけでございまして、そこで台帳の表示に従ひまして、減失の二棟を落す、残り五十四棟をこの際譲与すると、こゝういふ趣旨で資料を作成いたしました次第でございます。

○苦米地英俊君 そういたしますと、この「漁船」の場合でも五十三隻あつ

た、それで今は十五隻になつております。ところが減失処分になつたものは二隻だけ、そうすると十七隻というものはすでに帳簿から落されておるといふわけですか。

○説明員(天野四郎君) 三十六隻はすでに売り払いまして、二隻は今おっしゃった通り減失いたしましたので台帳から落してございまして、現在十五隻あるわけでございます。

○政府委員(正示啓次郎君) 苦米地委員の御質問に重ねてお答えいたしますが、当初施設をいたしました漁船は五十三隻、すでに払い下げをいたしましたのが三十六隻、残りが十七隻でございます。十七隻のうち二隻が減失処分でございますから、この際十五隻を譲与すると、かように相なるわけでございます。

○苦米地英俊君 その次は、未納使用料が合計二百十八万六千円あるわけですが、その払い下げと同時にこれを帳簿にしようとして、こういう意味ですか。

○衆議院議員(佐々木秀世君) その通りであります。

○苦米地英俊君 従来でも市町村でもこの負担が相当重かつたのですが、これを払い下げを受けて、市町村の財政に重い負担をさせて、これがますます工合が悪くなるというような心配はございせんですか。

○衆議院議員(佐々木秀世君) 補修、維持に金がかかりまして、現在はほとんど建物といつても腐つていたりとか、使用に耐えないというようなものがたくさんあるので、処分等に対しては御心配はございせん。

○天田勝正君 いずれにいたしましても国有財産の払い下げでございますが、これについては大蔵当局といたしましては、検討の結果、何らこれを払い下げるに支障がないと、こういう結論に達せられたのですか、もちろん提案者と協議されたと思いますが、いずれからでもつけようです。

○政府委員(足立篤郎君) 議員提案の法案でございますので、最後に政府の見解を申し上げたいと思つておるわけでありまして、おっしゃる通り政府としては研究の結果、諸般の事情にかんがみまして、本法律案の通過成立につきましては異存がないという結論に達したわけでありまして。

○天田勝正君 そういたしますと、今、現在払い下げるべき総価格評価はいかほどになりますか、またこの資料によりまして、未納の使用料等もかなり多くあるようでありまして、これらを含めましていかなる数字になりますか。

○政府委員(正示啓次郎君) お答え申し上げます。先ほど苦米地委員から御質問がありましたいわゆる建物、船舶、それぞれ譲与の数量をお話しになつたのでございまして、その台帳価格で申し上げますと、二千五百六十四万三千七百二十円ということになっております。なお、未納の使用料は七百八十三万八千七百五十五円ということになっております。

○天田勝正君 これは、そういったしますと未納使用料も含めて払い下げるといふのか、未納使用料はもう過去のものでありますから、払い下げは払い下げといたして、未納使用料は徴収する、こういうことですか。

○政府委員(正示啓次郎君) お答え申し上げます。譲与は、要するに台帳価格にありますが、本来ならばそれに相当する価格をちょうだいして払い下げるべきものであります。これを無償にする、これを譲与と申しております。なお、未納の使用料につきましては、この徴収を免除する、要するに債権債務の關係は免除するというに相なるわけでございます。

○天田勝正君 それはどういふ法律的な根拠に基いて免除いたしますか。

○政府委員(正示啓次郎君) 今回御提案になりました法律の中におきまして、「前項の施設等の譲与の時までの使用に係る債務については、国は、これを免除することができ、第二項によりまして免除することができるといふことといたしております。

○杉山昌作君 この使用にかかる今までの債務というのは、一体債務者はだれで、どういふふうな事柄から起きた債権なんですか。

○説明員(天野四郎君) 債務は北海道の債務でございます。

○杉山昌作君 北海道が国に借りてゐるわけですか。

○説明員(天野四郎君) さようでございします。

○杉山昌作君 それから、これは昭和二十二年あたりにつくつたといふもので、非常に簡易なものだし、お粗末なもので、そうすると今ではむしろ持っている方が維持費等がかかつて困るんじゃないか、だからもつた町村は、町村といふか、道といふか、やはり財政的に非常に困るんでしようが、厄介ものをもらふというふうなことになる

やしませんですか。あとの運営、経営はどうされるんですか。

○衆議院議員(佐々木秀世君) 使用に耐えるものはごくわずかだと思つて耐えるもの、そういうものは市町村において組合やなんか話をつけて、譲るものは譲るといふような格好をとりたい、こういう考えを持っております。

○委員長(廣瀬久忠君) 別に御質疑はございませんか。——御質疑もないようでありますから、質疑は終局したものと認めまして、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長(廣瀬久忠君) 皆、御賛成のようであります。それでは討論は終局いたしましたものと認め、これより採決に入ります。

北海道における国有の魚田開発施設等の譲与等に関する法律案を原案通り可決することに賛成の方の御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(廣瀬久忠君) 全会一致であります。よつて本案は可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手続は、先例により、委員長に御一任願ひたいと存じます。それから、多数意見者の御署名をお願いします。

西川甚五郎	泉山 三六
青木 一男	木暮武太夫
苦米地英俊	土田国太郎
杉山 昌作	前田 久吉
宮澤 喜一	堀見 俊二
平林 剛	天田 勝正
天坊 裕彦	

○委員長(廣瀬久忠君) 次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、税関支署の設置に關し承認を求めるの件

トランプ類税法案(予備審査)
租税特別措置法案(予備審査)
国民貯蓄組合法案(予備審査)
法律案(予備審査)

関税定率法の一部を改正する法律案(予備審査)
関税定率法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案(予備審査)
資金運用部預託金利率の特例に關する法律案の一部を改正する法律案(予備審査)

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(予備審査)
中小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律案(予備審査)

以上、九件を便宜一括議題として、政府より提案理由の説明を求めます。

○政府委員(足立篤郎君) ただいま議題となつた地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、税関支署の設置に關し承認を求めるの件外八法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

まず、地方自治法第五十六條第六項の規定に基き税関支署の設置に關し承認を求めるの件について、提案の理由を御説明いたします。

今回税関の支署としようとする神戸税関今治税関支署松山出張所外三出張所において取り扱う最近の貿易実績は、いずれも港湾設備及び青城産業等の立地条件に恵まれ飛躍的な増加を示すとともに、将来の伸展が大いに期待されてゐるところでありまして、これらを税関支署として独立性を賦与し、

関税法の規定に基く税関長の権限を委任すれば、現地における税関業務をさらに迅速かつ円滑に処理することができ、税関行政遂行上官民ともに大いに便益を受け得ることになりますので、その設置に關し、地方自治法第五十六條第六項の規定に基きまして本件を提案した次第であります。

次に、トランプ類税法案につきまして申し上げます。

この法案は、最近におけるトランプ類の製造及び取引の實情に顧み、これに即応して現行法の不備を改めるため、所要の規定を整備、明確化するとともに、税率が特に過重と認められるマージャンの一部についてその調整を行い、もつてトランプ類に対する課税の適正を期せんとするものであります。

以下、改正の内容につきましてその大要を申し上げます。

まず第一に、最近における税法の立法例にならない、骨牌税法の全文を口語体に改めるとともにその名称をトランプ類税法とすることとしたしました。

第二に、現行骨牌税の印紙納付制度は、課税の適正をはかる上に不備があると認められますので、これを他の間接税と同様に現金納付制度に改めるとともに、別にトランプ類税証紙制度を設け、移出の際、トランプ類の包装にこれを張りつけさせることにより納税が確實に行われるようにいたしました。

第三に、トランプ類の製造者等が材料等を支給して下請業者がトランプ類の製造を委託する等の場合には、その委託者等を納税義務者とみなして、徴税の合理化をはかるとともに、製造工

程中のトランプ類もこれを完成トランプ類とみなすことにより、課税上の取締りを充実する措置を講ずることとしております。

第四に、象牙製及び牛骨製マージャン以外のマージャンにつきまして、たとえ合成樹脂製のものも製造者販売価格に対する現行の税負担が一・五倍をこえる高率となつており、これが租税回避の誘因となつておりと認められますので、さきに申し上げました徴税の適正化と相待ち、この際、その税率を現行の一組二千元から千円に引き下げることにいたしてあります。

次に、租税特別措置法案につきまして、御説明いたします。

現在の税制では、貯蓄の奨励、内部留保の促進、輸出の奨励、設備近代化の促進等、各種の政策的配慮に基いて多くの特例が設けられておるのでありますが、最近におけるわが国経済の発展には目ざましいものがあり、これらの制度が創設された当時とはかなり情勢が変化しているものでありまして、最近の経済情勢に照らして、これらの特別措置を全面的に再検討する必要があると認められるのであります。現在、これら特別措置は主要なもののみで約三十項目に及び、これによる租税の減収額は毎年度一千億円をこえるの見込まれるのでありまして、一般納税者が重い租税を負担していることも考え合せ、各措置の緩急の度合に応じて、この際できるだけこれを整理縮小する方針をとると同時に、貯蓄の奨励、輸出の促進、設備の近代化等、今日重要な経済施策につきましては、必要に応じてその内容の充実をはかるといたしてあります。

法案の内容について申し上げますと、第一に、貯蓄の奨励のために、今後二年間長期預貯金等の利子所得の非課税、その他の利子所得課税の軽減及び配当所得に対する源泉徴収税率の軽減の措置をとることとしていたしてあります。すなわち、利子所得非課税の現行措置は、本年三月末をもつてその適用期限が切れることとなつておるのでありますが、昭和三十四年三月三十一日までには預け入れられた一年以上の長期預貯金等の利子所得につきましては、同日までに支払われるもの及び同日後でも預け入れの後三年以内に支払われるものには、所得税を課さないこととし、同日までに支払われるその他の預貯金等の利子所得についても、百分の十の税率により、他の所得と分離して課税することとしてあります。また、配当所得に対する源泉徴収税率も、今後二年間現行通り百分の十の軽減税率を適用することとしておるのであります。そして、別途御審議を願つております所得税法の一部を改正する法律案における生命保険料の控除限度額の引き上げと相待つて、今後貯蓄が順調に伸長し、安定した経済発展に資することが期待されるのであります。

第二に、輸出を促進するために、現行の輸出所得の特別控除の制度につきまして、その適用期限を昭和三十四年未だ二年間延長し、プラントの範囲を拡大することとしていたしてあります。

第三に、設備の合理化、近代化を促進するため、現在の特別償却制度を充実合理化し、特に鉱業及び法人の営む造林業につきましては、その特殊性に応じた償却を認めることとしていたしてあります。

一方、増資新株の配当に対する法人税の免除、増資登記の登録税の税率の軽減、概算所得控除、配当控除額の五割増しの制度等は、冒頭に申し上げました趣旨に従つてこれを廃止することとしていたしてあります。

また、価格変動準備金につきましては、その毎期の繰り入れ限度額を二割引き下げるとともに、欠損を生じてまだ積み立てをすることができないこととしたしてあります。すなわち、制度改正の際、新年度額をこえる既往の積立額については、一時に益金として課税せず、漸次これをとりくずして課税することとしたしてあります。いわゆる交際費課税につきましては、損金に算入される限度をおおむね二割程度引き下げて、なお二年間これを存続することとしたしてあります。

以上のほか、航空機乗客に対する通行税の軽減措置を一年間延長し、協同組合課税を適正化し、外航船等の旅客の飲用に供する酒類に対しては酒税を免除する等、制度の整備合理化を行うほか、法文の全体をわかりやすく書き改めることとしていたしてあります。

以上申し上げました措置による増減収は、所得税法、法人税法等に規定されている租税上の各種特別措置の改正による分と合せて、初年度には増収約二百三十五億円、減収約三十五億円、差引純増収約二百億円となり、平年度には増収約四百六億円、減収約五十一億円、差引純増収約三百五十五億円と見込まれるのであります。

次に国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案につきまして御説明いたします。

国民貯蓄組合は、地域、職域、同業者団体、青少年団等を基盤とする民間の自主的貯蓄実践組織として発達してきたものであります。昭和十六年三月、政府は、これら国民貯蓄組合の結成によつて貯蓄の奨励を行なうことのきわめて重要な有効であることにかんがみ、国民貯蓄組合法を制定してこれを法制化し、一面その運営に適當な指導監督を加えるとともに、他方、組合のあつせんによる貯蓄について税制上の優遇措置をとる等、組合助成の道を開いてきたのであります。これによりまして、国民貯蓄組合は非常な発展を示し、国民貯蓄の増強に顯著な業績をおさめ、昭和三十一年三月末現在では、組合数約十万二千、組合員総数約三千二百万人、そのあつせんによる預貯金額は八千二百億円に達し、組合員数においては国民の三六・三％、預貯金額においては全金融機関の預貯金額の一五・一％を占めている実情であります。

今回この法律を改正しようとする要点は、先に申し上げました税制上の優遇措置である所得税の非課税限度を引き上げようとするものであります。すなわち、国民貯蓄組合のあつせんによる預貯金等の貯蓄に対しましては、それがきわめて大衆的な貯蓄である点にかんがみまして、その利子所得について一定元本額に対するものを限り所得税を課さないこととされております。現在の限度額十万円は、去る昭和二十七年四月に定められましたもので、その後の物価、国民所得、貯蓄水準等の推移から見まして、今日では低きに過ぎると考えられるのであります。この点につきましては、さきに臨

時税制調査会からも答申がありましたので、この際、その限度額を二十万圓に引き上げ、貯蓄増強の要請にこたえようとするものであります。

なお、このほか二、三形式的な整備を加えて、この法律案を提出するものであります。

次に、関税定率法の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。

この法律案は、最近における貿易の実情等にかんがみ、関税を減免する品目を追加し、課税原料品による製品を輸出した場合等には関税を払い戻すこととし、その他所要の規定の整備を行うとともに、セラック等十品目の税率を調整するため、関税定率法の一部を改正しようとするものであります。

以下、改正の内容を簡単に御説明申し上げます。

まず、関税の減免につきましては、貿易の振興等の見地から、アセトン、ブタノール製造用のなつめやしの実、国際連合から寄贈された教育、宣伝用の物品、国際見本市等で無償で提供されて消費される物品等をそれぞれ製造用原料品の減免税、無条件免税及び特定用途免税の品目に追加するとともに、従来の製造用原料品の免税品目から免税実績のない油製造用の落花生を削り、その他所要の規定の整備をすることとしております。

次に、関税の戻し税の制度につきましては、加工貿易の振興に資するため、外貨原料の不足等やむを得ない事由によって課税済の原料品を保稅工場における貨物の製造に使用し、その製品を輸出した場合には、関税の払い戻しができることとし、その他輸入され

た違約品に対する関税の払い戻しを、従来の返送された場合のほか、返送にかえて保税地域内で廃棄された場合にもできることとしております。

次に、別表輸入税表につきましましては、国産の保護のため、セラック、黄麻製品、D・D・T、硫酸ニコチン等九品目の税率を引き上げるとともに、国産の困難な二酸化ゲルマニウムについては、電子工業育成のため、その税率を引き下げることにしております。

次に、関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきましまして御説明申し上げます。

これを一般の特定用途免税の場合と同様に輸入後二年に改めるとともに、放射性元素及びその化合物をこれらの物品の用途及び原子力産業の現況にかんがみ、別表甲号の免税品目に追加し、また、皮革工業の進展に資するため合成なめし剤を別表乙号の軽減税率適用品目に追加することとしております。

次に、鉄鋼の一部につきましましては、その需給状況及びこれがわが国経済に及ぼす影響等にかんがみ、その需給逼迫のため輸入の必要があり、かつ、その輸入価格が国内の主要生産者の生産した同等品の卸売価格に比し割高な場合には、昭三十五年三月三十一日まで輸入されるものに限り、政令で品目及び期間を指定して、その関税を減免することができるとしてあります。

次に、資金運用部預託金利率の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきましまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

郵便貯金特別会計の収支の不均衡を緩和するために、昭和二十七年四月資金運用部預託金利率の特例に関する法律が施行されて、同年度以降当分の間の措置として、郵便貯金特別会計から資金運用部に預託された資金で、約定期間が五年以上のものに対しては、資金運用部資金法に規定する年五分五厘の利率のほかに、年一分以下の範囲で毎年度通減するような特別利率を付することとし、その特別利率の利率は政令で定めることとしたしました。この特別利率の利率は、二十七年年度は一分、二十八年年度は九厘、二十九年年度は八厘、三十年年度は七厘、三十一年年度は六厘とし、毎年度一厘ずつ通減させて参りましたが、この間、昭和三十年八月資金運用部資金法の改

正により、新たに約定期間七年以上のものが設けられ、これに対し年六分の利率を付することとなりましたので、これに伴いまして特別利率の定め方を改め、約定期間七年以上のものに対しては三十年年度以降年二厘以下の範囲で毎年度通減するような特別利率により利率を付することとし、三十年年度は二厘、三十一年年度は一厘といたしました。従って、三十一年年度は約定期間五年以上七年未満のものに対しては、資金運用部資金法に定める年五分五厘のほかに六厘の特別利率により利率を付し、約定期間七年以上のものに対しては資金運用部資金法に定める年六分のほかに、一厘の特別利率により利率を付し、ともに六分一厘の利率を支払っております。来年度以降の特別利率につきましましては、毎年度一厘ずつ通減させて参りました従来の例によりまして、約定期間五年以上七年未満のものにつきましましては、資金運用部資金法に規定する年五分五厘の利率のほかに、年五厘以下の範囲で毎年度通減するような特別の利率による利率を付することとしたしますが、約定期間七年以上のものにつきましましては、これに対する特別の利率は付さないこととしたたけであります。

次に、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案につきましまして申し上げます。

政府におきましては、今般、特別とん譲与税に関する制度を創設することといたしまして、今国会に特別とん譲与税法案を提案いたしているものであります。特別とん譲与税配付金に關する経理を、交付税及び譲与税配付金

特別会計において行うため、交付税及び譲与税配付金特別会計法に所要の改正を加えようとするものであります。

また、地方財政の健全化をはかるための措置といたしまして、地方交付税の総額を現行の所得税、法人税及び酒税の収入額の百分の二十五から百分の二十六に引き上げることといたしまして、同じく今国会に地方交付税法の一部を改正する法律案を提案することとしてあります。

この改正に、交付税及び譲与税配付金特別会計法におきまして、毎會計年度一般會計からこの會計に繰り入るべき金額として、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額の百分の二十五に相当する金額と定められていたものにつきましまして、その割合を百分の二十六に引き上げることとするものであります。

最後に、中小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

政府は、中小企業に対する金融の円滑化をはかるため、信用保証協会に対し、その保証能力を増大するために必要な原資となるべき資金及び保証債務の履行を円滑にするために必要な資金を貸し付けることとし、別途信用保証協会法の一部を改正する法律案を提出して御審議を願っている次第であります。これに伴いまして、この信用保証協会に対する資金の貸付事業に関する政府の経理を、現行の中小企業信用保険特別会計において行ふこととするため、ここに中小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の概要を申し上げますと、改正の第一点は、この會計を

と、

と、

と、

と、

と、

と、

と、

保険勘定と融資勘定に区分し、保険勘定においては、従来行なってきた中小企業信用保険事業に関する経理を、融資勘定においては信用保証協会に対する資金の貸付事業に関する経理をそれぞれ行ふこととする。第二点は、信用保証協会に対する貸付金の原資は、一般会計から予算の定めるところにより融資勘定に繰り入れることとする。第三点は、融資勘定の歳入は、貸付金の回収金及び利子、一般会計からの繰入金並びに付属雑収入とし、歳出は、貸付金、事務取扱費及びその他の諸費とすることであるが、以上のほか、所要の規定の整備を行うこととした。以上、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税関支署の設置に關し承認を求めるの件外八法律案につきましては、その提案の理由を御説明申し上げた次第でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(廣瀬久忠君) 全会一致であります。よって本件は承認すべきものと決定いたしました。

多意見者署名
西川 甚五郎 木内 四郎
青木 一男 木暮武太夫
吉米地英俊 土田国太郎
杉山 昌作 前田 久吉
宮澤 喜一 平林 剛
天田 勝正 天坊 裕彦

○委員長(廣瀬久忠君) 次に、昭和十八年度から昭和三十一年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に關する法律の一部を改正する法律案を議題とし、事務当局より内容の説明を聴取いたします。

○政府委員(中尾博之君) 現在国債整理基金特別会計法第二条第二項の規定によりまして、前年度首における国債総額の万分の百十六に相当する金額を一般会計からこの会計に繰り入れることとしたしております。しかしながらこの規定は昭和二十八年年度以来停止されておりました。これが今回改題の上御審議を願っております昭和二十八年年度から昭和三十一年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に關する法律の一部を改正する法律、これでは停止をいたしておりますのでございます。これを停止をいたしております事情は、実はこれは前回も御延長をお願いいたしましたし、御承認を願いました経緯もございまして、いささか御説明を繰り返すことに

○委員長(廣瀬久忠君) 次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税関支署の設置に關し承認を求めるの件につきまして、事務当局から内容の説明を聴取いたします。(ないだらうと呼ぶ者あり)

それでは直ちに質疑を行います。御質疑がなければ、直ちに討論に入りたいと思ひます。御発言もないようでありますから、討論は終局したものと認めまして、採決をいたします。地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税関支署の設置に關し承認を求めるの件を原案通り承認することに賛成の方の御挙手を願います。

なりませうけれども、もともと現在の制度の本則になつております万分の百十六の三分の一という制度は、大正四年度におきます国債償還費三千万円のもの、大正三年度首の国債総額との実額は割合を基礎にいたしましたものであります。現在におきましては、その当時からきわめてさういう一時期の割合を基準として設けておりましたものであります。事情は大きな変更を認めておりましたので、この規定自体をいたしましてはほとんど有名無実の形になつております。かりにこの規定で繰り入れをいたしますと、その金額は十五、六億にすぎないという状況であります。またこの数年間におきまして、一方財政法第六條によりまして、一般会計の剰余金がございまして、それをその年度の翌年度までに公債の償還財源に充てることになつておるのでございますが、その額は剰余金のうち純剰余と見られるものの二分の一を下回る額を義務的に入れることになつておる次第でございます。その金額はここ数年來相当多額に上りましたために、その金額だけで当面の需要を十分に備へて、なお余りがある状況であるので、国債整理基金特別会計法第二条第二項の前年度首国債総額の万分の百十六の三分の一という名目的な繰入基準を停止いたしておるのでござい

ということになつておりますので、百三十六億円を繰り入れてございまして、そのような次第でございまして、本来でありますれば、この万分の百十六の三分の一という規定もここで御延長を御決定願ひませんと、それが復活する形になります。それをいたしまして、今のようになつてございまして、これにかわるべき恒久的な現在の事情に即しました新しい制度を設けるということが本来の筋合いでございます。前々よりさういうことにつきまして政府は努力いたします。今に即して、しばしば御答弁も申し上げておる次第でございます。今に即して、その成案を得るに至りませんが、今に即して、さしあたり今の会計法に追加されておりました特例、それをまたその規定を御延長願ひということでございます。なお、その本格的な制度につきましては、実はいろいろ準備はいたしておるのでございまして、主として国債の償還の実際の需要が、長期の計画に乗せて考えますに、あまりふさわしくないような最近の数年間の特殊な現象が昭和二十八年年度あたりまで続くのでございまして、それは主として英貨債の償還が三十八年度に近い時期におきまして一挙にふくれて参りますことと、特に遺族国債の千億円に近いものが一挙に償還されまして、あとでずっとなくなつてしまふというやうな特殊な現象がございまして、これらの事情も考えまして、なお、将来にわたる合理的な姿をどこに求めたいかというところにつきまして、いろいろ検討もいたしておりますが、まだ自信をもつてこれを恒久的に妥当なものであらうという見通しをつけまして御審議

をお願いすることができない状況でありまして、さういふ点で御期待に沿ひかねる点はまことに遺憾をいたしておりますが、事情はさういふ状況でございまして、なお、一年間の延長をお願いいたします。御賛成を願ひます。

○委員長(廣瀬久忠君) 質疑を行います。別に御質疑はございませんか。御質疑はないようでありますから、質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。御発言もありませんから、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

昭和二十八年年度から昭和三十一年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に關する法律の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の方の御挙手を願ひます。

○委員長(廣瀬久忠君) 全会一致であります。よって本案は可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續は前例により委員長に御一任願ひたいと思ひます。それから多意見者の御署名を願ひます。

多意見者署名
西川 甚五郎 木内 四郎
青木 一男 木暮武太夫
吉米地英俊 土田国太郎
杉山 昌作 前田 久吉
宮澤 喜一 堀見 俊二
平林 剛 天田 勝正
天坊 裕彦

○委員長(廣瀬久忠君) 次に、日本国憲法に對する政府貸付金の償還期限

ら、この際、国から借りたお金は返さ
り、返さないということでは相当に批
判が生まれてはしないかというよう
な御見解もあつて、今後はただ延ばし
てくれというのではなくて、五カ年間
に限って三十億を、とにかく計画づけ
てお返しをする、こういう趣旨にとれ
るのですが、そうですか。

○政府委員(足立憲郎君) 国鉄の運賃
改訂による増収見込みは御承知の通り
約三百六十五億と見込まれておるわけ
でございますが、現在インフレ要因と
いって騒がれております輸送力の隘路
の問題につきまして、これを急速に解
決するために、三十二年度において国
鉄は一千億以上の事業費を投じて輸送
力の画期的増強をやるという計画に
なっております。従つてこの数字で一
目瞭然おわかり願えます通り、運賃改
訂は輸送力の増強のみに重点をおい
ておるといふことは申すまでもないわけ
であります。この貸付金の返還の問題
につきましては、先ほどから法規課長
から申し上げております通り、すでに
延び延びになっておりました、この運
賃改訂の問題とは関係なしに、この
際、国鉄としても、その経営の合理化
をはかり、政府から借りておる金につ
きましては、これを返還する見通しを
一日も早く立てたいというので、この
一年間やつて参つたわけでありまし
て、先ほど申し上げました通り二百億
余りの節減を出すという、国鉄側とし
ても非常に大きな決意をしておるわけ
でございます。かような際でございます
ますから、これを年賦にして償還をす
るという計画を立てたわけでございます
して、御質問の要点である運賃改訂と
の関係につきましては、私どもはたま

たま時期を同じくしたのでございま
し、この問題は全然別問題であるとい
う見解を持つておる次第でございま
す。

○平林剛君 政務次官がお答えになつ
たから政務次官にちよつとお尋ねしま
すが、あなたが衆議院の大蔵委員会
でお話しになった最初の言葉と今の御答
弁は違ひのつた。あなたは横山委員の
質問に對しまして、さつくらばらんなお
答えをされたのを聞きました。結局、
運賃を改正して、国鉄も相当増収にな
るといふ際に、国から借りたお金は返
さないといふことだと批判の余地が生
まれる、こういう政府としても苦しい
立場があるの、この処置をとること
に踏み切つたんだとお答えになつてお
るわけでありまして、この点今の御答
弁と食い違ひがありますので、もう一
度さつくらばらんなところをお聞かせ願
いたい。

○政府委員(足立憲郎君) 衆議院にお
ける私の答弁についてお話がございま
したが、ただいまのお話は少しニュア
ンスが違ひます。私はさう申し上げ
たつもりですが、さつくらばらんに申
し上げますと、国鉄が運賃を大幅に改
訂をするといふこの際に、国民の血税
である国庫の金を国鉄が借りたまま
ではおかふりをするといふ形になつて
きたといふことは、これは許されな
い。大蔵省としては、これはもちろんこ
ういふ大事な国の金を預かつておる
機関でございますから、全額返してく
れといふところでございます。しかし
ながら、今度の運賃改訂の目的は目的
が違ひます。従つて国民の相当な批判
がございましたけれども、輸送力の隘路
打開といふことで踏み切つたのでござ

います。従つてこの問題はこのことと
は別問題でございまして、このことを
お答え申し上げたつもりでございま
す。

○平林剛君 まあ衆議院に書いてある
ことでございまして、前後が違つて
おりまして、あなたは一度はさうい
う苦しい立場も御説明になつたことは
記録で明らかでございます。さうい
ふ、ここで議論しても仕方ないこと
でございます。しかし運賃の改正につ
いては、この議論ではありませぬけ
れども、国民から相当反響を受けてい
ることは事実であります。さういふ意
味では、あなたも衆議院でお話になつ
たように、なるべくならば運賃の値上
げといふものを少な目にして行くとい
う立場から、むしろこの国有鉄道に對
する政府貸付金の償還期限といふもの
を、たとえば六億であつたと今までは
いふ貧乏で、赤字々々と泣いていたも
ので、現在はわずか六億と出てお
りますが、去年まではその金が出なかつ
たわけですね。さういふ意味から行く
と、もう少し償還期限を延期すると
か、あるいはさういふ貸付金を免除に
するといふことがさういふ議論も当然
あつたと思ひます。さういふ立場から
行きますと、私は今の御説明では少し
納得がいかないところがあるわけであ
ります。さういふ意味では、あなたの
御説明にかかわらず、結局は政府とし
ては国鉄ができた赤字を鉄道運賃を引
き上げて国民に転嫁をして、さうして
その国民の犠牲によつて今まで政府
から借りていた金を、計画を立てて、
とにかく返す、さういふようなことに
回り回つて来るというやうな気がする
わけでありまして、さういふ意味では、
大へんこのお考えについても批判の余
地が出て

来ておるやうに思ふのであります。政
府部内においては、政府貸付金の償
還について、もう少し延期したらどう
とか、あるいはこれを免除したらどう
とかといふ議論は全くなかつたので
ございましょうか。

○政府委員(足立憲郎君) 申すまでも
なく、国鉄は今独立採算制をとる企
業になつておられますので、政府から
正に貸付を受けたものにつきまして
これを免除するといふことは、政府と
してもゆめゆめ考えておりません。た
だ先ほどから申し上げておる通り、今
までの事情が非常に苦しかったもので
すから、またこの赤字が生じて、今回
の三十億程度の金が国鉄に貸付けられ
たときのいきさつは、たゞいま法規課長
から申し上げました通り、貨物運賃の
値上げが當時計画通りでなかつたた
めに、少し赤字の補填の意味で貸付け
たのだといふやうないきさつもあるわ
けでありますから、まあ無理に結びつ
けて、あなたがおっしゃるやうに、こ
の運賃値上げと関係があるのだとこ
じつけば、さういふことになるかもし
れませんが、私どもの気持としては、
政府としては割り切つて、この点は考
えて来たのだといふことを申し上げて
おるつもりでございまして。

○平林剛君 私がさういふことをい
ふのは、政府の方がそこそこごまかし
て答えておられるのか、議論は別に
しますが、政務次官に飯説の問題で
お尋ねしますが、よろしいでしょうか。

○政府委員(足立憲郎君) ええ。
○平林剛君 かりに今政府が御提出
になつておる運賃法の改正ですね、こ
れが国民から非常に総反響を受けて
おる、先ほどの御説明によると、かり

運賃の引き上げをしなくても、今年
は景気がいいし、経済が活況で、経費
節約で二百億圓を越える黒字が出る、
さういふ御説明があつたやうに、さ
ういふことが知られてくると、運賃
の値上げについてもかなり強い批判が
生まれてくるのではないかと、さうい
ふことが想定されます。そして政府が
世論の上になつて政治を行おうとする
ならば、運賃法の改正が議会におい
ては成立をしないといふことも考えら
れるわけですね。さういふ場合にお
いて、国鉄は政府貸付金の償還につ
いてさういふ法律案を出せるだらう
か。さういふ疑問がもう一つ残るわけ
であります。これは政府としては輸送
力増強のためにどうしても運賃法の
改正を必要だと思つておるやうであ
ります。もしかりにこの運賃法改正
が国民世論の中で通らなかつた場合
には、この法律にあるやうな貸付金
の返済が国鉄として自信を持つて
できるのかどうか。さういふ点が
私には疑問でありますので、お答え
をお願いしたいと思います。

○政府委員(足立憲郎君) 私どもとし
ては、先ほど申し上げておりました
通り、これは過去一年間国鉄の経営
合理化といふことを真剣にやつて
まいりました。この四月三十一日
に迫つてきた期限がございまして、
この三十億を返すことが不可能な
ので、計画化して年賦で返して
もらふといふこと、国鉄で自主的な
計画を立てても、償還の計画がな
いといふことは先ほど申し上げた
通りでございまして、国鉄の内部
の事情につきましても、国鉄の自主

定は、昭和三十一年度分の予算から適用する。

二月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、ビール税率引下げに関する諸願
(第五四四号)(第五七九号)(第六三四号)(第六三五号)(第六五〇号)

一、元満洲鉄道の社員の退職手当等支払に関する諸願(第五七二号)(第五八九号)(第六一一号)(第六二二号)(第六二四号)

一、信用保証協会に政府資金導入の諸願(第五七三三号)

一、揮発油税率引上げ反対に関する諸願(第五九二二号)(第六一九九号)(第六八八号)(第六八九号)

一、困窮用具の物品税軽減に関する諸願(第六三六号)

一、ラジオ放送設備の耐用年数短縮等に関する諸願(第七〇五号)

第五五四号 昭和三十一年二月八日受理

ビール税率引下げに関する諸願

請願者 山梨県甲府市朝日町一八山梨県麦酒麦耕作組合連合会内 山村登喜夫外千二百七十名

紹介議員 吉江 勝保君

現行ビール税率は、極めて高率であるため消費は一般大衆化されず伸び悩みの状況にあり、従つてビール原料であるビール麦の作付は耕作家の増反希望を満たすことができない実情であるから、現行ビール税率を三割以上引き下げられたいとの諸願。

第五七二号 昭和三十一年二月九日受理

元満洲鉄道の社員の退職手当等支払に関する諸願

請願者 岩手県盛岡市新田町五三 高橋 一夫

紹介議員 堀木 鎌三君

元満洲鉄道株式会社の日本人社員であつた者が会社に対して有する債権(退職手当、身元保証金、傷病手当、未払賞与金、共済年功金、退職手当受取延期金、社員貯金及び寄託株券等)を政府において現在の生活費を基準として公正妥当な額に換算の上早急に支払われたいとの諸願。

第五七三三号 昭和三十一年二月九日受理

信用保証協会に政府資金導入の諸願

請願者 宮城県知事 大沼康外一名

紹介議員 三浦 義男君

信用保証協会の業績は近時急速に上昇し発展の一途をたどつてゐるが、その保証財源については地方財政の現状にかんがみこれ以上の出資が困難であるから、中小企業金融対策の一環としての信用補完制度の強化かつ円滑な運営のため信用保証協会に対し、国庫財政資金導入の措置を講ぜられたいとの諸願。

第五七九号 昭和三十一年二月九日受理

ビール税率引下げに関する諸願

請願者 北海道札幌市北六条東十丁目北海道ビール麦耕作組合連合会内 吉田明正外三千七百六十五名

紹介議員 東 隆君 北 勝太郎君

この諸願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第五八九号 昭和三十一年二月十一日受理

元満洲鉄道の社員の退職手当等支払に関する諸願

請願者 岩手県盛岡市上田中堤五九ノ三 佐々木博

紹介議員 堀木 鎌三君

この諸願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第五九二二号 昭和三十一年二月十一日受理

揮発油税率引上げ反対に関する諸願

請願者 群馬県前橋市岩神町六一前橋定期運送株式会社 社取締役社長 茂木熊次郎外一名

紹介議員 伊能 芳雄君

政府は、揮発油税キロリットル当り一万円(十割)及び地方道路税二千円引上げを企図してゐるが、トラック運送事業者は、自動車関保諸税の毎年の増税から、担税力の限界をこえてゐる今日、揮発油が事業経営の最大の動力源をなしている以上揮発油税、地方道路税の大幅な引上げによつて事業の死命を制せられることは火を見るよりも明らかであるから、揮発油税、地方道路税は現行通りすえ置とせられたいとの諸願。

第六一一号 昭和三十一年二月十一日受理

元満洲鉄道の社員の退職手当等支払に関する諸願(四通)

請願者 鹿児島市塩屋町九三 西野太郎吉外三名

紹介議員 西郷吉之助君

この諸願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第六二二二号 昭和三十一年二月十一日受理

元満洲鉄道の社員の退職手当等支払に関する諸願

請願者 名古屋市中千種区桶元町二ノ三五 戸倉能時

紹介議員 大谷 實雄君

この諸願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第六一九九号 昭和三十一年二月十一日受理

揮発油税率引上げ反対に関する諸願

請願者 福岡市薬院大通り二丁目福岡県乗用自動車協会内 俵口光雄外二十名

紹介議員 吉田 法晴君

政府は昭和三十一年度の予算を編成するに当つて、一千億減税の穴をめと道路整備財源充當の故をもつて揮発油税の大幅な増徴を企図してゐるが、これは自動車界の実情を無視したはなはだしい暴挙であり、これを強行することは既に幾重の諸税公課によつて担税力の限界に達している自動車界に更に重圧を加へいたすに等しいから、揮発油税は現行すえ置とせられたいとの諸願。

第六二四四号 昭和三十一年二月十二日受理

元満洲鉄道の社員の退職手当等支払に関する諸願

請願者 岩手県盛岡市加賀野新小路七 佐藤清作

紹介議員 堀木 鎌三君

この諸願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第六三四四号 昭和三十一年二月十二日受理

ビール税率引下げに関する諸願

請願者 東京都千代田区丸ノ内三ノ一 東京都麦酒麦耕作組合連合会内 山崎七次郎外三千三百三名

紹介議員 安井 謙君

この諸願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第六三五五号 昭和三十一年二月十二日受理

ビール税率引下げに関する諸願

請願者 横浜市中区海岸通一ノ二 二神奈川県麦酒麦耕作組合連合会内 豊原道也外二千四百七十四名

紹介議員 河野 謙三君

この諸願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第六三六号 昭和三十一年二月十二日受理

困窮用具の物品税軽減に関する諸願

請願者 東京都港区芝高輪北町四三財団法人日本棋院理事長 有光次郎外十九名

現行の物品税が三割の高率であるため、一般大衆の用具購入に大きな負担となり困窮の普及に支障をきたしている現状であるから、用具の物品税を五パーセント、課税最低限では最低三千円、著石千円、著け八百円に減額せられたいとの請願。

第六五〇号 昭和三十三年二月十三日受理

ビール税率引下げに関する請願

請願者 滋賀県大津市境川町二

一 滋賀県麦酒麦精作協

会内 谷口久次郎外二

万五千二百七十八名

紹介議員 村上 義一君 西川 甚五郎君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第六八八号 昭和三十三年二月十四日受理

揮発油税引上げ反対に関する請願

請願者 東京都港区芝高輪南町

三〇日本私鉄労働組合

総連合会内 安恒良一

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第六八九号 昭和三十三年二月十四日受理

揮発油税引上げ反対に関する請願

請願者 岡山市上伊福二九四岡

山県トラック協会内

水田勇

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第七〇五号 昭和三十三年二月十四日受理

ラジオ放送設備の耐用年数短縮等に関する請願

請願者 東京都中央区銀座西七

ノ八高速道路ビル内社

団法人日本民間放送連

盟会長 足立正

紹介議員 宮田 重文君

ラジオ放送設備の現行耐用年数は、昭和二十六年一般放送事業発足の際設定されたものであるが、現在では遺憾ながら実状に即していないから、全般にわたつてこれを短縮せられたい。また、テレビジョン放送設備の耐用年数制定に際しては、本事業の特殊性を勘案されて、これを決定せられたいとの請願。

二月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、トランプ類税法案

トランプ類税法案

トランプ類税法

骨牌税法（明治三十五年法律第四十四号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 税率（第九条―第十条）

第三章 徴収（第十一条―第十四条）

第四章 免税、税額控除等（第十五条―第十八条）

第五章 包装、トランプ類税証紙、所持禁止等（第十九条―第二十六条）

第六章 納税の担保（第二十七条―第三十条）

第七章 雑則（第三十一条―第三十六条）

第八章 罰則（第三十七条―第四十一条）

附則

第一章 総則

（課税物件）

第一条 トランプ類には、この法律により、トランプ類税を課する。

（トランプ類の定義及び区分）

第二条 この法律において「トランプ類」とは、まあじやん、トランプ、花札、株札及び虫札並びに使用及び遊戯の方法がこれらに類する物で政令で定めるものをいい、その区分については、次に定めるところによる。

一 まあじやん

第一種 象げを用いたまあじやん

第二種 牛骨を用いたまあじやん

第三種 第一種及び第二種のも

あじやん以外のまあじやん

二 トランプ

三 花札

四 株札

五 虫札

六 使用の目的及び遊戯の方法が前各号に掲げるトランプ類に類する物で政令で定めるもの（納税義務者）

する保税地域をいう。以下同じ。）から引き取る者は、その引き取るトランプ類の組数に應じ、トランプ類税を納める義務がある。

（保税地域に該当する製造場）

第四条 トランプ類の製造場が保税地域に該当する場合には、この法律（第十五条第一項第一号及び第三十二条を除く。）の適用上、これをトランプ類の製造場でないものとみなす。

（移出又は引取とみなす場合）

第五条 トランプ類がトランプ類の製造場においてその用に供される場合には、当該製造場がその用に供する時に当該トランプ類をその製造場から移出したものとみなす。

2 トランプ類が保税地域においてその用に供される場合には、その用に供する者がその用に供する時に当該トランプ類をその保税地域から引き取るものとみなす。

（製造者等とみなす場合）

第六条 トランプ類の製造者又は販売業者が、原料、材料、労務、資金その他トランプ類の製造に必要なものを供給してトランプ類の製造を委託する場合又は他の製造者の製造したトランプ類若しくは当該トランプ類の包装若しくは容器に自己の商標を表示させる場合には、当該委託者又は表示させる者（以下「委託者等」という。）を当該受託者又は他の製造者（以下「受託者等」という。）の製造したトランプ類で当該委託又は表示に係るものの製造者とみなし、当該トランプ類については、当該受託者等の

製造場を当該委託者等の製造場とみなして、この法律を適用する。

2 前項に規定する委託者等にならうとする者は、あらかじめ、当該委託をする旨又は表示をさせる旨その他政令で定める事項を記載した申告書を同項に規定する受託者等の製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 トランプ類がトランプ類の製造場から移出された場合において、その移出につき、当該製造者の責に帰することができないときは、当該トランプ類を移出した者をトランプ類の製造者とみなして、この法律を適用する。

4 トランプ類の製造者がその製造を廃止した場合において、トランプ類がその製造場であつた場所に現存するときは、当該トランプ類については、なおその場所をトランプ類の製造場とみなして、この法律を適用する。

（トランプ類等とみなす場合）

第七条 トランプ類の製造工程中の未完成品で、次に掲げるものに該当するものは、トランプ類とみなして、この法律を適用する。

一 紙、セルロイドその他これらに類するものを材料とするカード状の物（切斷することにより、トランプ類の文字、図形又は記号の着色又は印刷を施したものの着色又は印刷を施したもの）

二 前号に掲げる物以外の物で、トランプ類の文字、図形又は記号の彫刻、着色又は印刷を施したものの（当該彫刻、着色又は印刷を施すため成型されたもの）

の他政令で定める状態にあるものを含む。）

2 トランプ類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる時に於いてトランプ類としての用に供することができないトランプ類については、トランプ類の区分に応じ、政令で定める個数又は枚数をもつて、一組とみなして、この法律を適用する。

3 トランプ類の製造場から移出されたトランプ類又は保税地域から引き取られるトランプ類で、前項に規定する政令で定める個数又は枚数に満たないものは、一組とみなして、この法律を適用する。

(適用除外)

第八条 トランプ類の製造者（法人を除く。）のうち、自己又は同居の親族の用に供するトランプ類のみを製造するものには、当該トランプ類については、この法律を適用しない。

2 見本の用に供されるトランプ類その他政令で定めるトランプ類で、政令で定める手続により、税務署長又は税関長の承認を受けたものについては、この法律（第六十一条第一項及び第二項、前条、第四十一条、第三十三条及び第三十四条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用しない。

第二章 税率

第九条 トランプ類の税率は、トランプ類の区分に応じ、一組につき、次に掲げる金額とする。

- 第一種 六千円
- 第二種 四千円

第三種 千円

二 第二条第二号から第六号までに掲げるトランプ類 六十円

2 紙、セルロイドその他これらに類するものを材料とするまあじやんでカード状のものは、前項の規定の適用については、同項第二号に掲げるトランプ類とみなす。

3 一組のトランプ類で、これを切斷することにより二組以上のトランプ類とすることができるものについては、第一項の規定にかかわらず、その二組以上のトランプ類につき課されるべきトランプ類税額の合計額をもつて、当該トランプ類の税率とする。

(税額算定の特例)

第十条 第七条第三項の規定により一組とみなされるトランプ類について納付すべきトランプ類税の額は、前条の規定にかかわらず、同条第一項に規定する税率を、トランプ類の区分に応じ、政令で定める個数又は枚数除し、これに当該トランプ類の個数又は枚数を乗じて得た金額とする。

第三章 徴収

(移出組数等の申告)

第十一条 トランプ類の製造者は、毎月その製造場から移出したトランプ類（当該移出につき第十五条第一項又は第十六条第一項の規定の適用を受けたトランプ類を除く。）の区分及び区分ごとの組数その他政令で定める事項を記載した申告書を、翌月十日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 トランプ類を保税地域から引き

取ろうとする者は、当該引取に係るトランプ類税を免除されるべき場合を除き、あらかじめ、引取の日時、引き取るトランプ類の区分及び区分ごとの組数その他政令で定める事項を記載した申告書をその保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

(移出組数等の決定通知)

第十二条 前条の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載されたトランプ類の区分及び区分ごとの組数その他税率に係る事項が税務署長若しくは税関長において調査したところと異なるとき、又は当該申告書を提出すべき者がこれを提出しなかつた場合には、税務署長又は税関長は、その調査によつて当該トランプ類の区分及び区分ごとの組数その他税率に係る事項を決定し、当該申告書を提出した、又は提出すべき者に、これを通知する。

第十三条 トランプ類の製造場から移出したトランプ類に係るトランプ類税は、税務署長が、その移出した月の翌月末日を納期限として徴収する。

2 保税地域から引き取るトランプ類に係るトランプ類税は、税関長が、その引取の際徴収する。

(徴収猶予)

第十四条 税務署長又は税関長は、政令で定めるところによりトランプ類税の税額に相当する担保が提供された場合には、一月以内、その徴収を猶予することができる。

第四章 免税、税額控除等

(未納税移出及び未納税引取)

第十五条 次に掲げる場合において、当該トランプ類をトランプ類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取ろうとする者が、政令で定めるところにより、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該移出又は引取に係るトランプ類税を免除する。ただし、第六項又は第三十八条第二項本文の規定の適用がある場合には、この限りでない。

一 トランプ類の製造者がトランプ類をトランプ類の製造場又は自己のトランプ類の蔵置場へ移出する場合

二 トランプ類の補造者がトランプ類を保税地域から自己のトランプ類の製造場又は自己のトランプ類の蔵置場に引き取る場合

三 その他政令で定める場合

2 税務署長又は税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該トランプ類がその移出先又は引取先に移入されたことについての当該移出先又は引取先の所轄税務署長（当該移出先が保税地域に該当する場合には、所轄税関長）の証明書を提出すべきことを命じなければならない。

3 第一項の承認を申請した者が第二十七条第一項第一号の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えてはならない。

4 第一項の承認の申請に係るトランプ類の移出先又は引取先等につき、トランプ類税の保全上特に不適当と認められる事情がある場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えないことができる。

5 第一項の規定によりトランプ類税を免除されたトランプ類については、当該承認に係る移出先が保税地域に該当する場合を除くほか、同項の承認に係る移出先又は引取先にそのトランプ類を移入した者がトランプ類の製造者でないときは、これをトランプ類の製造者とみなし、当該移出先又は引取先がトランプ類の製造場でないときは、これをトランプ類の製造場とみなして、この法律を適用する。

6 第一項の承認を受けて移出し、又は引き取つたトランプ類については、第二項の規定により税務署長又は税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにそのトランプ類税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失したトランプ類につき、政令で定める手続により、当該税務署長又は税関長の承認を受けた場合には、そのトランプ類税を免除する。

(輸出免税)

第十六条 トランプ類を輸出する目的でトランプ類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取ろうとする場合において、当該製造者又は当該トランプ類を保税地域から引き取ろうとする者が、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保

税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該移出又は引取に係るトランプ類税を免除する。ただし、第四項又は第三十八條第二項本文の規定の適用がある場合には、この限りでない。

2 税務署長又は税関長は、前項の承認を与える場合には、政令で定めるところにより、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該トランプ類が輸出されたことを証する書類の提出を命じなければならぬ。

3 第一項の承認を申請した者が第二十七條第一項第二号の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えてはならない。

4 第一項の承認を受けて移出し、又は引き取つたトランプ類について、第二項の規定により税務署長又は税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないとき、又は次項ただし書の規定による承認があつたときは、直ちにそのトランプ類税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失したトランプ類につき、政令で定める手続により、当該税務署長又は税関長の承認を受けた場合には、そのトランプ類税を免除する。

5 第一項の承認を受けてトランプ類をトランプ類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた者は、当該トランプ類をこの法律の施行地において使用し、又は輸出以外の目的で譲り渡してはならない。ただし、その者が政令で定め

る手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けた場合には、この限りでない。
(免税トランプ類の表示等)

第十七條 第十五條第一項又は前条第一項の規定による承認を受けてトランプ類をトランプ類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取ろうとする者は、政府で定めるところにより、あらかじめ、当該承認に係るトランプ類に包装を施し、かつ、当該包装に当該承認に係るトランプ類である旨の表示をしなければならぬ。
(戻入れの場合のトランプ類税の控除等)

第十八條 トランプ類の製造者がその製造場から移出したトランプ類を当該製造場に戻し入れた場合においては、当該製造者が当該戻入れの月の翌月以降に徴収されるべきトランプ類税額から当該トランプ類につき当該移出により徴収された、又は徴収されるべきトランプ類税額(利子税額及び延滞加算税額を除くものとし、当該トランプ類税額につきこの項又は次項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

2 他のトランプ類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたトランプ類をトランプ類の製造場に移入した場合(前項の規定による控除を受けるべき場合を除く。)において、当該トランプ類をその移入した製造場からさらに移出するときは、当該移出に係る

トランプ類税額から、当該トランプ類につき当該他の製造場からの移出又は保税地域からの引取により徴収された、又は徴収されるべきトランプ類税額(利子税額及び延滞加算税額を除くものとし、当該トランプ類税額につき前項又はこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

3 第一項の場合において、トランプ類の製造の廃止その他の理由により、トランプ類を戻し入れた月の翌月以降に徴収されるべきトランプ類税額がないとき、又は徴収されるべきトランプ類税額から控除してなお不足額があるときは、同項の規定により控除すべき金額又は当該不足額を還付する。

4 トランプ類の製造者が第一項又は第二項の規定による控除を受けようとする場合には、当該戻入れ又は移入に係るトランプ類の区分及び区分ごとの組数を記載した書類並びに当該トランプ類につき徴収された、又は徴収されるべきトランプ類税額につき事実を証する書類を提出するとともに、当該トランプ類を提示して、当該戻入れ又は移入に係る製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けなければならぬ。

5 第三項の規定による還付を受けようとする者は、前項の確認を受けた後、同項の書類に準ずる書類を添えて、当該戻入れに係る製造場の所在地の所轄税務署長に還付の申請をしなければならない。

6 税務署長は、第四項の規定によりトランプ類を提示された場合には、当該トランプ類につき、次条第一項の規定により施された包装及び第二十条第一項の規定によりはり付けであるトランプ類税証紙若しくは第二十二條第一項若しくは第三項の規定により押された検印又は第三十五條の規定により押された証印を破棄し、又はまつ消ししなければならない。

第五章 包装、トランプ類税証紙、所持禁止等

(包装を施す業務等)

第十九條 トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取ろうとする者は、政令で定めるところにより、その製造場から移出し、又はその保税地域から引き取ろうとするトランプ類に、あらかじめ包装を施さなければならぬ。

2 前項の規定により包装を施す場合においては、当該製造者又は当該トランプ類を保税地域から引き取ろうとする者は、当該包装にその氏名又は名称その他政令で定める事項を記載しなければならぬ。

(証紙をはり付ける義務等)

第二十條 トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取ろうとする者は、その製造場から移出し、又はその保税地域から引き取ろうとするトランプ類の包装に、あらかじめトランプ類税証紙(以下「証紙」という。)をはり付けなければならない。

2 前項の規定による証紙のはり付けは、これを破らなければトランプ類をその包装から取り出すことができない方法で、しなければならない。

3 トランプ類の製造者は、毎月その使用した証紙の種類及び枚数を、第十一條第一項に規定する申告書にあらわして記載して、申告しなければならない。

(証紙の交付)

第二十一條 証紙は、政府が作成し、税務署長又は税関長が、政令で定めるところにより、トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取ろうとする者に交付する。

2 税務署長又は税関長は、証紙を交付する場合には、特別の事情がある場合を除き、トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取ろうとする者がその時点で納付しなればならないトランプ類税を完納したこと及びその時まで使用していない証紙の枚数を確かめた上でなければ、これを交付してはならない。

3 税務署長は、第二十七條第二項の規定により担保の提供を命じた場合において、トランプ類の製造者に証紙を交付するときは、当該製造者が担保を提供するまで、これを交付しないことができる。
(検印)
第二十二條 トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取ろうとする者は、一時に多量の

き、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長

第二十六条 トランプ類の販売業者は、次に掲げるトランプ類を所持

者が第十五条第一項の承認を受

ものとする。

一項若しくは第二項又は前条第一

項若しくは第二項の規定により金銭を担保として提供した納税義務者は、政令で定めるところにより、担保として提供した金銭をもつてトランプ類税の納付に充てることができる。

2 第十四条、第二十七条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により担保を提供した場合において、納税義務者が納期限までにトランプ類税を納付しないときは、直ちに、その担保として提供された金銭をもつてトランプ類税に充て、若しくは金銭以外の担保物を国税滞納処分の場合の財産の処分の例により処分してその代金をもつてトランプ類税及びその処分費に充て、又は保証人にその旨を通知してトランプ類税を納付させる。

3 前項の場合において、担保として提供された金銭又は担保物を処分した代金を、徴収すべきトランプ類税及びその処分費に充ててもなお不足があるときは、納税義務者の他の財産について滞納処分を行い、また、保証人がその納付すべきトランプ類税を完納しないときは、まず納税義務者に対して滞納処分を行い、なお不足があるときは、又は不足があると認めるときは、保証人に対して滞納処分を行う。

4 前項の保証人は、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第三十二条（財産をかくす等の罪）の規定の適用については、納税者とみなす。

5 国税徴収法第七条ノ四第四項（担保物についての国税の先取権）の規定は、第十四条、第二十七条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により提供された担保物について準用する。

第七章 雑則

（利子税額）

第三十一条 トランプ類税を徴収する場合において、納税義務者が国税徴収法第六条（納税の告知）の規定による指定納期日（第十四条の規定により徴収を猶予された場合には、その猶予された納期日）までにトランプ類税額を完納しないときは、その未納に係るトランプ類税額に対し、当該納期日（トランプ類税を保税地域から引き取つた者が第三十七条第一項第一号の規定に該当する場合において、そのトランプ類税を徴収するとき、その引き取つた日とし、同条第三項の規定によりトランプ類税を徴収する場合において、当該納期日が第十三条第一項に規定する納期限よりおそいときは、当該納期限とする。）の翌日から当該トランプ類税額を納付する日までの日数に應じ、百円につき一日三銭の割合で計算した金額に相当する利子税額を、トランプ類税額にあわせて徴収する。

2 前項の場合において、納税義務者がその未納に係るトランプ類税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額の計算の基礎となるトランプ類税額は、同項の未納に係るトランプ類税額からその一部納付に係るトランプ類税額を控除した額による。

3 利子税額の計算の基礎となるトランプ類税額が千円未満である場合には、第一項の規定を適用せず、当該トランプ類税額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てて計算する。

4 利子税額が三百円未満である場合には、これを徴収しない。

5 第一項の規定により利子税額をあわせて徴収すべき場合において、当該納税義務者が納付したトランプ類税額が同項の未納に係るトランプ類税額に達するまでは、その納付した税額は、当該トランプ類税額に充てられたものとする。ただし、国税徴収法第二十八条（公売代金等の充当又は配分）の規定の適用を妨げない。

（製造又は販売の開業等の申告）
第三十二条 トランプ類の製造をしようとする者（第六条第一項に規定する受託者等にならうとする者を含む、同項に規定する委託者等にならうとする者を除く。）又はトランプ類の販売をしようとする者は、その製造場又は営業場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該製造場又は営業場の所在地（販売業をしようとする者が営業場を設けない場合には、その住所）の所轄税務署長（当該製造場が保税地域に該当する場合には、所轄税関長。以下次項において同じ。）に申告しなければならない。トランプ類の製造者（第六条第一項に規定する受託者等を含む、同項に規定する委託者等を除く）は、同項に規定する委託者等を除く。

（製造又は販売の開業等の申告）
第三十二条 トランプ類の製造をしようとする者（第六条第一項に規定する受託者等にならうとする者を含む、同項に規定する委託者等にならうとする者を除く。）又はトランプ類の販売をしようとする者は、その製造場又は営業場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該製造場又は営業場の所在地（販売業をしようとする者が営業場を設けない場合には、その住所）の所轄税務署長（当該製造場が保税地域に該当する場合には、所轄税関長。以下次項において同じ。）に申告しなければならない。トランプ類の製造者（第六条第一項に規定する受託者等を含む、同項に規定する委託者等を除く）は、同項に規定する委託者等を除く。

く。以下次項において同じ。）又は販売業者がその製造又は販売を廃止し、又は休止した場合も、また同様とする。

2 トランプ類の製造者又は販売業者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長に申告しなければならない。

（記帳義務）

第三十三条 トランプ類の製造者（第六条第一項に規定する受託者等を含む。以下第三十六条において同じ。）又は販売業者は、政令で定めるところにより、トランプ類の製造、貯蔵又は販売に関する事実その他業務に関し必要な事項を帳簿に記載しなければならない。（申告義務等の承継）

第三十四条 法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続の開始があつた場合においては、相続人（包括受遺者を含む。）は、被相続人（包括受遺者を含む。）の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。

一 第十一条第一項又は第三十二条の規定による申告の義務

二 前条の規定による記帳の義務（課税済証印）

第三十五条 第十五条第六項本文、第三十六条第四項本文、第三十七条第三項又は第三十八条第二項本文の規定によりトランプ類税が徴収される場合において、当該トランプ類税に係るトランプ類を所持する販売業者は、政令で定めるところにより、当該トランプ類の包装に、既にトランプ類税を課されたものである旨の証印を受けることができる。

（当該職員の特権）
第三十六条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員（以下「当該職員」という。）は、トランプ類税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

一 トランプ類の製造者又は販売業者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関するトランプ類、帳簿書類その他の物件を検査すること。

二 トランプ類の製造者に対する製造に必要な原料若しくは材料を供給する義務があつたと認められる者又は当該義務があると認められる者に対して質問すること。

三 トランプ類を保税地域から引き取る者に対して質問し、その引き取るトランプ類を検査すること。

四 運搬中のトランプ類を検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

2 当該職員は、トランプ類税に関する調査について必要がある場合には、トランプ類の製造者又は販売業者の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に対して、その団体の員のトランプ類の製造又は取引に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

3 当該職員は、第一項又は前項の規定により職務を執行する場合において、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第八章 罰則

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為によりトランプ類税を免かれ、又は免かれようとした者

二 偽りその他不正の行為により第十八条第三項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係るトランプ類に對するトランプ類税に相当する金額又は還付金に相当する金額の十倍が五十万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該トランプ類税に相当する金額又は還付金に相当する金額の十倍以下とすることができ、

3 トランプ類の製造者が第一項第一号の規定に該当する場合において、当該トランプ類税に係るトランプ類が既に製造場から移出されているときは、第十三条第一項の規定にかかわらず、直ちにそのトランプ類税を徴収する。

第三十八条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第十一条の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

二 第十五条第一項の承認を受けてトランプ類を製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた者で、当該トランプ類をその承認に係る移出先又は引取先に移入しなかつたもの

三 第十六条第一項の承認を受けてトランプ類を製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた者で、同条第五項の規定に違反して当該トランプ類を使用し又は譲り渡したものの

四 第十九条第一項の規定に違反して包装を施さなかつたもの

五 第二十条第一項の規定に違反して証紙をはり付けなかつたもの

六 第二十条第三項の規定による申告を怠り、又は偽つたもの

七 第二十三条の規定に違反して証紙を消さなかつたもの

八 第二十四条第一項又は第二項の規定に違反して証紙を譲り渡し、若しくは譲り受け、又は再使用した者

九 第二十六条の規定に違反してトランプ類を所持している者又は同条の規定に違反してトランプ類を譲り渡し、若しくは譲り受けた者

2 前項第二号又は第三号の場合においては、第十五条第六項本文又は第十六条第四項本文の規定にかかわらず、直ちにそのトランプ類税を徴収する。ただし、既にこれらの規定が適用された場合には、この限りでない。

第三十九条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第六条第二項の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

二 第十七条の規定に違反して包装又は表示をしなかつたもの

三 第十九条第二項の規定に違反して同項に規定する事項の記載を怠り、又は偽つたもの

四 第二十条第二項の規定に違反する方法で証紙をはり付けたもの

五 第二十四条第三項の規定に違反して証紙をはがした者

六 第三十二条の規定による申告を怠り、又は偽つたもの

七 第三十三条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

八 第三十六条第一項第一号から第三号までの規定による当該職員の間接に對して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号若しくは第三号の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十条 第三十七条第一項の罪を犯した者には、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四十八条第二項（併合罪）、第六十三条（従犯の刑の減輕）及び第六十六条（情状による刑の減輕）の規定は、適用しない。ただし、懲役の刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務又は財産に關して第三十七条から第三十九条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた骨ばい税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の日以後政令で定める日までの間に製造場から移出するトランプ類については、改正後のトランプ類税法（以下「新法」という。）第十四条の規定は、適用しない。

4 トランプ類の製造者又は販売業者で、この法律の施行の際新法第六條第一項に規定する委託者等である者又はこの法律の施行の日以後五日以内に委託者等にならうとする者に係る同条第二項の規定による申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、昭和三十三年七月十日とする。

5 この法律の施行の際トランプ類の製造場又は保税地域に現存するトランプ類で、改正前の骨牌税法（以下「旧法」という。）第六条に規定する包装及び装飾を施し、かつ、旧法第五條本文の規定により当該包装にはり付けた印紙に旧法第七條の消印をしたもの（旧法第五條ただし書の規定により、印紙のはり付けに代えて、当該包装に納税済証印を押したものを含む。）については、この法律の施行の日の

前日に当該製造場又は保税地域から引き取られたものとみなして、旧法第四條及び第五條の規定の例による。この場合においては、新法第三條、第九條から第十一條まで及び第十三條の規定は、適用しない。

6 旧法第五條本文の規定によりはり付けてある印紙又は同条ただし書若しくは旧法第十三條第三項（旧法第十五條第五項及び第十五條ノ二第四項において準用する場合を含む。）の規定により押された納税済証印については、新法第二十条第一項の規定によりはり付けてある証紙又は新法第二十二條第一項の規定により押された検印とみなす。

7 旧法第六條の規定により施した包装で同条に規定する装飾をしたもの（印紙をはり付けてあるものに限る。）は、新法第十九條の規定により施した包装で新法第二十条第二項に規定する方法により証紙をはり付けてあるものとみなす。

8 旧法第七條の規定によりした消印については、新法第二十三條の規定によりしたものとみなす。

9 旧法第七條ノ二の規定による申告をしてこの法律の施行の際現にトランプ類を製造し、又は販売している者は、新法第三十二條第一項前段の規定による申告をしたものとみなす。

10 トランプ類の製造場から引き取られたトランプ類で、この法律の施行前に当該製造場に戻し入れられたものが、この法律の施行の際当該製造場に現存する場合には、

新法第十八条第一項中「当該戻入の月」とあるのは「この法律の施行の日の属する月」と、「当該移出」とあるのは「当該引取」と、「トランプ類税額（利子税額及び延滞加算税額）」とあるのは「骨ばい税額（延滞加算税額）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

11 この法律の施行前にトランプ類の製造場から引き取られたトランプ類が、この法律の施行の日以後に当該製造場に戻し入れられた場合には、新法第十八条第一項中「当該移出」とあるのは「当該引取」と、「トランプ類税額（利子税額及び延滞加算税額）」とあるのは「骨ばい税額（延滞加算税額）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

12 他のトランプ類の製造場又は保税地域からこの法律の施行前に引き取られたトランプ類をトランプ類の製造場に移入した場合（前二項の規定による控除を受けるべき場合を除く）において、当該トランプ類をこの法律の施行の日以後その移入した製造場からさらに移出するときは、新法第十八条第二項中「当該他の製造場からの移出又は保税地域からの引取」とあるのは「当該他の製造場又は保税地域からの引取」と、「トランプ類税額（利子税額及び延滞加算税額）」とあるのは「骨ばい税額（延滞加算税額）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

13 旧法第十一条ノ二第二項の規定（次項においてなおその効力を有するものとされる場合を含む）により骨ばい税に相当する金額を還

付された、又は還付されるべき骨ばい税に相当する金額に係るトランプ類については、前三項の規定は、適用しない。

14 旧法第十一条ノ二第二項の規定によりされた承認及び当該承認に係る骨ばい税に相当する金額の還付については、同項及び同条第三項の規定は、なおその効力を有する。

15 旧法第十二条第一項の規定の適用を受けて製造場又は保税地域から引き取られたトランプ類の当該引取に係る骨ばい税の徴収又は免除並びに当該トランプ類について旧法第十四条ただし書の規定による承認及び当該承認に係る骨ばい税の徴収については、なお従前の例による。

16 旧法第十三条第二項又は第十五条第四項（旧法第十五条ノ二第三項において準用する場合を含む）の規定（前項又は附則第二項の規定によりなおその例によるものとされる場合を含む）により既に骨ばい税を徴収されたトランプ類を所持する者については、旧法第十三条第三項（旧法第十五条第五項及び第十五条ノ二第四項において準用する場合を含む）の規定は、なおその効力を有する。

17 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

18 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「骨ばい」を「ト

ランプ類」に、「骨ばい税」を「トランプ類税」に改め、同条第二項中「骨牌税法第十一条ノ二第二項本文をトランプ類税法第十八条第一項」に改める。

19 印紙等模造取締法（昭和二十二年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「物品税証紙」の下に、「トランプ類税法第二十

20 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「及び物品税」を、「物品税及びトランプ類税」に改める。

21 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「骨牌税法（明治三十五年法律第四十四号）」を「トランプ類税法（昭和三十三年法律第

22 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第九十九条中「入場税」の下に「トランプ類税」を加える。

23 奄美群島の復興に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和二十八年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号を次のように改める。

五 トランプ類税法（昭和三十三年法律第 号）

24 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「骨牌税法（明治三十五年法律第四十四号）」を「トランプ類税法（昭和三十三年法律第

25 輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「骨牌税法（明治三十五年法律第四十四号）」を「トランプ類税法（昭和三十三年法律第

26 第二条第一号中「骨ばい税」を「トランプ類税」に改め、同条第二号中「骨牌税法」を「トランプ類税法」に、「骨ばい」を「トランプ類」に改める。

第六条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第八条第一項並びに第九条第一項、第二項及び第五項中「第六条第三項」を「第六条第二項」に改める。

二月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、租税特別措置法案

租税特別措置法案

租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の全部を改正する。

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 所得税法の特例

第一節 利子所得及び配当所得（第三条・第九条）

第二節 不動産所得及び事業所得（第三条・第九條）

第一款 減価償却の特例（第十條・第十八條）

第二款 準備金（第十九條・第二十條）

第三款 輸出所得の課税の特例（第二十一條・第二十三條）

第四款 農業所得の免税（第二十四條・第二十五條）

第五款 その他の特例（第二十六條・第二十八條）

第三節 給与所得（第二十九條）

第四節 山林所得及び譲渡所得

第一款 山林所得の概算経費控除（第三十條）

第二款 取用等の場合の譲渡

所得等の課税の特例
(第三十一条—第三十四条)

第三款 居住用財産等の買換

の場合の譲渡所得の課税の特例(第三十五条—第三十九条)

第四款 その他の特例(第四十条—第四十一条)

第三章 法人税法の特例

第一節 減価償却の特例(第四十二条—第五十二条)

第二節 準備金(第五十三条—第五十四条)

第三節 輸出所得の課税の特例(第五十五条—第五十七条)

第四節 協同組合の課税の特例(第五十八条—第六十一条)

第五節 交際費等の課税の特例(第六十二条—第六十三条)

第六節 その他の特例(第六十四条—第六十八条)

第四章 相続税法及び財産税法の特例(第六十九条—第七十一条)

第五章 登録税法の特例(第七十二条—第八十四条)

第六章 酒税法の特例(第八十五条—第八十七条)

第七章 物品税法の特例(第八十八—九十条)

第八章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第八十九—第九十条)

第四節 その他の税の特例(第九十一条—第九十二条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、当分の間、所得税、法人税、相続税、財産税、登録税、酒税、物品税、揮発油税、地方道路税、通行税及び印紙税を軽減し、若しくは免除し、又はこれらの税に係る課税標準の計算、徴収若しくは資産の再評価につき、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)、財産税法(昭和二十一年法律第五十二号)、登録税法(明治二十九年法律第二十七号)、酒税法(昭和二十八年法律第六号)、物品税法(昭和十五年法律第四十号)、揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)、地方道路税法(昭和三十年法律第一百四号)、通行税法(昭和十五年法律第四十三号)、印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)及び資産再評価法(昭和二十五年法律第一百十号)の特例を設けることについて規定するものとする。
(用語の意義)
第二条 第二章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 居住者又は非居住者 それぞれ所得税法第一条第一項又は第二項に規定する居住者又は非居住者をいう。

二 合同運用信託、貸付信託又は証券投資信託

それぞれ所得税法第七条に規定する合同運用信託、貸付信託又は証券投資信託をいう。

三 総所得金額、退職所得の金額、山林所得の金額、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、山林所得又は譲渡所得

それぞれ所得税法第九条第一項に規定する総所得金額、退職所得の金額、山林所得の金額、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、山林所得又は譲渡所得をいう。

四 確定申告書

所得税法第二十六条第一項に規定する確定申告書をいう。

五 損失申告書

所得税法第二十六条第二項に規定する損失申告書をいう。

六 確定申告書等

所得税法第二十二條の二第五項に規定する予定納税額減額申請書、同法第二十五條第二項に規定する予定納税額更正請求書、同法第二十三條第一項若しくは第二項の規定による七月予定申告書若しくは十一月予定申告書、第四号に規定する確定申告書又は前号に規定する損失申告書をいう。

七 青色申告書

所得税法第二十六条の三第一項に規定する青色申告書をいう。

八 修正申告書

所得税法第二十七条第一項に規定する修正確定申告書及び修正損失申告書をいう。

九 更正の請求

所得税法第二十七条第六項の規定による更正の請求をいう。

2 第三章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 事業年度

法人税法第七条に定める事業年度をいう。

二 資本積立金額

法人税法第九条の六第二項第一号に規定する資本積立金額をいう。

三 積立金額

法人税法第十六条に規定する積立金額をいう。

四 確定申告書

法人税法第十八条から第二十一条までの規定による申告書又は同法第二十三条の規定による申告書で同法第十八条から第二十一条までに規定する事項を記載したものを含む。

五 青色申告書

法人税法第二十五条に規定する青色申告書をいう。

六 再評価積立金額

資産再評価法第二十二條の規定による再評価積立金の額をいう。

3 第六章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 酒類

酒税法第二条第一項に規定する酒類をいう。

二 酒類製造者

酒税法第七条第一項に規定する酒類製造者をいう。

三 揮発油

揮発油税法第二条第一項に規定する揮発油をいう。

四 保税地域

関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九条に規定する保税地域をいう。

第二章 所得税法の特例

第一節 利子所得及び配当所得

(利子所得の分離課税及び税率の軽減)
第三条 居住者又は所得税法の施行地に事業を有する非居住者が昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの間に支払を受けるべき利子所得については、同法第九条第一項及び第十三条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき利子所得の金額に対し、百分の十の税率を適用して所得税を課する。

2 所得税法の施行地に事業を有しない非居住者又は法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを除く。以下この章において同じ。)が昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの間に支払を受けるべき利子所得に対する所得税法第七條又は第十八條第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十の税率とする。

3 昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの間に支払を受けるべき利子所得に対する所得税法第七條又は第十八條第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十の税率とする。

4 第一項又は第二項に規定する利子所得の支払を受ける者及びその支払をする者については、所得税

法第五十九条及び第六十一条中利子所得に係る部分の規定は、適用しない。

（長期預金等の利子所得の非課税）
第四条 次に掲げる公債、社債、預金又は合同運用信託について昭和三十三年四月一日からその発行、預入又は信託の日から起算して三年を経過した日まで（その日が昭和三十三年三月三十一日前である場合には、同日まで）に支払われるべき利子所得（第二号に掲げる預金のうち任意に又は定期に積み立てる預金で政令で定めるものの利子については、政令で定めるところにより計算した預入期間が一年以上の金額に係る部分の利子）については、前条の規定にかかわらず、所得税を課さない。

一 昭和三十三年三月三十一日までに発行された公債又は社債（特別の法令により設立された法人の発行する債券を含む。以下同じ。）で発行の日から償還期限（当該社債に係る契約において順次償還すべき旨の定のあるものについては、最も早く償還がされる時期）までの期間が一年以上であるもの

二 昭和三十三年三月三十一日までに締結された契約に基く金融機関に対する預金で当該契約において定める預入期間が一年以上であるもののうち政令で定めるもの

三 昭和三十三年三月三十一日までに締結された契約に基く合同運用信託で当該契約において定める信託期間が一年以上であるもの

四 前条第四項の規定は、前項に規定する利子所得の支払を受ける者及びその支払をする者について準用する。

（納税準備預金の利子の非課税）
第五条 納税準備預金の利子については、所得税を課さない。ただし、当該預金から租税の納付の目的以外の目的のために引き出された金額がある場合には、政令で定めるところにより、当該金額に対する利子については、所得税を課する。

2 前項に規定する納税準備預金は、租税の納付に充てられることを目的として銀行その他の政令で定める金融機関に対してした預金で当該金融機関が他の預金と区分して経理しているものをいう。

（非居住者等の受ける戦前外貨債利子の非課税）
第六条 非居住者又は所得税法の施行地に本店若しくは主たる事務所を有しない法人が支払を受ける利子で次に掲げるものについては、同法第十七条、第十八条第一項及び第二項並びに第四十一条の規定は、適用しない。

一 戦前外貨債の利子で本邦と当該利子の支払地の属する国との間の所得税及びこれに相当する税の二重課税防止のための条約の効力が生じた日から起算して六月を経過した日までに支払期日が到来するもの

二 次のイ又はロに掲げる利子で前号に規定する六月を経過した日後に支払期日が到来するもの

イ 戦前外貨債でその利子につき所得税を課さない旨又は利子の支払の際所得税が徴収されない旨の特約があるものの利子

ロ 戦前外貨債で特約によりその利子につき課される所得税が国の負担となるものの利子

2 前項に規定する戦前外貨債とは、昭和六年七月一日以前に発行された次に掲げる国債、地方債又は社債で大蔵省令で定めるものをいう。

一 アメリカ合衆国通貨、連合王国通貨又はフランス国通貨で表示された国債、地方債又は社債

二 本邦通貨で表示されている国債、地方債又は社債で確定換算率により連合王国通貨で支払を行べき旨の特約があるもの

（非居住者等の受ける対外支払手段により取得した国債の利子等の税率の軽減）
第七条 非居住者又は所得税法の施行地に本店若しくは主たる事務所を有しない法人が、対外支払手段の提供により合法的に取得した国債、地方債、同法の施行地に本店若しくは主たる事務所を有する法人の発行する社債、貸付信託の受益証券又は株式、出資若しくは証券投資信託の受益証券について、昭和三十三年四月一日以後に支払を受けるべき利子所得（第四条の規定に該当するものを除く。）又は配当所得に対する所得税法第十七条又は第十八条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十

の税率は、百分の十の税率とする。

2 前項に規定する非居住者又は法人が対外支払手段の提供により合法的に取得した貸付金債権について支払を受けるべき利子に対する所得税法第十七条又は第十八条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十の税率とする。

3 第一項に規定する利子所得若しくは配当所得又は前項に規定する利子に対する所得税法第四十一条の規定の適用については、同条に規定する百分の二十の税率は、百分の十の税率とする。

4 第一項又は第二項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする者が、大蔵省令で定めるところにより、利子所得若しくは配当所得又は貸付金債権の利子の支払をする者の備え付ける帳簿にその氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他必要事項の記載を受けた場合において、その記載を受けている期間に限り、適用する。

5 第一項に規定する対外支払手段とは、外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第八号に規定する対外支払手段その他の大蔵省令で定めるこれと同等の価値のあるものをいう。

（金融機関の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用）
第八条 所得税法の施行地に営業所を有する銀行その他の政令で定める金融機関（以下この条において「金融機関」という。）が支払を受ける公債、社債若しくは預金の利子又は合同運用信託の利益で次に掲げるものについては、同法第十八条第一項及び第二項並びに第四十一条の規定は、適用しない。

一 国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第二条第二項又は社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）第三条の規定により登録した公債又は社債の利子（信託業務を兼営する銀行の登録した公債又は社債の利子で政令で定めるものを除く。）でその登録した期間内に生じたもの

二 貯蓄銀行法（大正十年法律第七十四号）第九条第一項又は普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第二条第一項の規定により貯蓄銀行又は貯蓄銀行業務を兼営する銀行の供託した公債又は社債の利子でその供託した期間内に生じたもの

三 金融機関に対する預金の利子

四 金融機関を委託者とし、かつ、当該金融機関を受益者とする合同運用信託の利益でその委託した期間（貸付信託の利益については、当該貸付信託の受益証券が引き続き記名式であった期間）内に生じたもの

又は利益のうち同項の規定の適用を受ける部分とその他の部分とを区分した明細書を、利子又は利益の支払の取扱者を經由して、その支払地の所轄税務署長に提出しなければならぬ。

3 第一項第一号、第二号又は第四号に規定する登録した期間、供託した期間又は委託した期間若しくは記名式であつた期間及びこれらの期間内に生じた部分の金額の計算に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(配当所得の源泉徴収税率の軽減)
第九条 昭和三十一年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの間に支払を受けるべき配当所得に對する所得税法第十七条、第十八条第一項若しくは第二項、第三十七條及び第四十一條の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十の税率とする。

第二節 不動産所得及び事業所得
第一款 減価償却の特例
(重要機械等の三年間五割増償却)
第十条 青色申告書を提出する個人が、日本經濟の健全な発展に資するため緊急に必要なものとして政令で定める機械その他の設備及び船舶(以下この条件において「重要機械等」という。)につき政令で定める期間内に、重要機械等とその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は重要機械等を製作して、これを当該個人の事業の用に供した場合には、当該個人の不動産所得又は事業所得の

計算上、その用に供した日以後三年間に係る当該重要機械等の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該重要機械等について同項の規定により計算した減価償却費の額で当該期間に係るものの百分の百五十に相当する金額とする。

2 前項の規定は、確定申告書等に、同項の規定により必要な経費に算入される金額についてのその算入に關する記載があり、かつ、これらの書類に重要機械等の減価償却費の額の計算に關する明細書の添附がある場合に限り、適用する。

(合理化機械等の初年度二分の一償却)
第十一条 青色申告書を提出する個人で企業合理化促進法(昭和二十七年法律第五号)第六条に規定する政令で定める重要産業に属する事業を含むものが、当該事業の近代化のため緊急に必要なものとして政令で定める機械その他の設備(以下この条において「合理化機械等」という。)につき政令で定める期間内に、合理化機械等とその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は合理化機械等を製作して、これを当該個人の当該事業の用に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の計算上、当該合理化機械等の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該合理化機械

等の所得価額の二分の一に相当する金額以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額とする。ただし、当該合理化機械等の減価償却費として同項の規定により必要な経費に算入される金額を下ることはできない。

2 前項の規定により当該合理化機械等の減価償却費として必要な経費に算入した金額がその取得価額の二分の一に相当する金額に満たない場合には、当該合理化機械等を事業の用に供した年の翌年以後二年間の各年における事業所得の計算上、当該合理化機械等の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該合理化機械等の減価償却費として同項の規定により必要な経費に算入する金額とす

る。ただし、この項の規定により既に必要な経費に算入した金額があるときは、当該金額を控除した金額)以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができ

3 前条第一項の規定は、合理化機械等については適用しない。
4 前条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定を適用する場合について準用する。

(試験研究用機械設備等の特別償却)
第十二条 企業合理化促進法第三条に規定する試験研究を行う個人で事業を営むものが、同法第四条第一項の規定による承認を受けた場

合において、その承認を受けた日から一年以内に、その承認を受けた機械設備等を取得し、又は製作して、その承認を受けた試験研究(当該個人の営む当該事業と関連のある試験研究に限る。)の用に供したときは、その用に供した日以後三年以内の各年の事業所得の計算上、当該機械設備等の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、その用に供した日以後三年以内でその用に供している期間に限り、当該機械設備等を取得し、又は製作するために要した金額の百分の九十に相当する金額に当該各年のうちの当該期間の月数を乗じてこれを三十六で除して計算した金額とする。

2 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月未満の端数を生じたときは、これを一月とする。

3 第十条第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

(新築貸家住宅の割増償却)
第十三条 個人が、昭和三十一年四月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に、所得税法の施行地において、新築した貸家住宅で政令で定めるものを取得し、又は当該貸家住宅を新築して、これを貸家住宅(その者の営む事業に係る使用人の居住の用を含む。以下この項において同じ。)に供した場合には、当該個人の不動産所得又は事業所得の計算上、その貸家の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、当

該貸家住宅の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、同法第十条第二項の規定にかかわらず、当該貸家住宅について同項の規定により計算した減価償却費の額で当該期間に係るものの百分の二百(当該貸家住宅についてその新築の時に於いて所得税法の規定により定められている耐用年数が五十年以上であるときは、百分の三百)に相当する金額とする。

2 第十条第二項の規定は、前項の規定を準用する場合について準用する。

(満期保険に附した漁船の特別償却)
第十四条 個人が、昭和三十一年四月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に、その有する総トン数百トン未満の漁船につき漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第三条に規定する満期保険の保険料を支払つた場合には、当該各年の事業所得の計算上、当該漁船の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該漁船の減価償却費の額の累計額がその取得価額の百分の九十に相当する金額に達するまでは、その年中に支払つた当該保険料のうち漁船損害補償法第一百十三條の十一に規定する積立保険料に相当する額とする。ただし、当該漁船の減価償却費として同項の規定により必要な経費に算入される金額を下ることはできない。

2 第十条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第十五条 青色申告書を提出する個人

（探鉱用機械設備等の特別償却）
 人であるが、昭和三十一年四月一日から昭和三十六年十二月三十一日までの間（以下この条において「指定期間」という。）に、政令で定める探鉱用機械設備を取得し、又は製作して、これを所得税法の施行地にある鉱床でまだ採掘に着手していないもの（以下この条及び第四十八条において「新鉱床」という。）の探鉱の用に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の計算上、当該探鉱用機械設備の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、同法第十条第二項の規定にかかわらず、当該探鉱用機械設備の取得価額の百分の九十に相当する金額以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額とする。ただし、当該探鉱用機械設備の減価償却費として同項の規定により必要な経費に算入される金額を下ることはできない。

2

前項に規定する個人が、指定期間内に、新鉱床の探鉱のために支出した金額（その年十二月三十一日までに探鉱を打ち切り、かつ、その探鉱により採掘可能な鉱量を発見するに至らなかつた場合における当該探鉱のために支出した金額及び鉱床以外の固定資産の取得のために支出した金額を除く。）又は新鉱床の鉱業権を他から購入するために支出した金額がある場合には、その支出した金額以下の金額で当該個人が必要な経費

として計算した金額は、当該個人のその支出の日を含む年の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

3 青色申告書を提出する個人で金属鉱業（硫黄鉱業を含む。）のうち

政令で定めるもの（以下この項及び次項において「金属鉱業等」という。）を営むものが、指定期間内の日の属する各年分において第一項に規定する探鉱用機械設備のうち金属鉱業等に係るものの取得又は新鉱床（金属鉱業等に係るものに限る。以下この項において同じ。）の探鉱若しくは新鉱床の鉱業権の購入のために支出する金額の合計額（以下次項において「探鉱費総額」という。）でその年の指定期間内の支出に係るものが基準年分の探鉱費総額に当該年の指定期間の月数を乗じ十二で除して計算した金額をこえる場合には、当該個人の指定期間内の各年の金属鉱業等に係る探鉱の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該探鉱について同項の規定により計算した減価償却費の金額とこの金額との合計額（当該合計額が昭和三十一年十二月三十一日における金属鉱業等に係る探鉱の帳簿価額の合計額に当該年の指定期間の月数を乗じてこれを政令で定める数で除して計算した金額をこえるときは、当該金額）とする。

4

前項に規定する基準年分の探鉱費総額は、同項に規定する個人が昭和三十一年以前三年間において

支出した探鉱費総額の合計額を三十六（当該期間内に金属鉱業等を開始した場合には、その開始した日から同年十二月までの月数）で除して計算した金額に十二を乗じて計算した金額をいう。

5 前二項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

6 第四項に規定するもののほか、同項の基準年分の探鉱費総額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

7 第十一条第二項の規定は、第一項に規定する探鉱用機械設備の減価償却費の額の計算について準用する。この場合において、同条第二項中「二分の一」とあるのは、「百分の九十」と読み替えるものとする。

8 第十条第二項の規定は、第一項から第三項までの規定を適用する場合について準用する。

（鉱業用坑道等の特別償却）
 第十六条 青色申告書を提出する個人で鉱業を営むものが、昭和三十一年四月一日から昭和三十六年十二月三十一日までの間に採掘場所の深部移行又は坑内条件の悪化に對処しその生産を維持するために必要な次に掲げる資産で政令で定めるものを取得し、又は製作して、これを当該個人の事業の用に供した場合においては、その取得又は製作のために支出した金額以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額は、その用に供した日の属する年の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

1

坑内において掘さくされる坑道

- 二 坑内において施設される軌条、動力線、排水管その他の機械及び装置
- 三 坑内において使用される車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品

2

前項に規定する個人が、同項に規定する期間内に、坑外から掘さくされる通気坑道又は排水坑道で政令で定めるものを取得してこれを当該個人の事業の用に供した場合においては、その用に供した日の属する年以後の各年（当該通気坑道又は排水坑道について第十条第一項又は第十一条第一項の規定の適用を受ける年を除く。）における事業所得の計算上、当該通気坑道又は排水坑道の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、政令で定める年数をその耐用年数として定額法により計算した額（その年において第十一条第二項の規定により通常の場合の減価償却費に加算して必要な経費に算入することができる金額があるときは、当該金額を加算した金額）とすることができる。

3

第十条第二項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

（海外支店用設備等の特別償却）
 第十七条 青色申告書を提出する個人で貿易業その他政令で定める外国貿易の促進に寄与する事業を営むものが、昭和二十八年一月一日から昭和三十一年十二月三十一日

までの間に、所得税法の施行地外に事業所を設け、機械及び装置、車両及び運搬具その他の資産で政令で定めるもの（以下この条において「海外支店用設備」という。）を取得して、これを当該事業所の事業の用に供した場合においては、その用に供した日の属する年における事業所得の計算上、当該海外支店用設備の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該海外支店用設備の取得価額の二分の一に相当する金額以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額とする。ただし、当該海外支店用設備の減価償却費として同項の規定により必要な経費に算入される金額を下ることはできない。

2

前項に規定する個人が、同項に規定する期間内に、同項に規定する事業所に係る建物（その附属設備を含む。以下この項において同じ。）及び構築物を取得して、これを当該事業所の事業の用に供した場合においては、当該個人の事業所得の計算上、その用に供した日以後五年間における当該建物及び構築物の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該建物及び構築物について同項の規定により計算した減価償却費の額で当該期間に係るものの百分の百五十に相当する金額とする。

3

第一項に規定する個人が、同項に規定する期間内に、同項に規定する事業所の用に供する土地又は

家を賃借するため権利金を支出した場合、その支出金額の二分の一に相当する金額以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額は、その支出の日の属する年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

4 第十一条第二項の規定は、海外支店用設備の減価償却費の額を計算する場合について準用する。

5 第十条第二項の規定は、前四項の規定を適用する場合について準用する。

(重油ボイラーの改造費の特別償却)

第十八条 青色申告書を提出する個人が、重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律(昭和三十三年法律第五十七号)第四條の規定による指示に基づいて、昭和三十三年三月三十一日まで、同法第二条に規定する重油ボイラーを当該重油ボイラー以外のボイラーに改造した場合、その改造のために支出した金額のうち当該個人が必要な経費として計算した金額は、その支出の日の属する年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

2 第十条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第二款 準備金
(価格変動準備金勘定への繰入金額の必要経費算入)

第十九条 青色申告書を提出する個人が、各年において、所得税法第十條の二第一項に規定するたな卸をすべき資産(以下この条において「たな卸資産」という。)の価格

の低落による損失に備えるため、その有するたな卸資産の評価方法の区分に従い、次の各号に定めるところにより計算した金額の合計額(当該合計額がその年分の事業所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額をこえるときは、当該金額。以下この条において「繰入限度額」という。)以下の金額を価格変動準備金勘定に繰り入れたときは、その繰り入れた金額は、当該個人の当該繰り入れた年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

一 繰入先出法による原価法又は繰入先出法により算出した取得価額を基礎とする低価法により評価されるたな卸資産については、その年十二月三十一日におけるたな卸資産の帳簿価額の合計額が同日における当該たな卸資産の価額の百分の九十二に相当する金額の合計額をこえる場合のそのこえる金額

二 前号に規定する方法以外の評価方法により評価されるたな卸資産については、その年十二月三十一日におけるたな卸資産の帳簿価額の合計額から当該合計額又は同日における当該たな卸資産の価額の合計額のうちいずれか少ない金額の百分の九十二に相当する金額を控除した金額

2 前項第一号又は第二号に掲げる金額は、当該たな卸資産を政令で定める事業の種類ごとに区分し、又は更に商品若しくは製品、半製品若しくは仕掛品、主要原材料補助原材料その他のたな卸資産に区分して計算することができるものとする。

品若しくは仕掛品、主要原材料補助原材料その他のたな卸資産に区分して計算することができるものとする。

3 第一項の規定により事業所得の計算上必要な経費に算入された価格変動準備金勘定の額は、その翌年の事業所得の計算上、繰入金金額に算入する。

4 第一項の規定は、確定申告書又は損失申告書に同項の規定により必要な経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、これらの申告書にその年分の繰入限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

(輸出損失準備金勘定への繰入金額の必要経費算入)

第二十条 青色申告書を提出する個人で貿易業を営むものが、輸出契約の全部若しくは一部の取消又は当該契約の履行についてのその相手方に対する損害賠償義務の発生その他の政令で定める事由による損失に備えるため、昭和二十八年から昭和三十三年までの各年において、その年中に成立した輸出契約の契約高の合計額からその年中に取り消された輸出契約の契約高の合計額を控除した金額(その金額がその年の末日において存する輸出契約の契約高の合計額に満たない場合には、当該合計額。以下次項において「輸出契約高の合計額」という。)の千分の五に相当する金額(その金額が貿易業に係るその年分の事業所得の金額として政令で定めるところにより計算し

た金額の百分の三十五に相当する金額をこえるときは、当該金額)以下の金額を輸出損失準備金勘定に繰り入れたときは、その繰り入れた金額は、当該繰入をした年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

2 前項に規定する輸出損失準備金勘定を設けている個人のその年の末日における輸出損失準備金勘定の金額(その日までに次項の規定により繰入金額に算入すべきであつた金額又は前年十二月三十一日までにこの項の規定により繰入金額に算入すべきであつた金額がある場合には、これらの金額を控除した金額)が、その年の輸出契約高の合計額の千分の十に相当する金額をこえるときは、そのこえる金額は、その年分の事業所得の計算上、繰入金額に算入する。

3 第一項に規定する輸出損失準備金勘定を設けている個人について同項に規定する損失が生じた場合又は当該個人が当該輸出損失準備金勘定の金額を当該損失をうめる目的以外の目的に支出し、貿易業を廃止し、青色申告書の提出の承認を取り消され、その提出をやめ、若しくは死亡した場合、当該政令で定めるところにより、当該輸出損失準備金勘定の金額の全部又は一部を、これらの事由の生じた日の属する年分及びその翌年分の事業所得の計算上、繰入金額に算入する。

4 第一項に規定する輸出損失準備金勘定を設けている個人の昭和三十三年十二月三十一日における輸出損失準備金勘定の金額(その日までに前二項の規定により繰入金額に算入すべきであつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額)は、当該年分の事業所得の計算上、繰入金額に算入する。

5 前条第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第三款 輸出所得の課税の特例

(輸出所得の特別控除)

第二十一条 青色申告書を提出する個人の昭和三十三年四月一日から昭和三十四年十二月三十一日までの間における次に掲げる取引については、その年中の当該取引による収入金額の百分の三(第一号に掲げる取引については収入金額の百分の一とし、第二号及び第三号に掲げる取引については収入金額の百分の五とする。)に相当する金額と当該取引に係る当該年分の事業所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の八十に相当する金額とのいずれか少ない金額は、当該年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

一 他から購入した物品の輸出(対価の支払が日本国と外国との間に締結された賠償に関する条約に基づき日本国政府又は外国政府によりされるものを除く。以下第二十三条までにおいて同じ。)

- 二 自己の製造した設備等（第十五条第二項に規定する設備等をいう。以下この条及び第二十三条において同じ。）の輸出
 - 三 自己の製造した設備等の輸出のためにする輸出を行う者への販売（当該輸出を行う者に対する物品の販売を業とする者への販売を含む。以下第二十三条までにおいて同じ。）
 - 四 自己の製造、採掘、採取、栽培、養殖その他これらに準ずる行為により取得した物品（設備等を除く。）の輸出
 - 五 前号に規定する物品の輸出のためにする輸出を行う者への販売
 - 六 輸出業者（他から購入した物品の販売を主たる業とする者で常時物品の輸出を行うものをいう。以下この条及び第二十三条において同じ。）の委託を受けて行う当該輸出業者の輸出のための物品の加工又は当該加工の対象となつた第四号に規定する物品の当該輸出業者への販売
 - 七 陶磁器の輸出のためにする上給付を行う者への自己の製造した陶磁器の素地の販売
 - 八 製糸業者、紡績業者又は織物業者（織物の販売を業とする者で他の者に原料等を供給して織物の製造を委託するものを除く。以下この条及び第二十三条において同じ。）の製造する繊維製品に係るこれらの者の委託を受けて行う輸出のための製織加工、メリヤス加工、染色加工又は整理加工
- 九 第六号に規定する加工を行う者の委託を受けて行う当該加工に係る物品の採染加工
 - 十 外国航路において行う輸出貨物の運送
 - 十一 対外支払手段（第七条第五項に規定する対外支払手段をいう。以下この条において同じ。）を対価として行う運送（前号に掲げる運送を除く。）、修理、加工、建設請負又は工業所有権その他の技術に関する権利若しくはこれに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）、若しくは著作権（映画フィルムの上映権を含む。）の譲渡若しくは提供
- 2 次の各号に規定する取引が行われた場合には、前項の規定により必要な経費に算入する金額の計算の基礎となる当該取引による収入金額は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる金額によるものとする。
 - 一 輸出業者が前項第二号又は第四号に掲げる取引をした場合において、当該取引に係る物品についての加工が他の者に委託されたものであるとき、又はその加工の対象となつた物品が他の者から購入されたものであるときは、当該取引による収入金額から当該委託又は購入によりこれらの者に支払う金額に相当する金額を控除した金額
 - 二 陶磁器の上給付を行う者が前項第四号又は第五号に掲げる取引をした場合において、当該取引に係る陶磁器が他の者から購入した陶磁器の素地上に給付をしたものであるときは、当該取引による収入金額から当該購入によりその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額
 - 三 製糸業者、紡績業者又は織物業者が前項第四号又は第五号に掲げる取引をした場合において、当該取引に係る物品についての製織加工、メリヤス加工、染色加工又は整理加工が他の者に委託されたものであるときは、当該取引による収入金額からその委託によりその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額
 - 四 前項第六号に規定する加工を行う者が当該加工を行つた場合において、当該取引に係る物品についての採染加工が他の者に委託されたものであるときは、当該取引による収入金額からその委託によりその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額
 - 五 建設業者が対外支払手段を対価として建設請負を行つた場合において、当該建設請負に係る材料代、人夫賃等を対外支払手段により支出したときは、当該取引による収入金額から当該対外支払手段により支出した金額に相当する金額を控除した金額
 - 3 第一項の規定により必要な経費に算入する金額の計算の基礎となる同項第一号、第二号、第四号、第十号又は第十一号に掲げる取引による収入金額は、当該取引に係る物品が輸出されたこと、当該取引が外国航路における輸出貨物の運送であつたこと又は当該運送、修理、加工、建設請負、譲渡若しくは提供が対外支払手段を対価としてされたものであることについて、また、所得税法第二十九条第一項又は第二項の規定に該当する場合における当該年分に係る第一項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引による収入金額は、これらの号に規定する物品が輸出されたことについて、それぞれ大蔵省令で定めるところにより証明されたものによる収入金額に限るものとする。
 - 4 第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定により必要な経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、当該申告書に当該金額の計算に関する明細書の添附がある場合に限る、適用する。
 - （輸出の証明がされない場合の総収入金額算入）
第二十二条 前条第一項の規定により同項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引に関し必要な経費に算入した金額がある場合において、これらの号に規定する物品のうちこれらの号に掲げる取引の行われた日からその日の属する年の翌年十二月三十一日までの間に当該物品が輸出されたことについて大蔵省令で定める証明がされないものがあるときは、当該必要な経費に算入した金額のうち当該証明がされなかつた物品の取引による収入金額は、当該取引に係る部分として政令で定める、当該申告書に係る年分の事業所得の計算上、総収入金額に算入する。
 - （輸出取引となつた場合の特別控除）
第二十三条 青色申告書を提出する個人が、昭和三十一年四月一日から昭和三十四年十二月三十一日までの間に次に掲げる取引（輸出のための販売又は加工を除く。）を行つた場合において、当該取引について当該取引の行われた日の属する年の翌年十二月三十一日までに大蔵省令で定める証明を受けたときは、当該取引を第二十一条第一項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引とみなして同項の
 - 2 前条第一項の規定により同項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引に関し必要な経費に算入した金額がある個人が所得税法第二十九条第一項又は第二項の規定に該当することとなる場合において、これらの号に掲げる物品のうちこれらの号に規定する取引の行われた日から同条第一項から第三項までの規定による申告書の提出期限までに当該物品が輸出されたことについて大蔵省令で定める証明がされないものがあるときは、前項の規定にかかわらず、当該必要な経費に算入した金額のうち当該証明がされなかつた物品の取引に係る部分として政令で定めるところにより計算した金額は、当該申告書に係る年分の事業所得の計算上、総収入金額に算入する。

規定を適用する。この場合において当該証明が当該取引の行われた日の属する年分に係る確定申告書又は損失申告書の提出後にされたときは、所得税法第二十七条第六項の規定にかかわらず、その証明のされた日の属する年の翌年一月一日からこれらの申告書の提出期限までに、更正の請求をすることが出来る。

一 自己の製造した設備等若しくは第二十一条第一項第四号に規定する物品のその輸出を行う者又は輸出業者への販売

二 輸出業者の委託を受けてする物品の加工

三 陶磁器の上絵付を行う者への自己の製造した陶磁器の素地の販売

四 製糸業者、紡績業者又は織物業者の委託を受けてする繊維製品についての製織加工、メリヤス加工、染色加工又は整理加工

五 輸出業者の委託を受けて物品の加工を行う者の委託を受けてする当該加工に係る物品についての捺染加工

2 前項に規定する取引の行われた日の属する年又はその翌年において所得税法第二十九条第一項又は第二項の規定に該当する場合における前項の規定による証明又は更正の請求の期限は、政令で定めるところによる。

3 第二十一条第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「確定申告書等」とあるのは、「確定申告書等又は第二

十三条第一項の規定による請求書」と読み替えるものとする。

第四款 農業所得の免稅
(開墾地等の農業所得及び採掘所得の免稅)

第二十四条 個人が、昭和二十八年一月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に所得税法の施行地にある土地を開墾し、又は水面を埋立て、若しくは干拓して、その土地を昭和三十三年十二月三十一日までに当該個人(その相続人を含む)の耕作又は採掘(塩専売法(昭和二十四年法律第百十二号)第一条第一項又は第二項に規定する塩又はかん水の採取をいう。以下この項において同じ)の用に供したときは、その者には、その耕作又は採掘の用に供した日の属する年及びその翌年から五年間は、当該土地における米、麦その他の政令で定める農産物の栽培又は採掘から生ずる所得に対する所得税を免除する。

2 前項の規定は、確定申告書等による同項の規定の適用を受けようとする旨及び当該所得の明細に関する事項の記載がない場合には、適用しない。

(土地改良事業施行地の後作所得の免稅)
第二十五条 個人が、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)に基づく土地改良事業を施行し、この土地につき当該個人(その相続人を含む)が昭和三十三年十二月三十一日までに水稲の後作として麦又は菜種の植付をした場合には、その者には、当該土地において当該土地改良事業の実施前三年

間に水稲の後作として麦又は菜種の植付がされていた場合で政令で定める場合に該当するときは、当該植付をした日の属する年及びその翌年から三年間は、当該土地における当該麦又は菜種の植付により生じた所得に対する所得税を免除する。

2 前条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第五款 その他の特例
(社会保険診療報酬の所得計算の特例)

第二十六条 医業又は歯科医業を営む個人が、各年において、次の各号に掲げる給付又は医療若しくは助産につき支払を受けるべき金額がある場合には、その年分の事業所得の計算上、当該給付又は医療若しくは助産に係る経費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該支払を受けるべき金額の百分の七十二に相当する金額とする。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)、国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)(防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十二條第一項においてその例によるもの)とされる場合を含む。以下この号において同じ)、公共企業体

職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)、市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)、私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)、未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)又は原子爆弾被害者の医療等に關する法律(昭和三十三年法律第 号)の規定に基く療養の給付(健康保険法、日雇労働者健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、公共企業体職員等共済組合法、市町村職員共済組合法又は私立学校教職員共済組合法の規定によつて家族療養費を支給し、負担し、又は支払うべき被扶養者に係る療養を含むものとする)、助産の給付、更生医療の給付、育成医療の給付又は医療の給付

二 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の規定に基く医療扶助のための医療又は出産扶助のための助産

三 精神衛生法(昭和二十五年法律第百二十三号)又は結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の規定に基く医療

2 前項の規定は、確定申告書等による同項の規定により所得の金額を計算した旨の記載がない場合には、適用しない。

(社会保険診療報酬の源泉徴収率の軽減)
第二十七条 前条第一項に規定する個人が同項各号に掲げる給付又は医療につき支払を受けるべき金額に対する所得税法第四十二条第二項の規定の適用については、同項に規定する百分の十の税率は、百分の五の税率とする。

(重要外国技術の使用料についての税率の軽減)
第二十八条 非居住者又は所得税法の施行地に本店若しくは主たる事務所を有しない法人が、重要外国技術を提供することにより支払を受ける使用料に対する同法第十七条、第十八条第二項及び第二項並びに第四十一条の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十の税率とする。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者が、大蔵省令で定めるところにより、その所得の支払をする者の備え付ける帳簿にその氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、同項に規定する重要外国技術の使用契約に関する事項その他必要な事項の記載を受けた場合において、その記載を受けている期間に限り、適用する。

3 第一項に規定する重要外国技術とは、同項に規定する者の有する工業所有権その他の技術に関する権利又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの(これらの権利に關する使用権を含む)のうち日本経済の健全な発展のため

に外国技術の導入を緊急に必要とする事業として政令で定めるものの用に直接供するもので所得税法の施行地外で取得したものを用い。

第三節 給与所得

(国内に住所のない特定居住者の給与所得の収入金額の特例)

第二十九条 所得税法の施行地に住所を有しない居住者のうち次の各号に規定する者の昭和三十一年から昭和三十五年までの各年における同法の施行地における勤務により支払を受ける当該各号に掲げる給与所得については、同法の施行地における支払による収入金額を当該給与所得に係る収入金額として、同法の規定を適用する。

一 日本経済の健全な発展に資するものとして大蔵大臣の指定する事業を営む法人その他の団体に勤務する者が、当該法人その他の団体から支払を受ける給与所得

二 学術の研究、教育の普及その他公益を目的とする事業を行う法人その他の団体の国際文化の交流に資するものとして大蔵大臣の指定するものに勤務する者が、当該法人その他の団体から支払を受ける給与所得

三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学又は高等学校(学校教育法第九十八条の従前の規定による大学、大学予科又は専門学校を含む)の教員が、これらの学校の教員として支払を受ける給与所得

四 牧師その他宗教の布教に従事する者が、この所属する宗教上の組織から支払を受ける給与所得の前項に規定する各年において同項各号に規定する者が所得税法の施行地外から送金を受領した場合に、その受領した金額のうち同項各号に掲げる給与所得の収入金額で同法の施行地外において支払われた金額に達するまでの金額に相当する金額は、同項の規定の適用については、同項各号に掲げる給与所得の同法の施行地における支払による収入金額とみなす。この場合において、同法第二条第二項の規定との調整に關し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項各号に規定する者の生活に通常必要な金額として大蔵大臣の定める金額が所得税法の施行地における支払による同項各号に掲げる給与所得の収入金額(前項の規定により所得税法の施行地における支払による収入金額とみなされる金額を含む)とし、その者が総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算の基礎となる同法第九条第一項第一号から第四号まで又は第六号から第十号までの所得を有するときは、これらの号に規定する所得の金額を、その者が第一項各号に掲げる給与所得以外の給与所得を有するときは、当該給与所得の収入金額を、それぞれ加算した金額とする。)をこえる場合には、そのこえる金額のうちから同法の施行地外で支払われた同項各号に掲げる給与所得

の収入金額(前項の規定により所得税法の施行地における支払による収入金額とみなされた金額があるときは、当該金額に相当する金額を控除した金額)は、第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる給与所得の同法の施行地における支払による収入金額とみなす。

4 第一項各号に規定する者の昭和三十一年から昭和三十三年にあつては百分の七十、昭和三十三年にあつては百分の八十、昭和三十四年にあつては百分の九十、昭和三十五年にあつては百分の九十に相当する金額に満たない場合には、その満たない金額に相当する金額は、同項の規定の適用については、当該各年における同項各号に掲げる給与所得の同法の施行地における支払による収入金額とみなす。

5 第一項各号に規定する者の同項に規定する各年における所得税にについては、所得税法第二十六条第一項ただし書(所得税法第二十九条第一項又は第二項において準ずるものとされる場合を含む。)の規定は、適用しない。

6 第一項の規定は、確定申告書等に、第一項の規定の適用を受けようとする旨、同法の施行地外にお

いて支払を受ける給与所得の収入金額その他大蔵省令で定める事項の記載がない場合には、適用しない。

第四節 山林所得及び譲渡所得

第一款 山林所得の概算

第三十条 個人が、昭和二十一年三月三日から引き続き所有していた山林を伐採し、又は譲渡した場合において、当該伐採又は譲渡による山林所得の計算上、総収入金額から控除すべき植林費、取得費、管理費、伐採費その他の必要な経費の金額は、所得税法第十条第二項及び第三項並びに第十条の四第一項の規定にかかわらず、当該伐採又は譲渡による収入金額(当該伐採又は譲渡に關し、伐採費、運搬費その他の大蔵省令で定める経費を要したときは、当該経費の金額を控除した金額)に第五項の規定により定められた割合を乗じて算出した金額(その控除した金額があるときは、当該金額を加算した金額)とすることができる。

2 前項の規定の適用については、相続、包括遺贈又は被相続人からの遺贈により取得した山林は、相続人又は包括受遺者が引き続き所有していたものとみなす。ただし、昭和二十五年四月一日から昭和二十六年十二月三十一日までの間に相続若しくは被相続人からの遺贈(包括遺贈を除く。)により取得した山林又は昭和二十五年四月一日から昭和二十八年十二月三十

一日までの間に包括遺贈により取得した山林については、この限りでない。

3 第一項の規定は、確定申告書等に、同項の規定の適用を受ける旨の記載がない場合には、適用しない。

4 資産再評価法第九条の規定は、第一項の規定の適用があつた山林については、適用しない。

5 第一項の規定により同項に規定する伐採又は譲渡による収入金額に乘すべき割合は、山林について通常要すべき植林費、取得費、管理費その他の必要な経費の金額の合計額を基礎とし、山林の譲渡により通常課されるべき再評価税額を考慮に入れて、大蔵省令で定める。

第二款 取用等の場合の譲渡所得等の課税の特例

(取用等の場合の譲渡所得等の計算上の再評価額の特例)

第三十一条 資産再評価法第三条に規定する基準日において個人の有する資産(所得税法第十条の二第一項に規定するたな卸をすべき資産を除く。以下この条において同じ。)で次の各号に規定するものが当該各号に該当することとなつた場合には、当該資産のうち同法第八条第二項又は第九条に規定する資産以外のものがあるときは、これらの規定に規定する資産の譲渡があつたものとみなしてこれらの規定を適用し、これらの資産についてこれらの規定により行われたものとみなされる再評価の再評

価額は、当該各号に規定する補償金又は対価の額（第一号又は第二号に掲げる場合において当該資産が所得税法第十条の五に規定する資産であるときは、資産再評価法第四十二条第三項本文に規定する減価の価額を加算した金額）とする。

一 資産が土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）、河川法（明治二十九年法律第七十一号）、都市計画法（大正八年法律第三十六号）、不良住宅地区改良法（昭和二年法律第十四号）、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）、土地改良法、道路法（昭和二十七年法律第八十八号）その他政令で定めるその他の法令（以下第三十三条までに於いて「土地収用法等」という。）の規定に基いて収用され、補償金を取得する場合

二 資産について買取の申出を拒むときは土地収用法等の規定に基いて収用されることとなる場合において、当該資産が買い取られ、対価を取得するとき

三 土地、土地の上に存する権利その他の資産が農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の規定に基いて買取され、対価を取得する場合

四 保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八十四号）第四十条第一号又は第二号に掲げる森林等が同条の規定に基いて買い入れられ、又は同法第六条の規定に基き買い取られ、対価又は補償金を取得する場合

五 資産が土地収用法等の規定により収用された場合（第二号の規定に該当する買取があつた場合を含む。）において、当該資産に關して有する所有権以外の権利が消滅し、補償金又は対価を取得するとき

2 前項第一号、第四号又は第五号に規定する補償金の額は、名義がいずれであるかを問はず、資産の収用、買入、買取又は消滅の対価たる金額をいうものとし、収用、買入、買取又は消滅に際して交付を受ける移転料その他当該資産の収用、買入、買取又は消滅の対価たる金額以外の金額を含まないものとする。

3 第一項の規定は、同項の規定の適用を受ける資産の再評価に係る資産再評価法第四十七条第一項の規定による申告書に、第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合には、適用しない。（換地処分等の場合の譲渡所得等の計算上の再評価の特例）

第三十二条 資産再評価法第三条に規定する基準日において個人が有する資産で次の各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、政令で定めるところにより、当該各号に規定する収用、買取、換地処分又は交換に係る従前の土地、土地の上に存する権利、立木又は森林等のうちこれらの号に規定する補償金又は清算金の額に対応する部分についてのみ譲渡があつたものとみなし、その譲渡があつたものとみなされた部分の土地、土地の上

に存する権利、立木又は森林等について前条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「補償金又は対価」とあるのは、「補償金、対価又は清算金」とする。

一 土地、土地の上に存する権利又は立木につき土地収用法等の規定による収用があつた場合（前条第一項第二号の規定に該当する買取があつた場合を含む。）において、土地、土地の上に存する権利又は立木とともに補償金又は対価を取得するとき

二 土地又は土地の上に存する権利につき土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）による土地区画整理事業又は土地改良法による土地改良事業が施行された場合において、当該土地又は土地の上に存する権利に係る換地処分又は交換により清算金を取得するとき

三 保安林整備臨時措置法第四条第一号又は第二号に掲げる森林等が国有林野と交換された場合において、当該交換により清算金を取得するとき

（収用等に伴い土地等を取得した場合の譲渡所得等の非課税）
第三十三条 個人の有する資産で次の各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合（当該各号に規定する土地、土地の上に存する権利、立木又は森林等とともに補償金、対価又は清算金を取得する場合を含む。）には、政令で定めるところにより、当該各号に規定する収用、

買取、換地処分又は交換に係る従前の土地、土地の上に存する権利、立木又は森林等は、所得税法第九条第一項及び資産再評価法第九条の規定の適用については、当該補償金、対価又は清算金の額に対応する部分を除くほか、譲渡がなかつたものとみなす。

一 土地、土地の上に存する権利若しくは立木につき土地収用法等による収用があつた場合（第三十一条第一項第二号の規定に該当する買取があつた場合を含む。）又は土地区画整理法による土地区画整理事業若しくは土地改良法による土地改良事業が施行された場合において、当該収用、買取、土地区画整理事業又は土地改良事業に係る土地、土地の上に存する権利又は立木に換えて他の土地、土地の上に存する権利又は立木を取得するとき

二 保安林整備臨時措置法第四条各号に掲げる森林等が国有林野と交換された場合において、当該森林等に換えて他の森林等を取得するとき

（収用等により譲渡した財産に換えて取得した財産の取得価額等）
第三十四条 前条の規定の適用を受けた個人が、同条に規定する収用、買取、換地処分若しくは交換により取得した財産を譲渡し、若しくは遺贈（包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を除く。以下第三十九条までにおいて同じ。）若しくは贈与の目的とした場合において、山林所得若しくは譲渡所得を

計算するとき、又は当該財産について資産再評価法第九条の規定により再評価を行うときは、政令で定めるところにより、当該収用、買取、換地処分又は交換により譲渡した財産のうち前条の規定により譲渡がなかつたものとみなされた部分の取得の時期及び取得価額を、当該譲渡し、又は遺贈若しくは贈与の目的とした財産の取得の時期及び取得価額とみなす。

第三款 居住用財産等の買換の場合の譲渡所得の課税の特例
第三十五条 個人が、居住用財産、耕作用地又は採掘用地を譲渡し、当該譲渡の日前一年の期間又は当該譲渡の日の属する年の十二月三十一日までに当該個人の居住、耕作又は採掘の用に供するこれらの財産で所得税法の施行地にあるものを取得し、当該取得の日から一年以内にこれらの用に供した場合（当該期間内にその者のこれらの用に供さなかつた場合を除く。）又は供する見込である場合には、政令で定めるところにより、その譲渡したこれらの財産の譲渡による譲渡所得の金額は、次の各号に規定する場合に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 当該譲渡に係る財産の譲渡による収入金額が当該取得に係る財産の取得価額をこえる場合には、当該譲渡に係る財産のうちそのこえる金額に相当する部分

の譲渡があつたものとして政令で定めるところにより計算した金額とする。

二 当該譲渡に係る財産の譲渡による収入金額が当該取得に係る財産の取得価額に等しい場合又はその取得価額に満たない場合には、ないものとする。

2 前項の規定は、個人が、その有する同項に規定する財産を譲渡し、その譲渡の日から一年以内の年で当該譲渡の日から一年以内に当該個人の居住、耕作又は採塩の用に供する当該財産で所得税法の施行地にあるものを取得し、かつ、当該取得の日から一年以内にこれらの用に供する見込である場合において、大蔵省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときについて準用する。この場合において、同項各号中「取得価額」とあるのは、「税務署長の承認を受けた取得価額の見積額」と読み替へるものとする。

3 前二項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする者の第一項に規定する財産を譲渡した日の属する年分の確定申告書等に、これらの規定の適用を受けようとする旨並びに譲渡した当該財産の譲渡価額、取得し、又は取得しようとする当該財産の明細及びその取得価額又はその見積額その他大蔵省令で定める事項の記載がない場合には、適用しない。

4 第一項に規定する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 居住用財産 居住の用に供する家屋、当該家屋の敷地に供される土地及び当該土地の上に存する権利をいう。

二 耕作用財産 耕作の用に供する土地及び当該土地の上に存する耕作に関する権利をいう。

三 採塩用財産 塩田、塩田の上に存する採塩に関する権利及び塩田の附属設備で大蔵省令で定めるものをいう。

(居住用財産等)を取得した場合の更正の請求、修正申告等

第三十六条 個人が、前条第一項に規定する居住用財産、耕作用財産又は採塩用財産を譲渡し、その譲渡の日から一年以内に当該個人の居住、耕作又は採塩の用に供するこれらの財産で所得税法の施行地にあるものを取得し、その取得の日から一年以内にこれらの用に供した場合(当該期間内にその者のこれらの用に供さなくなつた場合を除く)において、当該譲渡のあつた日の属する年分の所得税の額が当該譲渡したこれらの財産について同項の規定を適用して計算した場合の所得税の額に比して過大となつたときは、同条第二項の規定の適用があつた場合を除くほか、当該個人は、当該財産をこれらの用に供することとなつた日から四月以内に、納税地の所轄税務署長に対し、更正の請求をすることができる。

2 前条第一項の規定の適用を受けた者は、同項に規定する財産を取得した日から一年以内に、当該財産をその居住、耕作若しくは採塩の用に供しない場合又はこれらの用に供さなくなつた場合には、これらの事由に該当することとなつた日から四月以内に修正申告書を提出しなければならない。

3 前条第二項の規定の適用を受けた者は、次の各号の一に該当する場合に、第一号に該当する場合で過大となつた場合にあっては、当該財産を取得した日から四月以内に更正の請求をすることができるものとし、同号に該当する場合で不足額を生ずることとなつた場合又は第二号に該当する場合にあっては、当該財産を取得した日又は第二号の事由が生じた日から四月以内に修正申告書を提出しなければならないものとする。

一 前条第一項に規定する財産を取得した場合において、その取得価額が同条第二項に規定する税務署長の承認を受けた取得価額の見積額に対して過不足額があるとき。

二 前条第一項に規定する財産を同項に規定する期間内に、取得せず、その者の居住、耕作若しくは採塩の用に供せず、又はこれらの用に供さなくなつたとき。

4 第二項若しくは前項第二号の規定に該当する場合又は同項第一号に規定する不足額を生ずることとなつた場合において、修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、所得税法第四十四条の規定により所得金額及び所得税額を更正する。

(買換に係る居住用財産等の譲渡の場合の取得価額の計算)

第三十七条 第三十五条第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定の適用を受け、譲渡所得の計算について特例を認められた者(前条第二項若しくは第三項の規定による修正申告書を提出し、又は同条第四項の規定による更生を受けたため、当該特例を認められないこととなつた者を除く)が、当該特例を認められる原因となつた第三十五条第一項若しくは第二項又は前条第一項に規定するその者の取得した財産(以下この条において「取得財産」という)について所得税法第十条第二項の規定により減価却費の額を計算する場合又は当該取得の日以後当該財産の譲渡、遺贈若しくは贈与があつた場合において譲渡所得を計算するときは、政令で定めるところにより、当該特例を認められたこれらの規定に規定するその者が譲渡した財産(以下この条において「譲渡財産」という)の取得の時期をその譲渡、遺贈又は贈与があつた取得財産の取得の時期とし、その取得価額は、次の各号に規定する場合に応じ、当該各号に掲げる金額(譲渡財産の譲渡に関する経費があるときは、政令で定めるところにより計算した当該経費の金額を加算した金額)とする。

一 譲渡財産の譲渡による収入金額が取得財産の取得価額をこえる場合には、譲渡財産の取得価額のうちそのこえる金額に対応する部分以外の部分の金額とし

て政令で定めるところにより計算した金額

二 譲渡財産の譲渡による収入金額が取得財産の取得価額に等しい場合には、譲渡財産の取得価額に相当する金額

三 譲渡財産の譲渡による収入金額が取得財産の取得価額に満たない場合には、譲渡財産の取得価額にその満たない金額を加算した金額に相当する金額

(居住用財産等の交換の場合の譲渡所得の非課税)

第三十八条 個人が、所得税法の施行地にある第三十五条第一項に規定する居住用財産、耕作用財産又は採塩用財産を同種の他のこれらの財産と交換した場合において、当該交換により金銭その他当該居住用財産、耕作用財産又は採塩用財産以外の財産の授受が行われなかつたときは、同項の規定を適用せず、所得税法第九条第一項第八号又は資産再評価法第八条第二項若しくは第九条の規定の適用については、当該居住用財産、耕作用財産又は採塩用財産の譲渡がなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用を受けた交換により取得した居住用財産、耕作用財産若しくは採塩用財産について所得税法第十条第二項の規定により減価却費の額を計算する場合又は当該交換後これらの財産の譲渡、遺贈若しくは贈与があつた場合において譲渡所得を計算するときは、若しくは資産再評価法第八条第二項若しくは第九条に規定する再評価を行うときは、これらの

財産と交換した財産の取得の時期及び取得価額（当該交換に關する経費があるときは、当該経費の金額を加算した金額）をその取得の時期及び取得価額とみなす。

（国有機械等との交換の場合の譲渡所得の非課税）

第三十九条 個人がその機械又は器具を国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第九條第一項の規定により国の所有する機械又は器具と交換した場合に、所得税法第九條第一項第八号の規定の適用については、当該機械又は器具の譲渡がなかつたものとみなす。

2 前条第二項の規定は、前項の規定の適用を受けた交換により取得した機械若しくは器具について所得税法第十條第二項の規定により減価償却費の額を計算する場合又は当該機械若しくは器具の譲渡、遺贈若しくは贈与があつた場合において譲渡所得を計算するときに適用する。この場合において、当該交換に際して当該交換により譲渡した機械又は器具のほか、金銭その他の財産を提供したときは、当該交換により取得した機械又は器具の取得価額は、当該交換の時に、当該金銭その他の財産の価額に相当する金額の増額がされたものとみなす。

第四款 その他の特例
（国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）

第四十條 国又は地方公共団体に対し財産の贈与又は遺贈があつた場合には、所得税法第五條の第二項

項並びに資産再評價法第八條第二項及び第九條の規定の適用については、当該財産の贈与又は遺贈がなかつたものとみなす。民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定により設立された法人その他の公益を目的とする事業を営む法人に対する財産の贈与又は遺贈（当該法人を設立するためとする財産の提供を含む。以下この条において同じ。）で政令で定めるところにより大蔵大臣の承認を受けたものについても、また同様とする。

2 前項後段の規定の適用を受けて贈与又は遺贈があつた場合において、当該贈与又は遺贈を受けた法人が同項に規定する政令で定めるものに該当しないこととなつた場合又は当該贈与若しくは遺贈に係る財産が当該財産を受けた法人の目的とする事業の用に供されないこととなつたときは、大蔵大臣は、その承認を取り消すことができる。この場合には、その承認が取り消された時において、政令で定めるところにより、同項に規定する贈与又は遺贈があつたものとみなす。

（物納による譲渡所得等の非課税）
第四十一條 個人がその財産を相続税法の規定により物納した場合に、所得税法第九條第一項第七号又は第八号の規定の適用については、当該財産の譲渡がなかつたものとみなす。

第三章 法人税法の特例

第一節 減価償却の特例

（重要機械等の三年間五割増償却）
第四十二條 法人（法人税法第一條

第二項に規定する人格のない社団等）同法の適用を受けるものを含む。以下この章において同じ。）で青色申告書を提出するものが、第十條第一項に規定する政令で定める機械その他の設備及び船舶（以下この条において「重要機械等」という。）につき同項に規定する政令で定める期間内に、重要機械等でその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は重要機械等を製作して、これを当該法人の事業の用に供した場合に、その用に供した日以後三年以内の日を含む各事業年度の法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該重要機械等の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、その用に供した日以後三年間を限り、これらの規定により計算される当該重要機械等の償却範囲額（これらの規定に定める償却不足額がこれらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額）の百分の百五十に相当する金額（その控除した償却不足額に相当する金額があるときは、当該金額を加算した金額）とする。

2 前項の規定の適用については、法人税法及び同法に基く命令に定める償却不足額は、法人の各事業年度開始の日前三年以内に開始した事業年度（当該各事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合に係る事業年度に限る。）において当該重要機械等についてした償却の額が同項の規定により計算した償却範囲額（この項の規定による償却不足額があるときは、

当該償却不足額を加算する前の金額）に達しない場合のその差額の合計額のうちその償却不足額を生じた事業年度の翌事業年度から当該事業年度の直前の事業年度までの所得の計算上、繰越金から控除されなかつた金額とする。

3 第一項の規定は、確定申告書等に同項に規定する償却範囲額の計算に關する明細書の添附がない場合には、適用しない。
（合理化機械等の初年度二分の一償却）
第四十三條 青色申告書を提出する法人で企業合理化促進法第六條に規定する政令で定める重要産業に属する事業を営むものが、第十一條第一項に規定する政令で定める機械その他の設備（以下この条において「合理化機械等」という。）につき同項に規定する政令で定める期間内に、合理化機械等でその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は合理化機械等を製作して、これを当該法人の事業の用に供した場合に、その用に供した日を含む事業年度の法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該合理化機械等の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該合理化機械等の取得価額の二分の一に相当する金額とする。

2 前条第一項の規定は、合理化機械等については適用しない。

3 前条第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

（試験研究用機械設備等の特別償却）
第四十四條 企業合理化促進法第三條に規定する試験研究を行う法人が、同法第四條第一項の規定による承認を受けた場合において、その承認を受けた日から一年以内に、その承認を受けた機械設備等

を取得し、又は製作して、その承認を受けた試験研究の用に供したときは、その用に供した日以後三年以内の日を含む各事業年度の当該機械設備等の償却範囲額は、法人税法及び同法に基く命令の規定にかかわらず、その用に供した日以後三年以内でその用に供している期間に限り、当該機械設備等を取得し、又は製作するために要した金額の百分の九十に相当する金額に当該事業年度の月数のうちの当該期間の月数を乗じてこれを三十六で除して計算した金額とする。

2 前項の月数は、曆に従つて計算し、一月未満の端数を生じたときは、これを一月とする。
3 第四十二條第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

（協同事業用機械等の三年間五割増償却）
第四十五條 青色申告書を提出する農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合（企業組合を除く）、塩業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工工業協同組合、水産加工工業協同組合連合会、森林組合（法人税法第九條第六項の規

定の適用を受けない森林組合を除く。以下第五十九条第一項において同じ。及び森林組合連合会が、昭和三十三年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日から昭和三十三年八月一日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日までの間に、協同事業の経営の合理化に資する機械その他の設備で政令で定めるもの（以下この項において「協同事業用機械等」という。）のうちその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は協同事業用機械等を製作して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日以後三年以内の日を含む各事業年度の法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該協同事業用機械等の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、その用に供した日以後三年間を限り、これらの規定により計算される当該協同事業用機械等の償却範囲額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額）の百分の百五十に相当する金額（その控除した償却不足額に相当する金額があるときは、当該金額を加算した金額）とする。

2 第四十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

（新築貸家住宅の増価償却）
第四十六条 法人が、昭和三十三年四月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に、法人税法の施行地において、新築した貸家住宅

宅で第十三条第一項に規定する政令で定めるものを取得し、又は当該貸家住宅を新築して、これを貸家の用（当該法人の従業員の居住の用に含む。以下この項において同じ。）に供した場合に、当該法人の貸家の用に供した日以後五年以内の日を含む各事業年度の同法及びこれに基く命令の規定により計算される当該貸家住宅の償却範囲額は、その貸家の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、これらの規定により計算される当該貸家住宅の償却範囲額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額）の百分の二百（当該貸家住宅についてその新築の時に於いて法人税法の規定により定められていた耐用年数が五十年以上であるときは、百分の三百）に相当する金額（その控除した償却不足額に相当する金額があるときは、当該金額を加算した金額）とする。

2 第四十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「三年」とあるのは、「五年」と読み替えるものとする。

（満期保険に附した漁船の特別償却）
第四十七条 法人が、昭和三十三年四月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に、その有する総トン数百トン未満の漁船につき漁船損害補償法第三条に規定する満期保険の保険料を支払った場合に

において、その支払った金額のうち同条百十三条の十一に規定する積立保険料に相当する金額がその支払った日を含む事業年度における法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該漁船の償却範囲額をこえるときは、当該漁船の当該事業年度の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該漁船の減価償却費の額の累計額がその取得価額の百分の九十に相当する金額に達するまでは、その支払金額のうち当該積立保険料に相当する金額とする。

2 第四十二条第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

（探鉱用機械設備等の特別償却）
第四十八条 青色申告書を提出する法人で鉱業を営むものが、昭和三十三年四月一日から昭和三十六年十二月三十一日までの間（以下この条において「指定期間」という。）に、第十五条第一項に規定する政令で定める探鉱用機械設備を取得し、又は製作して、これを新鉱床の探鉱の用に供した場合に、その用に供した日を含む事業年度の法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該探鉱用機械設備の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該探鉱用機械設備の取得価額の百分の九十に相当する金額とする。

2 前項に規定する法人が、指定期間内に、新鉱床の探鉱のために支出した金額（当該金額を支出した日を含む事業年度終了の日までに探鉱を打ち切り、かつ、その探鉱により探掘可能な鉱量を発見するに至らなかつた場合における当該探鉱のために当該事業年度において支出した金額及び鉱業権以外の固定資産の取得のために支出した金額を除く。）又は新鉱床の鉱業権を他から購入するために支出した金額がある場合において、その支出した金額につき一円を下らない価額を帳簿価額として財産目録に記載したときは、その支出金額と財産目録に記載した価額との差額に相当する金額は、その支出の日を含む事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

3 青色申告書を提出する法人で金属鉱業（硫黄鉱業を含む。）のうち政令で定めるもの（以下この項において「金属鉱業等」という。）を営むものが、指定期間内の日を含む各事業年度において、第一項に規定する探鉱用機械設備のうち金属鉱業等に係るものの取得又は新鉱床（金属鉱業等に係るものに限る。以下この項において同じ。）の探鉱若しくは新鉱床の鉱業権の購入のために支出する金額の合計額（以下次項において「探鉱費総額」という。）で当該事業年度の指定期間内の支出に係るものが基準年度の探鉱費総額に当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をこえる場合には、当該法人の法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該事業年度の期間のうち指定期間の金属鉱業等に係る鉱業権の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該償却範囲額とそのこえる金額との合計額（当該合計額

が昭和三十三年四月一日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日における金属鉱業等に係る鉱業権の帳簿価額の合計額に指定期間内の日を含む当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを政令で定める数で除して計算した金額をこえるときは、当該金額）とする。

4 前項に規定する基準年度の探鉱費総額は、同項に規定する法人が昭和三十三年四月一日を含む事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度において支出した探鉱費総額の合計額を当該各事業年度の月数の合計で除して計算した金額に十二を乗じて計算した金額をいう。

5 前二項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

6 第四項に規定するもののほか、同項の基準年度の探鉱費総額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

7 第四十二条第三項の規定は、第一項又は第三項の規定を適用する場合について準用する。

8 第二項の規定は、確定申告書等に同項に規定する支出金額の損金算入に關する申告の記載がない場合には、適用しない。

（鉱業用坑道等の特別償却）
第四十九条 青色申告書を提出する法人で鉱業を営むものが、昭和三十三年四月一日から昭和三十六年十二月三十一日までの間に、探掘場所の深部移行又は坑内条件の悪化に対処しその生産を維持するために必要な次に掲げる資産で政令で定めるものを取得し、又は製作し

て、これを当該法人の事業の用に供した場合に、その取得又は製作のために支出した金額以下の金額で当該法人が損金に算入したものは、その用に供した日を含む事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

一 坑内において掘きくされる坑道

二 坑内において施設される軌条、動力線、排水管その他の機械及び装置

三 坑内において使用される車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品

2 前項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、坑外から掘きくされる通気坑道又は排水坑道で政令で定めるものを取得してこれを当該法人の事業の用に供した場合に、その用に供した日を含む事業年度以後の各事業年度（当該通気坑道又は排水坑道について第四十二条第一項又は第四十三条第一項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）の法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される当該通気坑道又は排水坑道の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、政令で定める年数とその耐用年数として定額法により計算した額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。ことができる。

3 前条第八項の規定は、第一項の規定を適用する場合について、第四十二条第三項の規定は、第二項

の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

（造林費の特別償却）

第五十条 青色申告書を提出する法人が、昭和三十三年四月一日から昭和三十六年十二月三十一日までの間に、天然林を人工林（植栽又は播種によつて育成する森林をいう。）に転換するため、又は原野に造林を行うために必要な地を、又は若しくは治山の工事をして、又は造林のために使用される歩道を設けた場合には、これらの工事をした日を含む事業年度及びその翌事業年度以後の各事業年度において、これらの工事のために支出した金額につき政令で定めるところにより固定資産の償却額の計算に準じて計算した金額以下の金額で当該法人が損金に算入したものは、これらの事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

2 前項に規定する地を、若しくは治山の工事並びに歩道の範囲は、政令で定める。

3 第四十八条第八項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

（海外支店用設備等の特別償却）

第五十一条 青色申告書を提出する法人で第十七条第一項に規定する事業を営むものが、昭和二十八年八月一日以後最初に終了する事業年度開始の日から昭和三十三年八月一日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日までの間に、法人税法の施行地外に事業所を設け、同項に規定する政令で定める機械及び装置、車両及び運搬具その他

の資産（以下この項において「海外支店用設備」という。）を取得して、これを当該事業所の事業の用に供した場合に、その用に供した日を含む事業年度の法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される当該海外支店用設備の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該海外支店用設備の取得価額の二分の一に相当する金額とする。

2 前項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、同項に規定する事業所に係る建物（その附属設備を含む。）以下この項において同じ。）及び構築物を取得して、これを当該事業所の事業の用に供した場合に、その用に供した日以後五年以内の日を含む各事業年度の法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される当該建物及び構築物の償却範囲額は、その用に供した日以後五年間を限り、これらの規定により計算される当該建物及び構築物の償却範囲額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額）の百分の百五十に相当する金額（その控除した償却不足額に相当する金額があるときは、当該金額を加算した金額）とする。

3 第一項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、同項に規定する事業所の用に供する土地又は家屋を賃借するため権利金を支出した場合において、その支出した金額に満たない金額を当該権利金の帳簿価額として財産目録に記載

したときは、その支出した金額と財産目録に記載された価額との差額に相当する金額は、その支出金額の二分の一に相当する金額を限度として、その支出の日を含む事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

4 第四十二条第二項の規定は、第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「三年」とあるのは、「五年」と読み替えるものとする。

5 第四十二条第三項の規定は、第一項及び第二項の規定を適用する場合について、第四十八条第八項の規定は、第三項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

（重油ボイラー改造費の特別償却）

第五十二条 青色申告書を提出する法人が、重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律第四条の規定による指定に基づいて、昭和三十三年三月三十一日までに、同法第二条に規定する重油ボイラーを当該重油ボイラー以外のボイラーに改造した場合には、その改造のために支出した金額のうち当該法人がその支出の日を含む事業年度の費用として損金に算入した金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

2 第四十八条第八項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第二節 準備金

（価格変動準備金勘定への繰入金額の損金算入）

第五十三条 青色申告書を提出する法人が、各事業年度（解散又は合併により消滅した法人の解散又は合併の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、法人税法第九条の七に規定するたな卸をすべき資産（有価証券を除く。以下この条において「たな卸資産」という。）又は証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項及び第二項に規定する有価証券（以下この条において「有価証券」という。）の価格の下落による損失に備えるため、その有するたな卸資産又は有価証券の評価方法の区分に従い次の各号に定めるところにより計算した金額の合計額（当該合計額が当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額をこえるときは、当該金額。以下この条において「繰入限度額」という。）以下の金額を価格変動準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該繰入をした事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

一 繰入先出法による原価法又は後入先出法により算出した取得価額を基礎とする低価法により評価されるたな卸資産及びたな卸をすべき有価証券について、は、次のイ及びロに掲げる金額の合計額

イ 当該事業年度終了の日におけるたな卸資産の帳簿価額の合計額が同日における当該たな卸資産の価額の百分の九十二に相当する金額の合計額をこえる場合のそのこえる金額

ロ 当該事業年度終了の日におけるたな卸をすべき有価証券

- の帳簿価額の合計額が同日における当該有価証券の価額（証券取引所に上場されているものについては、証券取引法第二百二十二条第二項の規定により公表された同日前一月間の毎日の最終価格の平均額。以下この項において同じ。）の百分の九十六（株式については、百分の九十二）に相当する金額の合計額をこえる場合のそのこえる金額
- 二 前号に規定する方法以外の評価方法により評価されるたな卸資産及びたな卸をすべき有価証券については、次のイ及びロに掲げる金額の合計額
- イ 当該事業年度終了の日におけるたな卸資産の帳簿価額の合計額から当該合計額又は同日における当該たな卸資産の価額の合計額のうちいずれか少ない金額の百分の九十二に相当する金額を控除した金額
- ロ 当該事業年度終了の日におけるたな卸をすべき有価証券の帳簿価額の合計額から当該合計額又は同日における当該有価証券の価額の合計額のうちいずれか少ない金額の百分の九十六（株式については、百分の九十二）に相当する金額を控除した金額
- 三 たな卸をすべき有価証券以外の有価証券については、当該事業年度終了の日における有価証券の帳簿価額の合計額が同日における当該有価証券の価額の百分の九十六（株式については、百分の九十二）に相当する金額の合計額をこえる場合のそのこえる金額
- 2 前項第一号イ又は第二号イに掲げる金額は、当該たな卸資産を政令で定める事業の種類ごとに区分し、又は更に商品若しくは製品、半製品若しくは仕掛品、主要原材料、補助原材料その他のたな卸資産に区分して計算することができるとし、同項第一号ロ、第二号ロ又は第三号に掲げる金額は、当該有価証券を株式と株式以外の有価証券とに区分して計算するものとする。
- 3 第一項の規定により法人税法の所得の計算上損金に算入された価格変動準備金勘定の金額は、その翌事業年度の同法の規定による所得の計算上、益金に算入する。
- 4 第一項の規定は、確定申告書等に価格変動準備金勘定に繰り入れた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等による事業年度の繰入限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。
- （輸出損失準備金勘定への繰入金額の損金算入）
- 第五十四条 青色申告書を提出する法人で貿易業を営むものが、第二十条第一項に規定する政令で定める事由による損失に備えるため、昭和二十八年八月一日以後最初に終了する事業年度から昭和三十三年八月一日を含む事業年度の直前の事業年度までの各事業年度において、当該事業年度中に成立した輸出契約の契約高の合計額からその事業年度中に取り消された輸出契約の契約高の合計額を控除した金額（その金額が当該事業年度終了の日において存する輸出契約の契約高の合計額に満たない場合には、当該合計額の千分の五に相当する金額と貿易業に係る当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の三十五に相当する金額とのいずれか少ない金額以下）の金額を輸出損失準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該繰入をした事業年度の所得の計算上、損金に算入する。
- 2 前項に規定する輸出損失準備金勘定を設けている法人のその事業年度終了の日における輸出損失準備金勘定の金額（その日まで）に次項の規定により益金に算入すべきであつた金額又は前事業年度終了の日までのこの項の規定により益金に算入すべきであつた金額がある場合には、これらの金額を控除した金額）が、当該事業年度中に成立した輸出契約の契約高の合計額からその事業年度中に取り消された輸出契約の契約高の合計額を控除した金額に十二を乗じ当該事業年度の月数で除して計算した金額（その金額が当該事業年度終了の日において存する輸出契約の契約高の合計額に満たない場合には、当該合計額の千分の十に相当する金額（当該金額が当該事業年度終了の日における資本又は出資の金額、資本積立金額及び再評価積立金額並びに当該事業年度開始の日における積立金額の合計額をこえる場合には、当該合計額に相当する金額）をこえるときは、そのこえる金額は、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入する。
- 3 第一項に規定する輸出損失準備金勘定を設けている法人については、同項に規定する損失が生じた場合又は当該法人が当該輸出損失準備金勘定の金額を当該損失をうめる目的以外の目的に支出し、青色申告書の提出の承認を取り消され、その提出をやめ、若しくは解散した場合（合併により解散した場合を除く。）には、政令で定めるところにより、当該輸出損失準備金勘定の金額の全部又は一部を、これらの事由の生じた日以後二年以内の日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入する。
- 4 第一項に規定する輸出損失準備金勘定を設けている法人の昭和三十三年八月一日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日における輸出損失準備金勘定の金額（その日まで）に前二項の規定により益金に算入すべきであつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額）は、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入する。
- 5 第二項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- 6 前条第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。
- 第三節 輸出所得の課税の特例
- （輸出所得の特別控除）
- 第五十五条 青色申告書を提出する法人の昭和三十三年四月一日から昭和三十四年十二月三十一日まで（昭和三十三年四月一日から昭和三十三年十二月三十一日まで）の間における次に掲げる取引については、その各事業年度中の当該取引による収入金額の百分の三（第一号に掲げる取引については収入金額の百分の一とし、第二号及び第三号に掲げる取引については収入金額の百分の五とする。）に相当する金額と当該取引に係る当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の八十に相当する金額とのいずれか少ない金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。
- 一 他から購入した物品の輸出（対価の支払が日本国と外国との間に締結された賠償に関する条約に基づき日本国政府又は外国政府によりされるものを除く。以下第五十七条までにおいて同じ。）
- 二 当該法人の製造した設備等の輸出
- 三 当該法人の製造した設備等の輸出のためにする輸出を行う者への販売（当該輸出を行う者に対する物品の販売を業とする者への販売を含む。以下第五十七条までにおいて同じ。）
- 四 当該法人の製造、採掘、採取、栽培、養殖その他これらに準ずる行為により取得した物品（設備等を除く。）の輸出
- 五 前号に規定する物品の輸出のためにする輸出を行う者への販売

入した金額のうち当該証明がされなかつた物品の取引に係る部分と

して政令で定めるところにより計算した金額は、当該解散の日を含む事業年度又は合併法人の当該事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

(輸出取引となつた場合の特別控除)

第五十七条 青色申告書を提出する法人が、昭和三十三年四月一日から昭和三十四年十二月三十一日までの間に次に掲げる取引(輸出のための販売又は加工を除く)を行つた場合において、当該取引について当該取引が行われた日以後一年を経過した日を含む事業年度終了の日までに大蔵省令で定める証明を受けたときは、当該取引を第五十五条第一項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引とみなして同項の規定を適用する。

この場合において、当該証明が当該取引が行われた日を含む事業年度分の法人税に係る法人税法第十八条から第二十一条までの規定による申告書の提出期限後にされたときは、当該取引が行われた事業年度分の確定申告書等に記載された課税標準又は法人税額について、これらの額の更正の請求をすることが出来る。

一 当該法人の製造した第五十五条第一項第二号若しくは第三号に規定する設備等又は同項第四号に規定する物品のその輸出を行う者又は輸出業者への販売
二 輸出業者の委託を受けてする物品の加工
三 陶磁器の上給付を行う者への当該法人の製造した陶磁器の素地の販売

四 製糸業者、紡績業者又は織物業者の委託を受けてする繊維製品についての製織加工、メリヤス加工、染色加工又は整理加工
五 輸出業者の委託を受けて物品の加工を行う者の委託を受けてする当該加工に係る物品についての捺染加工

2 前項後段の規定による更正の請求書は、法人税法の適用については、同法第二十四条の規定による修正申告書とみなす。

3 第五十五条第五項及び第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第五項中「確定申告書等」とあるのは、「確定申告書等又は第五十七条第一項の規定による請求書」と読み替へるものとする。

第四節 協同組合の課税の特例

(非出資組合の非課税)

第五十八条 非出資組合である農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会については、昭和三十三年四月一日以後最初に終了する事業年度から昭和三十五年三月三十一日を含む事業年度までの各事業年度においては、各事業年度の所得に対する法人税は、課さない。

(再建整備を行う協同組合の留保所得の非課税)

第五十九条 各事業年度開始の日において、農林漁業組合再建整備法(昭和二十六年法律第四十号)に基く再建整備又は農林漁業組合連

合会整備促進法(昭和二十八年法律第九十号)に基く整備を行つて出資組合である農林漁業組合(農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会)をいう。以下この条において同じ。が、昭和三十三年四月一日以後最初に終了する事業年度から農林漁業組合再建整備法第四条に規定する条件をみたした日又は農林漁業組合連合会整備促進法第四条に規定する条件をみたした日(当該農林漁業組合が再建整備と整備とをあわせて行つてゐる場合には、これらの日のうちいずれか遅い日。以下この条において「整備終了の日」という)を含む事業年度までの各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保した金額(当該事業年度終了の日における積立金額が同日における出資総額の四分の一に相当する金額をこえる場合には、当該事業年度の所得から留保した金額のうちそのこえる金額に相当する金額を除く)については、当該事業年度の所得に対する法人税は、課さない。

2 前項の規定の適用を受ける農業協同組合連合会、森林組合連合会又は漁業協同組合連合会(以下この項において「連合会」という)の直接又は間接の構成員たる出資組合である農林漁業組合が、昭和三十三年四月一日以後最初に終了する事業年度から当該連合会の整備終了の日(当該農林漁業組合が前項の規定の適用を受ける二以上の連合会の直接又は間接の構成員となつてゐる場合には、これらの連合会の整備終了の日のうち最も遅い日とし、また、当該農林漁業組合が同項の規定の適用を受ける場合において当該連合会の整備終了の日又は当該連合会が当該農林漁業組合の同項に規定する整備終了の日前であるときは、当該整備終了の日とする)を含む事業年度までの各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保したときは、その留保した金額(当該事業年度終了の日における積立金額が同日における出資総額の四分の一に相当する金額をこえる場合には、当該事業年度の所得から留保した金額のうちそのこえる金額に相当する金額を除く)については、当該事業年度の所得に対する法人税は、課さない。

3 前二項の規定の適用を受けた法人については、当該法人のこれらの規定の適用を受けた事業年度の翌事業年度開始の日から三年以内を開始する各事業年度における配当、賞与その他剰余金の処分により支出した金額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額をこえる場合には、そのこえる金額のうちこれらの規定の適用を受けた留保金額からなる部分の金額として政令で定める金額は、当該剰余金の処分に係る事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

十二年四月一日以後最初に終了する事業年度から当該連合会の整備終了の日(当該農林漁業組合が前項の規定の適用を受ける二以上の連合会の直接又は間接の構成員となつてゐる場合には、これらの連合会の整備終了の日のうち最も遅い日とし、また、当該農林漁業組合が同項の規定の適用を受ける場合において当該連合会の整備終了の日又は当該連合会が当該農林漁業組合の同項に規定する整備終了の日前であるときは、当該整備終了の日とする)を含む事業年度までの各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保したときは、その留保した金額(当該事業年度終了の日における積立金額が同日における出資総額の四分の一に相当する金額をこえる場合には、当該事業年度の所得から留保した金額のうちそのこえる金額に相当する金額を除く)については、当該事業年度の所得に対する法人税は、課さない。

(事業協同組合等の留保所得の非課税)

第六十条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の規定による事業協同組合又は協同組合連合会(中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号に掲げる事業を行う協同組合連合会を除く)で次の各号のいずれにも該当するものが、第二号に規定する確認を受けた日を含む事業年度から同号に規定する整備計画が完了することとなつてゐる日を含む事業年度までの各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保したときは、その留保した金額(当該事業年度終了の日における積立金額が同日における出資総額の四分の一に相当する金額をこえる場合には、当該事業年度の所得から留保した金額のうちそのこえる金額に相当する金額を除く)については、当該事業年度の所得に対する法人税は、課さない。ただし、当該事業年度前の事業年度において当該整備計画の目標を達成してゐる場合には、この限りでない。

一 当該事業協同組合又は協同組合連合会の昭和三十一年四月一日における有形固定資産及び無形固定資産並びに貸付金(弁済期が昭和三十一年四月一日以後であるものに限る)の帳簿価額の合計額が昭和三十一年四月一日における出資総額、資本積立金額、再評価積立金額及び積立金額並びに借入金(弁済期が昭和三十一年四月一日以後であるものに限る)の金額の合計額(昭和

和三十年四月一日において繰越欠損金があるときは、その繰越欠損金の額を控除した金額をこえること。

二 当該事業協同組合又は協同組合連合会が、企業合理化促進法第十二条の規定による勧告に基いて前号の超過額を昭和三十五年三月三十一日までに解消するための整備計画を樹立し、及び昭和三十一年六月三十日までにその整備計画が当該勧告の旨を達成するために必要かつ適当であることについて当該勧告をした者の確認を受けたものであること。

2 前条第三項の規定は、前項本文の規定の適用を受けて留保した金額について準用する。

(消費生活協同組合等の留保所得の非課税)

第六十一条 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会が、昭和三十一年四月一日以後最初に終了する事業年度から昭和三十五年三月三十一日を含む事業年度までの各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保したときは、その留保した金額(当該事業年度終了の日における積立金額が同日における出資総額の四分の一に相当する金額をこえる場合には、当該事業年度の所得から留保した金額のうちそのこえる金額に相当する金額を除く。)については、当該各事業年度の所得に対する法人税は、課さない。ただし当該事業年度においてその組合員その他政令で定める者以外の者にその事業を

利用させた場合には、この限りでない。

2 第五十九条第三項の規定は、前項本文の規定の適用を受けて留保した金額について準用する。

第五節 交際費等の課税の特例

(交際費等の損金不算入)

第六十二条 法人が昭和三十一年一月一日から昭和三十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(清算中の事業年度を除く。)において支出した交際費等の額が、基準年度の交際費額に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額の百分の六十に相当する金額(次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる金額)をこえるときは、そのこえる部分の金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入しない。

一 基準年度の交際費額がない場合(次号に掲げる場合を除く。)
又は当該百分の六十に相当する金額が当該法人の営む主たる事業の区分及び取引金額に応じて政令で定める金額に満たない場合
二 当該政令で定める金額
三 基準年度の交際費額がなく、かつ、当該法人の当該事業年度がその設立の日を含む事業年度から最初に前号に規定する政令で定める金額を生じた日を含む事業年度までの各事業年度に該当する場合
前号に規定する政令で定める金額と当該法人の当該事業年度終了の日における資本の金額、出資金額又は基金の

額、資本積立金額及び再評価額立金額の合計額に政令で定める割合を乗じて計算した金額とのいずれか多い金額

2 前項の規定は、同項に規定する各事業年度終了の日における資本又は出資の金額が千万円に満たない法人及び政令で定める資本又は出資のない法人については、適用しない。

3 第一項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

(基準年度の交際費額の意義)

第六十三条 前条第一項に規定する基準年度の交際費額とは、法人が昭和二十九年四月一日を含む事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度において支出した交際費等の額の合計額をいう。

2 前条第一項及び前項に規定する交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に關係のある者等に対する接待、きよう応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの(もつぱら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用その他政令で定める費用を除く。)をいう。

当該合併法人の基準年度の交際費額は、第一項の規定にかかわらず、政令で定める。前条第三項の規定は、この場合における月数の計算について準用する。

第六節 その他の特例

(取用等の場合の所得計算上の再評価額の特例)

第六十四条 資産再評価法第三条に規定する基準日において法人の有する資産(法人税法第九条の七第一項の規定によりたな卸をすべき資産を除く。以下この条において同じ。)で次の各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該法人は、当該資産について当該基準日に帳簿価額があるかどうか及び資産再評価法の規定により再評価を行つたかどうかを問はず、当該各号に規定する事由の生じた日を含む事業年度開始の日現在において再評価を行うことができる。

一 資産が土地取用法等(第三十条第一項第一号に規定する土地取用法等をいう。以下この条及び次条において同じ。)の規定に基づいて取用され、補償金を取得する場合
二 資産について買取の申出を拒むときは土地取用法等の規定に基いて取用されることとなる場合において、当該資産が買収され、対価を取得するとき。
三 土地又は土地の上に存する権利が農地法の規定に基いて買収され、対価を取得する場合
四 保安林整備臨時措置法第四条第一号若しくは第二号に掲げる

森林等に該当するものが同条の規定に基いて買入れられ、又は同法第六条の規定に基いて買入れられ、対価又は補償金を取得する場合

五 資産が土地取用法等の規定により取用された場合(第二号の規定に該当する買取があつた場合を含む。)において、当該資産に關して有する所有権以外の権利が消滅し、補償金又は対価を取得するとき。

2 法人が前項の規定により再評価は、資産再評価法第六条第一項に規定する再評価とみなして、同法の規定を適用する。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定めるところによる。

一 当該資産の再評価の再評価額の限度額は、当該法人が当該資産の取用、買取、買収、買入又は消滅(以下この条及び次条において「取用等」という。)により交付を受けるとき補償金又は対価の額とする。

二 当該資産で当該再評価の再評価額の直前において帳簿価額がないもの(資産再評価法第七条各号に掲げる資産を除く。)についての再評価の再評価差額は、当該資産の再評価額に相当する金額とする。

等の対価たる金額以外の金額を含
まないものとする。

(換地処分等の場合の再評価額の
特例)

第六十五条 資産再評価法第三条に
規定する基準日において法人の有
する資産で次の各号に規定するも
のが当該各号に掲げる場合に該当
することとなつたときは、当該各号
に規定する取用、買取、換地処分又
は交換に係る従前の土地、土地の
上に存する権利、立木又は森林等
のうち当該各号に規定する補償金
又は清算金の額に対応する部分に
ついてのみ取用等があつたものと
みなして前条の規定を適用する。

この場合において、前条第一項中
「補償金又は対価」とあるのは、「補
償金、対価又は清算金」とする。

一 土地、土地の上に存する権利
又は立木につき土地取用法等の
規定による取用があつた場合
(前条第一項第二号の規定に該
当する買取があつた場合を含む。
二)において、土地、土地の上に
存する権利又は立木とともに補
償金又は対価を取得するとき。

二 土地又は土地の上に存する権
利につき土地区画整理法による
土地区画整理事業又は土地改良
法による土地改良事業が施行さ
れた場合において、当該土地又
は土地の上に存する権利に係る
換地処分又は交換により清算金
を取得するとき。

三 保安林整備臨時措置法第四条
第一号又は第二号に掲げる森林
等が国有林野と交換された場合

において、当該交換により清算
金を取得するとき。

(国有機械等との交換の場合の所
得計算の特例)

第六十六条 法人がその機械又は器
具を国有財産特別措置法第九条第
一項の規定により国の所有する機
械又は器具と交換した場合におい
て、当該交換により取得した資産
につき当該交換により譲渡した資
産の交換の直前における帳簿価額
(当該交換に際して当該譲渡した
資産のほか、金銭その他の財産を
提供したときは、当該財産の価額
を加算した金額)を下らない価額
をその帳簿価額として財産目録に
記載したときは、当該交換により
取得した資産の価額と財産目録に
記載した価額との差額に相当する
金額は、各事業年度の所得の計算
上、益金に算入しない。

2 前項の規定は、確定申告書等に
同項の規定により益金に算入しな
い金額のその不算入に関する申告
の記載がない場合には、適用しな
い。

(社会保険診療報酬の所得計算の
特例)

第六十七条 医療法人が、各事業年
度において第二十六条第一項各号
に掲げる給付又は医療若しくは助
産につき支払を受けるべき金額が
ある場合には、当該事業年度の所
得の計算上、当該給付又は医療若
しくは助産に係る経費として損金
に算入する金額は、当該支払を受
けるべき金額の百分の七十二に相
当する金額とする。

2 前項の規定は、確定申告書等に
同項に規定する経費の損金算入に
関する申告の記載がない場合に
は、適用しない。

(優先株式の配当の免税)

第六十八条 長期信用銀行法(昭和
二十七年法律第八十七号)第二
条に規定する長期信用銀行が同法
附則第十三項において準用する旧
銀行等の債券発行に関する法律
(昭和二十五年法律第四十号)第十
三条第一項又は第十四条第一項の
規定により利益から優先株式に対
する配当をしたときは、当該配当
の金額は、当該利益の生じた事業
年度の所得の計算上、損金に算入
する。

第四章 相続税法及び財産税
法の特例

(在外財産等についての相続税の
課税価格の計算の特例)

第六十九条 相続又は遺贈(包括遺
贈及び相続人に対する遺贈に限
る。)により取得した財産のうち昭
和二十年八月十五日において相続
税法の施行地外にあつた財産その
他大蔵省令で定める財産(以下こ
の条及び次条において「在外財産
等」という。)がある場合には、当
該在外財産等(当該相続に係る相
続税法第二十七条の規定による申
告書の提出期限までに、大蔵省令
で定めるところによりその価額を
算定することができるものを除
く。)の価額は、当該相続又は遺贈
に係る相続税の課税価格の計算の
基礎に算入しない。

2 相続又は包括遺贈により承継し
た被相続人の債務のうち相続税

法の施行地外において履行すべき
大蔵省令で定める債務で昭和二十
年八月十五日において存したもの
があるときは、当該債務の金額
は、当該相続に係る相続税の課税
価格の計算上、同法第十三条の規
定による債務控除の金額に算入し
ない。

3 第一項の規定は、同項の規定の
適用を受けようとする者の当該相
続に係る相続税法第二十七条の規
定による申告書に同項の規定の適
用を受けようとする旨及び在外財
産等の明細に関する事項の記載が
ない場合には、適用しない。

(在外財産等の価額が算定可能と
なつた場合の修正申告等)

第七十条 前条第一項の規定の適用
を受けて同項に規定する相続又は
遺贈に係る申告書を提出した者
(その者の相続人及び包括受遺者
を含む。)は、同項の規定の適用を
受けた在外財産等について同項に
規定する大蔵省令で定めるところ
によりその価額を算定することが
できることとなつた場合には、そ
の算定することができるとなつた
日の翌日から四月以内に、相
続税法第三十一条の規定により修
正申告書を提出しなければならな
い。

2 前条第一項の規定の適用を受け
た者は、同項の規定の適用を受け
た財産について同項に規定する大
蔵省令で定めるところによりその
価額を算定して相続税の課税価格
に算入することにより相続税法第
二十七条の規定による申告書を提
出すべきこととなつた場合には、

その算定することができるとな
つた日の翌日から四月以内に、
同法第三十条の規定により申告書
を提出しなければならない。

3 前二項の規定により申告書を提
出すべき者がこれらの申告書を提
出しなかつた場合には、税務署長
は、相続税法第三十五条の規定に
より課税価格及び相続税額を更正
し、又は決定する。

4 前三項の場合における相続税法
第五十一条から第五十四条までの
規定の適用については、第一項又
は第二項に規定する期間の末日を
これらの規定に規定する申告書の
提出期限とする。

(復活外貨債に係る課税の更正)

第七十一条 個人が相続税又は財産
税を課せられた場合において、こ
れらの課税価格の計算の基礎に算
入された財産のうち旧外貨債処
理法による借換外貨債の証券の
一部の有効化等に関する法律(昭
和二十六年法律第二百八十九号)
第三条第一項の規定によりその証
券が有効なものとされた外貨債の
旧外貨債処理法(昭和十八年法律
第六十号)第二条第一項の規定によ
る借換に際して当該外貨債に代えて
発行された国債、地方債又は社債
があるときは、税務署長は、その
者が当該外貨債に代えて発行され
た当該国債、地方債又は社債で相
続税又は財産税の課税価格の計算
の基礎となつたものを有していな
かつたものとし、その者が当該外貨
債を有していたものとみなして、
当該相続税又は財産税の課税価格

及び税額の更正をすることができ
る。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者がその旨並びに同項に規定する国債、地方債又は社債及び外貨債の名称、数量及び価額を記載した申請書を当該相続税又は財産税に係る納税地の所轄税務署長に提出しない場合には、適用しない。

第五章 登録税法の特例
(新築住宅の保存登記の税率の軽減)

第七十二条 昭和三十三年四月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に新築した住宅の用に供する家屋で政令で定めるものの所有権の保存の登記については、当該期間内に登記を受けるものに限る、その登記の登録税の額は、登録税法第二条第一項第四号の規定にかかわらず、当該家屋の価格の千分の一とする。

2 家屋につき前項に規定する期間内に増築をし、増築後の当該家屋を同項に規定する政令で定める家屋に該当するものである場合には、その増築による床面積の増加に係る登記については、当該期間内に登記を受けるものに限る、その登記の登録税の額は、当該増築による床面積が増加した部分の価格の千分の一とする。

(地方公共団体の新築住宅の保存登記の特例)

第七十三条 地方公共団体が昭和三十三年四月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に新築した住宅の用に供する家屋で政令で

定めるものにつき当該地方公共団体が受ける所有権の保存の登記については、当該期間内に登記を受けるものに限る、登録税を課さない。地方公共団体が当該期間内に家屋につき増築をし、増築後の家屋が当該政令で定める家屋に該当する場合において、その増築による床面積の増加につき当該期間内に当該地方公共団体が受ける登記についての登録税についても、また同様とする。

(建売住宅の所有権取得の登記の税率の軽減)

第七十四条 地方公共団体、住宅金融公庫、日本住宅公団又は家屋を建築して譲渡することを業とする者で政令で定めるものが昭和三十三年四月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に新築した住宅の用に供する家屋で政令で定めるものをこれらの者から取得した場合においては、その所有権の取得の登記の登録税の額は、当該期間内に登記を受けるものに限る、登録税法第二条第一項第三号の規定にかかわらず、当該家屋の価格の千分の一とする。

(住宅新築資金の貸付に係る抵当権取得の登記の税率の軽減)

第七十五条 昭和三十三年四月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に住宅の用に供する家屋で第七十二条第一項に規定する政令で定めるものの新築(当該期間内に家屋につき増築をし、当該増築後の家屋が当該政令で定める家屋に該当する場合における当該増築を含む)のための資金が貸し付け

けられる場合において、その貸付に係る債権の担保として当該家屋の上に設定される抵当権の取得の登記の登録税の額は、大蔵省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限る、登録税法第二条第一項第十号の規定にかかわらず、債権金額の千分の一とする。

2 地方公共団体、住宅金融公庫、日本住宅公団又は前条に規定する政令で定める者が昭和三十三年四月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に新築した住宅の用に供する家屋で前条に規定する政令で定めるものをこれらの者から取得するための資金が貸し付けられる場合には、その貸付に係る債権の担保として当該家屋の上に設定される抵当権の取得の登記の登録税の額は、大蔵省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限る、登録税法第二条第一項第十号の規定にかかわらず、債権金額の千分の一とする。

(更生保護事業用施設の所有権の保存又は取得の登記の免稅)

第七十六条 民法第三十四条の規定により設立した法人で更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)第五条第一項の規定により更生保護事業を営むことについて法務大臣の認可を受けたものが同法第六条の規定により行い事業の用に供する土地又は家屋の所有権の保存又は取得の登記については、大蔵省令で定めるところにより当該土地又は家屋が当該法人の当該事業の用に供するものであること

の証明がされたものに限り、登録税を免除する。

(農地等の交換による所有権取得の登記の税率の軽減)

第七十七条 次の各号に規定する交換が行われた場合には、その交換による所有権の取得の登記の登録税の額は、大蔵省令で定めるところにより昭和三十三年四月一日から昭和三十四年十二月三十一日までの間に登記を受けるものに限る、登録税法第二条第一項第三号の規定にかかわらず、当該土地の価格の千分の六とする。

一 耕作を目的とする土地の所有権の交換で農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第六条第二項の規定に基く農業委員会のあつせんによるもの

二 塩専売法第十条の規定に基く日本専売公社の指示による塩田の所有権の交換

(国有林野との交換による所有権の取得又は保存の登記)

第七十八条 保安林整備臨時措置法第四条第一号又は第二号に掲げる森林等に該当する国有林野と国有林野の交換による所有権の取得又は当該交換のために所有権の保存の登記については、大蔵省令で定めるところにより証明がされたものに限り、登録税を免除する。

(外航船舶の保存登記又は抵当権取得の登記の税率の軽減)

第七十九条 昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間に新造した外国航路に就航

する船舶で政令で定めるものの所有権の保存の登記については、大蔵省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限る、その登記の登録税の額は、登録税法第三条第一項第五号の規定にかかわらず、当該船舶の価格の千分の二とする。

2 前項に規定する期間内に新造する外国航路に就航する船舶で政令で定めるものの建造のための資金が貸し付けられる場合において、その貸付に係る債権の担保として当該船舶の上に設定される抵当権の取得の登記の登録税の額は、大蔵省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限る、登録税法第三条第一項第七号の規定にかかわらず、債権金額の千分の三とする。

(再評価積立金の資本組入による増資の登記の税率の軽減)

第八十条 法人が資産再評価法第九十条の規定により再評価積立金を資本又は出資に組み入れる場合には、その組入による資本又は出資の増加の登記についての登録税の額は、登録税法第六条第一項第二号、第四号又は第八号ノ三の規定にかかわらず、増加資本又は出資の金額の千分の一・五とする。

(勧告によつてする登記の税率の軽減)

第八十一条 次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が日本経済の健全な発展に資するため緊急に必要なものとして、行政機関の法令の規定に基く勧告又は指示によつてされたもの

であるときは、当該登記の登録税の額は、政令で定めるところにより、登録税法の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額による。

一 会社の設立 金銭の出資による払込株金額及び金銭を目的とする株金以外の出資の価額の千分の六と金銭以外の出資の出資による払込株金額及び金銭以外の出資の価額の千分の一・五との合計額

二 会社資本の増加 金銭の出資による増資払込株金額及び金銭を目的とする株金以外の出資の価額の千分の六と金銭以外の出資の出資による増資払込株金額及び金銭以外の出資の価額の千分の一・五との合計額

三 法人の設立、資本若しくは出資の増加又は事業の設備の譲受の場合における不動産又は船舶の権利の取得 当該不動産の価額の千分の六又は当該船舶の価額の千分の四

（電源開発株式会社登記の免税）

第八十二条 電源開発株式会社が次に掲げる事項について登記を受ける場合には、その登記の登録税は、免除する。ただし、第一号に掲げる事項の登記の登録税にあつては、増加資本の金額のうち政府の出資に係る部分以外の部分については、この限りでない。

- 一 会社の資本増加
- 二 電源開発及びこれに附帯する送電変電施設の整備の用に供す

る土地又は家屋に関する権利の取得又は所有権の保存

2 電源開発株式会社が発行する社債で前法（明治三十二年法律第四十八号）第三百三条の規定による払込があつた日（売出の方法により発行した場合）は、売出満了の日）から最終の償還期限に至る期間が一年をこえるものの払込の登記についての登録税の額は、登録税法第六条第一項第十一号の規定にかかわらず、払込金額の千分の一・五とする。

（石油資源開発株式会社登記の免税）

第八十三条 石油資源開発株式会社が次に掲げる事項について登記又は登録を受ける場合には、その登記又は登録の登録税は、免除する。ただし、第一号に掲げる事項の登記の登録税にあつては、増加資本の金額のうち政府の出資に係る部分以外の部分については、この限りでない。

- 一 会社の資本増加（設立の日以後五年以内に行われる場合に限る。）
- 二 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の設定（設定の日以後五年以内に行われる場合に限る。）

（日本航空株式会社等の登記の免税）

第八十四条 日本航空株式会社、日本海外移住振興株式会社及び株式会社科学研究所がその資本の増加について登記を受ける場合には、その登記の登録税は、免除する。ただし、増加資本の金額のうち政府の出資に係る部分以外の部分については、この限りでない。

府の出資に係る部分以外の部分については、この限りでない。

第六章 酒税法の特例

第一節 酒税法の特例

（特殊用途酒類の税率の軽減）

第八十五条 酒類製造者が特殊用途酒類をその製造場から移出する場合に、その移出により徴収されるべき酒税の税率は、酒税法第十二条の規定にかかわらず、同条に定める税率の百分の七十（焼酎については、百分の八十）に相当する税率とする。

2 酒税法第九条の規定により酒類の販売免許を受けた者が特殊用途酒類として引渡を受けた酒類を特殊用途酒類以外の酒類として引き渡した場合（その引渡前に飲用に供した場合を含む、酒類の製造場に輸入された場合を除く。）に

は、当該酒類については、その者を酒類製造者とみなし、その引渡を酒類の製造場からの移出とみなして、酒税法を適用する。この場合には、当該酒類に対する酒税の税率は、同法第二十二條の規定にかかわらず、同条に定める税率の百分の三十（焼酎については、百分の二十）に相当する税率とする。

3 前二項に規定する特殊用途酒類とは、清酒、合成清酒、焼酎又はビールその他の生産の奨励その他の用途に供するもので大蔵省令で定めるものをいう。

第八十六条 酒類製造者が製造する焼酎のうちアルコール分が二十度以下のものに對する酒税の税率は、

酒税法第二十二條の規定にかかわらず、焼酎のうち甲類については一石につき二万三百円、焼酎のうち乙類については一石につき九千円とする。

（外航船等の旅客用酒類の免税）

第八十七条 本邦と外国との間に往來する本邦の船舶又は航空機で政令で定めるもの（以下この条及び次条において「外航船等」という。）の旅客の飲用に供する目的をもつて外航船等に積み込むために酒類製造者が酒類の製造場から移出する酒類及び保税地域から移出する酒類で旅客の人数、航行の日数その他の事情を勘案して相当と認められるものについては、大蔵省令で定めるところにより、当該外航船等への積込を輸出とみなし、酒類の引取者が保税地域から引き取る当該酒類にあつては、酒類製造者が酒類の製造場からこれを移出するものとみなし、所轄税関長を所轄税務署長とみなして、酒税法を適用する。この場合には、同法第二十九條第六項又は第五十八條第一項第三号の規定の適用については、当該外航船等は、同法の施行地外であるものとする。

2 前項の規定の適用を受けて外航船等に積み込まれた酒類が最初に次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該外航船等の船長又は機長が当該各号に掲げる酒類を保税地域から引き取つたものとみなして、酒税法を適用する。この場合には、同法第二十四條第二項及び第二十六條第二項の規定にかかわらず、当該酒類に

ついてのこれらの規定に規定する申告書の提出期限及び酒税の納期は、該外航船等が大蔵省令で定める一航行の終了後本邦の港（酒税法第二十一條から第十三号までで規定する開港、税関空港又は不開港をいう。以下この条において同じ。）に入港した日（第四号に掲げる酒類については、同号に掲げる場合に該当することとなつた日）から起算して三日を経過した日とし、当該申告書の提出先は、その入港した場所（第四号に掲げる酒類については、同号に掲げる場合に該当することとなつた場所）の所轄税関長とする。

- 一 本邦の領土、領海又は領空において消費された場合、その消費された酒類
- 二 外航船等の旅客の飲用以外の目的のために消費され、又は当該旅客以外の者に譲渡された場合、その消費され、又は譲渡された酒類
- 三 大蔵省令で定める一航行を終了して本邦の港に入港した外航船等に現存する場合、入港する前又は入港の日から起算して三日以内に税関職員により前項の規定の適用を受けたものであることの表示（以下この項において「免税表示」という。）を施されていない酒類
- 四 外航船等が外航船等でなくなつた時に当該船舶又は航空機に現存する場合、その現存する酒類（当該船舶若しくは航空機が再び外航船等となる見込がある場合又は当該酒類が他の外航船

等に積み換えられる場合において税関職員により免税表示を施されたものを除く。）

五 税関職員により施された免税表示を破棄された場合（公海又は領空以外の空において破棄された場合を除く。）その免税表示を破棄された酒類

3 外航船等の船長又は機長は、大蔵省令で定めるところにより、第一項の規定の適用を受けた酒類の受払に関する事実を帳簿に記載し、これを当該外航船等に保管し、その写を当該外航船等が本邦の港に入港した日から起算して三日を経過した日までにその港の所轄税関長に提出しなければならない。

第二節 物品税法の特例

（外航船等の旅客用物品の免税）

第八十八条 外航船等の旅客の飲用に供する目的をもつて外航船等に積み込むために物品税法第一条に規定する物品のうち政令で定めるもの（以下この条において「指定飲料」という。）の製造者がその製造場から移出する指定飲料及び保税地域から引き取る指定飲料で旅客の飲用に供する他の事情を勘案して相当と認められるものについては、大蔵省令で定めるところにより、当該外航船等への積込を輸出とみなして、物品税法を適用する。この場合には、同法第十三条ノ二第一項の規定の適用については、当該外航船等は、同法の施行地外であるものとする。

2 前条第二項及び第三項の規定は、指定飲料について準用する。

この場合において、同条第二項中「酒税法」とあるのは「物品税法」と、「第二十四条第二項」とあるのは「第八十八条第二項」と、「第二十六条第二項」とあるのは「第十条第一項ただし書」と、「酒税」とあるのは「物品税」と、それぞれ読み替えるものとする。

第三節 揮発油税法及び地方道路税法の特例

（航空機の燃料用揮発油の免税）

第八十九条 昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までとの間に、航空機の燃料用に供する揮発油のうち政令で定める規格を有するもので、政令で定めるところによりその製造場（保税地域に該当するものを除く。以下この条において同じ。）の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けてその製造場又は保税地域から引き取られるものについては、当該引取に係る揮発油税及び地方道路税を免除する。

（証明がない場合の揮発油税等の徴収）

第九十条 揮発油税法第七条第三項の規定は、前条の承認を受けて引き取った揮発油で、政令で定めるところにより、税務署長又は税関長が指定した期間内に同条に規定する用途に供されたことの証明のないものについて準用する。この場合において、揮発油税を徴収することとなるときは、当該揮発油の引取人から地方道路税をあわせて徴収する。

第四節 その他の税の特例

（納税準備金通帳の印紙税の非課税）

第九十一条 納税準備金通帳（第五条第二項に規定する納税準備金の通帳をいう。）には、印紙税は、課さない。

（航空機の乗客の通行税の軽減）

第九十二条 航空機の乗客に対する通行税法第二条の規定の適用については、昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までとの間は、同条に規定する百分の二十の税率は、百分の十の税率とする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

（旧法に基いてした課税標準に係る計算等の効力）

第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）の規定を適用する場合において、新法の規定でこれに相当する改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）の規定があるものについては、この附則に特別の定めがあるものを除くほか、旧法の規定に基いてした課税標準に係る計算、政府の承認又は旧法の規定の適用を受けるための手続は、それぞれ新法の相当規定に基いてした課税標準に係る計算、政府の承認又は新法の相当規定の適用を受けるための手続とみなす。

（所得税の特例に関する経過規定の原則）

第三条 新法第二章の規定は、次条から附則第十条までに特別の定めがあるものを除くほか、昭和三十三年分以後の所得税について適用し、昭和三十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

あるものを除くほか、昭和三十三年分以後の所得税について適用し、昭和三十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（利子所得及び配当所得に関する経過規定）

第四条 新法第二章第一節の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき利子所得（新法第七条第二項に規定する貸付金債権の利子を含む。以下この項において同じ。）及び配当所得について準用し、同日前に支払を受けるべきであった利子所得（無記名の公債若しくは社債の利子又は貸付金債権若しくは証券投資信託の無記名受益証券につき受ける収益にあつては、施行日前に支払を受けたもの）及び配当所得（無記名株式の配当又は元本の追加配当を受けることができる証券投資信託の無記名受益証券につき受ける収益にあつては、施行日前に支払を受けた金額）については、なお従前の例による。

2 無記名の公債若しくは社債又は貸付金債権若しくは証券投資信託の無記名受益証券につき受ける利子所得及び無記名株式又は元本の追加配当を受けることができる証券投資信託の無記名受益証券につき受ける配当所得のうち、施行日前にその支払期日が到来しているもの（同日において支払を受けていないものについては、これらを無記名でないものとみなし、なお旧法第二条の二（利子所得の非課税）又は第二条の四（配当所得の源泉徴収税率の軽減）の規定の例による。）

3 旧法第二条の三（長期預金等の利子所得の分離、五パーセント課税）の規定は、次に掲げる公債、社債、預金又は合同運用信託について支払を受けるべき利子所得については、なおその効力を有する。ただし、新法第四条の規定の適用を妨げない。

一 昭和三十一年三月三十一日までに発行された公債又は社債（昭和三十一年一月三十一日までに償還期限が到来する公債及び社債を除く。）で国債に関する法律第二条第二項又は社債等登録法第三条の規定により引き続きその者の登録している期間が一年以上であるもの

二 昭和三十一年三月三十一日までに締結された契約に基く金融機関に対する預金で当該預金に係る契約において定める預入期間が一年以上であるもの（昭和三十一年一月三十一日までに払戻の期日が到来するものを除く。）のうち政令で定めるもの

三 昭和三十一年三月三十一日までに締結された契約に基く合同運用信託（貸付信託を除く。）で当該信託に係る契約において定める信託期間が一年以上であるもの（昭和三十一年一月三十一日までに信託契約期間が終了するものを除く。）のうち政令で定めるもの

四 昭和三十一年三月三十一日までに締結された契約に基く貸付信託の受益証券で引き続きその

者のものとして記名されている期間が一年以上であるもの（昭和三十一年一月三十一日までに信託契約期間が終了するものを除く。）

4 施行日前に支払を受けるべきであつた証券投資信託（元本の追加信託をすることができ、証券投資信託を除く。）の信託期間中に分配される収益（証券投資信託契約の一部の解約により分配されるものを除く。）については、なお旧法第二条の五（証券投資信託の期中分配金の所得区分の特例）の規定の例による。

5 昭和三十年分及び昭和三十一年分の所得税についての配当控除額については、なお旧法第二条の六（配当控除額の特例）の規定の例による。

（個人の減価償却に関する経過規定）

第五条 新法第十条及び第十一条の規定は、個人が施行日以後に取得し、又は製作して事業の用に供した新法第十条第一項に規定する重要機械等又は新法第十一条第一項に規定する合理化機械等の減価償却額の計算について適用し、個人が施行日前に取得し、又は製作して事業の用に供した旧法第五条の五第一項（機械等の特別償却）に規定する機械等又は旧法第五条の七第一項（指定事業用機械の特別償却）に規定する指定事業用機械の減価償却額の計算については、なお従前の例による。

2 個人が、施行日前に取得し、又は製作して同日においてまだ事業

の用に供していない旧法第五条の五第一項に規定する機械等又は旧法第五条の七第一項に規定する指定事業用機械を同日から一年以内にその用に供した場合における当該機械等又は指定事業用機械の減価償却額の計算については、旧法第五条の五又は第五条の七の規定は、なおその効力を有する。

3 新法第十二条の規定は、試験研究を行う個人が施行日以後に企業合理化促進法第四条の規定により承認を受けた機械設備等の減価償却額の計算について適用し、当該個人が同日以前に当該承認を受けた機械設備等の減価償却額の計算については、なお従前の例による。

4 個人が、昭和二十七年一月一日から昭和三十年六月三十日までの間に、貸家の用（その者の営む事業に係る使用人の居住の用を含む。以下この項及び次項において同じ。）に供する目的をもつて住宅の用に供する旧法第二十一条第一項（貸家住宅の五年間五割増償却）に規定する命令で定める家屋を取得して貸家の用に供した場合における当該家屋の減価償却額の計算については、なお従前の例による。

5 個人が、昭和三十年七月一日から昭和三十三年三月三十一日までら昭和三十三年三月三十一日までの間に、貸家の用に供する目的をもつて住宅の用に供する旧法第二十一条の二第二項（貸家住宅の五年間十割増又は二十割増償却）に規定する命令で定める家屋を取得し、これを昭和三十三年十二月三十一日までに貸家の用に供した

場合における当該家屋の減価償却額の計算については、同項の規定は、なおその効力を有する。

6 個人が昭和三十三年一月一日から同年三月三十一日までの間に旧法第七条の三第一項（満期保険に附した漁船の特別償却）に規定する漁船につき支払つた同項に規定する満期保険の保険料は、新法第十四条の規定の適用を受ける保険料とみなす。

7 個人が昭和三十三年四月一日前に取得し、又は製作して旧法第七条の八第一項（探鉱用機械設備の特別償却）に規定する新鉱床の探鉱の用に供した同項に規定する探鉱用機械設備の減価償却額の計算については、なお従前の例による。

8 個人が昭和三十三年四月一日前に取得し、又は製作して同日においてまだ探鉱の用に供していない旧法第七条の八第一項に規定する探鉱用機械設備を同日から一年以内に同項に規定する新鉱床の探鉱の用に供した場合における当該探鉱用機械設備の減価償却額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。

9 個人が昭和三十三年四月一日前に支出した旧法第七条の八第二項（探鉱費及び他から購入した鉱業権の特別償却）に規定する支出金額の必要経費算入については、なお従前の例による。

（個人の準備金に関する経過規定）
第六条 個人の昭和三十三年分の事業所得の金額を計算する場合において、昭和三十一年十二月三十一

日における価格変動準備金勘定の金額と昭和三十三年十二月三十一日において旧法第五条の九第一項（価格変動準備金勘定への繰入金額の必要経費算入）の規定により計算した価格変動準備金勘定の繰入限度額とのうちいずれか少ない金額が、同日において新法第十九条第一項各号の規定により計算した金額の合計額をこえるときは、同項の規定にかかわらず、当該金額の合計額にそのこえる金額を加算した金額を、同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

2 前項の規定の適用を受けた個人の旧法第十九条第一項の規定により計算した価格変動準備金勘定の繰入限度額が前年十二月三十一日における価格変動準備金勘定の金額をこえることとなる最初の年の前年までの各年においては、同項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額を同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

一 その年十二月三十一日において新法第十九条第一項各号の規定により計算した金額の合計額二 前年十二月三十一日における価格変動準備金勘定の金額から同日において新法第十九条第一項各号の規定により計算した金額の合計額と前号に掲げる合計額とのいずれか多い金額を控除した金額

（個人の輸出所得に関する経過規定）
第七条 個人が昭和三十三年四月一日前にした旧法第七条の六第一項

各号又は第七項（輸出所得の特別控除）に規定する取引は、新法第二十一条第一項各号又は第二十三条第一項各号に規定する取引とみなして、新法第二章第二節第三款の規定を適用する。

（社会診療報酬の源泉徴収に関する経過規定）

第八条 新法第二十七条の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同条に規定する報酬について適用し、同日前に支払を受けるべき当該報酬については、なお従前の例による。

（外国技術使用料課税に関する経過規定）

第九条 新法第二十八条の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する重要外国技術の使用料について適用し、同日前に支払を受けるべきであつた旧法第二条の二第二項（外国技術使用料の税率の軽減）に規定する工業所有権その他の技術に関する権利又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるものに係る所得については、なお従前の例による。

2 昭和二十八年三月三十一日までに締結された契約に基づき、旧法第三条の二第二項（外国技術使用料の非課税）に規定する工業所有権その他の技術に関する権利又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるものにつき、同項に規定する非居住者又は法人が施行日前に支払を受けるべきであつた同項に規定する所得及び施行日以後に支払を受ける同項に規定する所得については、同条第一項、第三項及

び第四項の規定は、なおその効力を有する。

（個人に関するその他の経過規定）
第十条 新法第三十一条及び第三十二条の規定は、昭和三十一年一月一日以後これらの規定に該当すべき事実が生じた場合におけるその該当する資産の再評価について適用し、同日前に旧法第十四条（取引等の場合の譲渡所得等の計算上の再評価の特例）の規定に該当する事実が生じた場合におけるその該当する資産の再評価については、なお従前の例による。

2 新法第四十条第二項（国等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する承認があつたものについて適用する。
3 昭和三十一年分以前の所得税について旧法第五条の四第一項（概算所得控除）の規定の適用を選択した個人の同年分以前の所得税については、なお従前の例による。
4 旧法第十三条（長期の耐用年数の資産に関する旧再評価税の延期）の規定は、個人の同条に規定する減価償却資産の旧再評価差額に係る再評価税の納付については、なおその効力を有する。

5 旧法第二十条の二第一項（国有林野と交換した山林の山林所得の計算の特例）の規定の適用を受けた交換により取得した立木又は立木の存する土地については、同条第二項の規定は、なおその効力を有する。

（法人税の特例に関する経過規定の原則）
第十一条 新法第三章の規定は、次の条から附則第十八条までに特別の規定があるものを除くほか、法人の昭和三十一年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税（清算中の事業年度に係る法人税を含むものとし、法人税法第一条第二項に規定する人格のない社団等同法の適用を受けるものについては、昭和三十一年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税とする。）について適用し、法人の同日前に終了する事業年度分の法人税（清算中の事業年度に係る法人税を含むものについては、なお従前の例による。）
（法人の減価償却に関する経過規定）
第十二条 新法第四十二条及び第四十三条の規定は、法人が施行日以後に取得し、又は製作して事業の用に供した新法第四十二条第一項に規定する重要機械等又は新法第四十三条第一項に規定する合理化機械等の償却範囲額の計算について適用し、法人が施行日前に取得し、又は製作して事業の用に供した旧法第五条の六第一項（機械等の特別償却）に規定する機械等又は旧法第五条の八第一項（指定事業用機械の特別償却）に規定する指定事業用機械の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

第十二条 新法第四十二条及び第四十三条の規定は、次の条から附則第十八条までに特別の規定があるものを除くほか、法人の昭和三十一年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税（清算中の事業年度に係る法人税を含むものとし、法人税法第一条第二項に規定する人格のない社団等同法の適用を受けるものについては、昭和三十一年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税とする。）について適用し、法人の同日前に終了する事業年度分の法人税（清算中の事業年度に係る法人税を含むものについては、なお従前の例による。）

第五部 大蔵委員会会議録第七号 昭和三十一年二月二十八日【参議院】

条から附則第十八条までに特別の規定があるものを除くほか、法人の昭和三十一年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税（清算中の事業年度に係る法人税を含むものとし、法人税法第一条第二項に規定する人格のない社団等同法の適用を受けるものについては、昭和三十一年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税とする。）について適用し、法人の同日前に終了する事業年度分の法人税（清算中の事業年度に係る法人税を含むものについては、なお従前の例による。）

（法人の減価償却に関する経過規定）
第十三条 新法第四十二条及び第四十三条の規定は、法人が施行日以後に取得し、又は製作して事業の用に供した新法第四十二条第一項に規定する重要機械等又は新法第四十三条第一項に規定する合理化機械等の償却範囲額の計算について適用し、法人が施行日前に取得し、又は製作して事業の用に供した旧法第五条の六第一項（機械等の特別償却）に規定する機械等又は旧法第五条の八第一項（指定事業用機械の特別償却）に規定する指定事業用機械の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

2 法人が、施行日前に取得し、又は製作して同日においてまだ事業の用に供していない旧法第五条の六第一項に規定する機械等又は旧法第五条の八第一項に規定する指定事業用機械を同日から一年以内定事業用機械を同日から一年以内

にその用に供した場合における当該機械等又は指定事業用機械の償却範囲額の計算については、旧法第五条の六又は第五条の八の規定は、なおその効力を有する。

3 新法第四十四条の規定は、試験研究を行う法人が施行日以後に企業合理化促進法第四十四条の規定により承認を受けた機械設備等の償却範囲額の計算について適用し、当該法人が同日前に当該承認を受けた機械設備等の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

4 新法第四十五条の規定は、同条に規定する法人の昭和三十一年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日以後に取得し、又は製作して当該法人の事業の用に供した同条第一項に規定する協同事業用機械等の償却範囲額の計算について適用し、旧法第七条の五第一項（協同事業用機械等の特別償却）に規定する法人の昭和三十一年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日以前に取得し、又は製作して当該法人の事業の用に供した同項に規定する協同事業用機械等の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

5 旧法第七条の五第一項に規定する法人が、昭和三十一年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日以前に取得し、又は製作して同日においてまだ事業の用に供していない同項に規定する協同事業用機械等を同日から一年以内に当該法人の事業の用に供した場合における当該協同事業用機械等の償却

範囲額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。
6 法人が、昭和二十七年一月一日から昭和三十年六月三十日までの間に、貸家の用（当該法人の営む事業に係る使用人の居住の用を含む。以下この項及び次項において同じ。）に供する目的をもつて住宅の用に供する旧法第二十一条第二項（貸家住宅の五年間五割増償却）に規定する命令で定める家屋を取得して貸家の用に供した場合における当該家屋の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

7 法人が、昭和三十年七月一日から昭和三十一年三月三十一日まで間に、貸家の用に供する目的をもつて住宅の用に供する旧法第二十一条第二項（貸家住宅の五年間五割増償却）に規定する命令で定める家屋を取得して貸家の用に供した場合における当該家屋の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

8 法人が昭和三十一年四月一日を含む事業年度（同日から開始する事業年度を除く）開始の日から同年三月三十一日までの間に旧法第七条の四第一項（満期保険に附した漁船の特別償却）に規定する漁船につき支払った同項に規定する満期保険の保険料は、新法第四十七条の規定の適用を受ける保険料とみなす。

9 法人が昭和三十一年四月一日前に取得し、又は製作して旧法第七条の九第一項（探鉱用機械設備の特別償却）に規定する新鉱床の探鉱の用に供した同項に規定する探鉱用機械設備の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

10 法人が昭和三十一年四月一日前に取得し、又は製作して同日においてまだ探鉱の用に供していない旧法第七条の九第一項に規定する探鉱用機械設備を同日から一年以内に同項に規定する新鉱床の探鉱の用に供した場合における当該探鉱用機械設備の償却範囲額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。

11 法人が昭和三十一年四月一日前に支出した旧法第七条の九第二項（探鉱費及び他から購入した鉱業権の特別償却）に規定する支出金額の損金算入については、なお従前の例による。
（法人の準備金に関する経過規定）
第十三条 昭和三十一年四月一日以後最初に終了する事業年度（以下この項において「改正事業年度」という。）において、改正事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金勘定の金額と改正事業年度終了の日において旧法第五条の十第一項（価格変動準備金勘定への繰入金額の損金算入）の規定により計算した価格変動準備金勘定の繰入限度額とのうちいずれか少ない金額が、同日において新法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額をこえ

る法人については、同項の規定にかかわらず、当該金額の合計額にそのこざる金額を加算した金額を、同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

2 前項の規定の適用を受けた法人の新法第五十三条第一項の規定により計算した価格変動準備金勘定の繰入限度額が当該事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金勘定の金額をこえることとなる最初の事業年度の直前の事業年度までの各事業年度においては、同項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額を同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

一 当該事業年度終了の日において新法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額

二 当該事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金勘定の金額から同日において新法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額と前号に掲げる合計額とのい

ずれが多い金額を控除した金額（法人の輸出所得に関する経過規定）

第十四条 法人の昭和三十一年四月一日前にした旧法第七条の六第一項各号又は旧法第七条の七第五項（輸出所得の特別控除）に規定する取引は、新法第五十五条第一項各号又は第五十七条第一項各号に規定する取引とみなして、新法第三章第三節の規定を適用する。

第十五条 新法第五十九条第三項（協同組合の課税に関する経過規定）

（新法第六十条第二項及び第六十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、法人の昭和三十一年四月一日以後最初に終了する事業年度以後の各事業年度において留保した所得で新法第五十九条第一項若しくは第二項、第六十条第一項又は第六十一条第一項の規定の適用があつたものの同日以後に支出した金額について適用する。

（法人の交際費の課税に関する経過規定）

第十六条 新法第六十二条の規定は、法人の昭和三十一年四月一日以後に開始する事業年度において支出した同条第一項に規定する交際費等について適用し、法人の同日前に開始した事業年度において支出した旧法第五十五条の十二第一項（法人の交際費等の損金不算入）に規定する交際費等については、なお従前の例による。

（増資配当の免税に関する経過規定）

第十七条 昭和二十八年十二月一日から昭和三十一年一月三十一日までとの間に旧法第五十五条の十一第一項（増資配当に対する法人税の免除）に規定する増資を行つた法人（旧法第五十五条の十一第一項に規定する当該法人の合併法人を含む。）が、当該増資の行われた日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度において、当該増資により増加した資本又は出資に對し、当該事業年度の所得のうちからする利益の配当又は剰余金の分配（当該法人の合併法人が当

該合併により繼承した資本又は出資でその増資により増加した資本又は出資からなる部分についてする利益の配当又は剰余金の分配を含む。）については、同条の規定は、なおその効力を有する。ただし、当該法人が同項の規定の適用を受けることとなる要件としての減価償却資産の償却範囲額の計算の基礎となる償却範囲額は、法人税法及び同法に基く命令の規定に定める償却不足額及びこの法律の規定の適用により増加することとなる減価償却費の額を含まないで計算した場合の償却範囲額とする。

（法人に関するその他の経過規定）

第十八条 旧銀行等の債券発行等に関する法律第十三条第一項又は第十四条第一項（旧銀行等の債券発行等に関する法律第七十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定により、法人が施行日以後にその利益又は剰余金から優先株式又は優先出資に對しては、旧法第五十五条の十三（優先株式等に対する配当の免税）の規定は、なおその効力を有する。

該合併により繼承した資本又は出資でその増資により増加した資本又は出資からなる部分についてする利益の配当又は剰余金の分配を含む。）については、同条の規定は、なおその効力を有する。ただし、当該法人が同項の規定の適用を受けることとなる要件としての減価償却資産の償却範囲額の計算の基礎となる償却範囲額は、法人税法及び同法に基く命令の規定に定める償却不足額及びこの法律の規定の適用により増加することとなる減価償却費の額を含まないで計算した場合の償却範囲額とする。

（法人に関するその他の経過規定）

第十九条 新法第四章の規定は、施行日以後に開始した相続に係る相続税について適用し、同日前に開始した相続に係る相続税については、なお従前の例による。

（登録税法の特例に関する経過規定）

第二十條 次に掲げる登記の登録税については、なお従前の例による。

一 昭和二十七年四月一日から昭和三十一年三月三十一日までの間に新築した旧法第九条の二第二項（新築住宅の登録税の軽減）に規定する家屋の所有権の保存の登記及び当該期間内に増築した家屋の床面積の増加に係る所有権の保存の登記

二 昭和三十一年七月一日から昭和三十一年三月三十一日までの間に、旧法第九条の二第二項に規定する者が新築した同項に規定する家屋をその者から取得した場合の所有権の取得の登記

三 前二号に規定する家屋の取得のための資金の貸付がされた場合にその貸付に係る債権の担保として当該家屋の上に設定される抵当権の取得の登記

四 昭和三十一年七月一日から昭和三十一年三月三十一日までの間

3 旧法第十三条の二（長期の耐用年数の資産に関する旧再評価額の延納）の規定は、法人の同条に規定する減価償却資産の旧再評価差額に係る再評価額の納付については、なおその効力を有する。

（相続税法の特例に関する経過規定）

第十九条 新法第四章の規定は、施行日以後に開始した相続に係る相続税について適用し、同日前に開始した相続に係る相続税については、なお従前の例による。

（登録税法の特例に関する経過規定）

第二十條 次に掲げる登記の登録税については、なお従前の例による。

一 昭和二十七年四月一日から昭和三十一年三月三十一日までの間に新築した旧法第九条の二第二項（新築住宅の登録税の軽減）に規定する家屋の所有権の保存の登記及び当該期間内に増築した家屋の床面積の増加に係る所有権の保存の登記

二 昭和三十一年七月一日から昭和三十一年三月三十一日までの間に、旧法第九条の二第二項に規定する者が新築した同項に規定する家屋をその者から取得した場合の所有権の取得の登記

三 前二号に規定する家屋の取得のための資金の貸付がされた場合にその貸付に係る債権の担保として当該家屋の上に設定される抵当権の取得の登記

四 昭和三十一年七月一日から昭和三十一年三月三十一日までの間

に、地方公共団体が新築し、又は増築した旧法第九条の二第四項に規定する家屋の所有権の保存の登記

五 昭和二十八年八月一日から昭和三十一年三月三十一日までの間に新造した船舶で旧法第九条の四第一項（外航船舶の登録税の軽減）に規定する船舶の所有権の保存の登記

六 昭和二十七年十一月一日から昭和三十一年三月三十一日までの間に新造した船舶で旧法第九条の四第二項に規定する船舶の建造のための資金の貸付がされた場合にその貸付に係る債権の担保として当該船舶の上に設定される抵当権の取得の登記

七 旧法第九条の五に規定する船舶公団の他の船舶所有者との船舶の共有契約に基く持分で国に引き継がれたものを当該船舶所有者が国から譲り受けた場合の所有権の取得の登記

（酒税法等の特例に関する経過規定）

第二十一条 施行日前に移出し、又は引き取つた旧法第二十五条第一項（特殊用途酒類の酒税の軽減）に規定する特殊用途酒類及び旧法第二十五条の二（二十度焼酎の酒税の軽減）に規定する焼酎又は旧法第二十六条第一項（航空機用揮発油の免税）に規定する揮発油については、なお従前の例による。

（他の法律の一部改正等）

第二十二條 資産再評価法の一部を次のように改正する。

（他の法律の一部改正等）

第二十二條 資産再評価法の一部を次のように改正する。

第十七条第四項中「租税特別措置法」を「旧租税特別措置法」に改める。

第二十三条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一号中「租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）第二條の二第一項又は第二條の三第一項」を「租税特別措置法（昭和三十一年法律第 号）第三條又は同法附則第四條第三項」に改める。

第七十二条の十四第一項ただし書中「租税特別措置法第七條の七」を「租税特別措置法第五十五條から第五十七條まで」に改める。

第七十二条の十七第一項ただし書中「租税特別措置法第七條の六」を「租税特別措置法第二十一條から第二十三條まで」に改める。

第二百九十二条第五号中「租税特別措置法第二條の二第一項又は第二條の三第一項」を「租税特別措置法第三條又は同法附則第四條第三項」に改める。

第三百四十九條の三第三項中「第二項若しくは第三項」を「第二項」に改める。

2 前項の規定による改正後の地方税法第二十三條及び第二百九十二条の規定は、個人の昭和三十三年度分以後の道府県民税及び市町村民税について適用し、個人の昭和三十三年度分以前の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

3 第一項の規定による改正後の地方税法第七十二条の十四の規定

は、法人の昭和三十三年四月一日を含む事業年度分以後の事業税について、同法第七十二条の十七の規定は、個人の昭和三十三年度分以後の事業税について適用し、法人の当該事業年度前の事業年度分の事業税、個人の昭和三十三年度分以前の事業税については、なお従前の例による。ただし、地方税法第七十二条の十六第二項の規定の適用を受ける事業税については、第一項の規定による改正後の地方税法第七十二条の十七の規定は、昭和三十三年一月一日以後の同項に規定する所得に対して課する事業税について適用し、同日以前の同項に規定する所得に対して課する事業税については、なお従前の例による。

第二十四条 企業合理化促進法の一部を次のように改正する。
第四條第二項から第五項までを次のように改める。
2 前項の規定により承認を受けた者の当該承認を受けた機械設備等については、租税特別措置法（昭和三十一年法律第 号）の定めるところにより、特別償却を行うことができる。
第六條中「租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）を「租税特別措置法」に改める。
第二十五條 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭和二十九年法律第四百二十二号）の一部を次のように改正する。
第十條第二項中「租税特別措置法」を「旧租税特別措置法」に改める。

第二十六條 日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和二十九年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）第二條の二、第二條の三、第三條及び第三條の二」を「租税特別措置法（昭和三十一年法律第 号）第三條から第七條まで及び第二十八條並びに同法附則第四條第三項」に改める。

二月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案

国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案
国民貯蓄組合法（昭和十六年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。
第一條第三号中「産業組合」を削る。

第二條第一項第四号中「産業組合」を削り、同項第五号中「又ハ預金」を削り、同項第七号中「貯蓄債券又ハ報告債券」を削り、同項第八号中「含ム前号ニ掲グル債券ヲ除ク」を「含ム」に改める。

第四條第一項中「産業組合貯金、信用協同組合等貯金、無尽会社（ヘノ預金）を信用協同組合貯金」に、「十万円」を「二十万円」に改める。

附則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

二月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律案
一、関税定率法の一部を改正する法律案

一、関税定率法の一部を改正する法律案
中小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律案
中小企業信用保険特別会計法（昭和二十五年法律第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第一條中、「以下」法と「以下」を削り、「中小企業信用保険」を、「中小企業信用保険事業（以下「保険事業」といふ。）及び信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）第二十條の二の規定による資金の貸付事業（以下「融資事業」といふ。）」に改める。

第二條の次に次の一條を加える。
（会計の区分）
第二條の二 この会計は、保険勘定及び融資勘定に区分する。

第三條の見出しを「（保険基金及び融資基金）」に改め、同条中「この会計を「保険勘定」に、「基金」を「保険基金」に改め、同条に次の一項を加える。

2 融資勘定においては、第四條の二に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額（第八條第三項の規定による減額をしたときは、その減額した額を控除した金額）をもつて融資基金とする。

第四條の見出しを「（保険勘定の歳入及び歳出）」に改め、同条第一項中「この会計を「保険勘定」に、「法第八條」を「中小企業信用保険法第八條」に、「法第九條の五」を「同法第九條の七」に、「第九條の七」を「同法第九條の七」に、「附屬雑収入」を「保険事業に係る附屬雑収入」に、「事務取扱費」を「保険事業に関する事務取扱費」に改め、同条第二項中「この会計の基金を「保険基金」に改め、同条の次に次の一條を加える。

（融資勘定の歳入及び歳出）
第四條の二 融資勘定においては、信用保証協会法第二十條の二の規定による貸付金の回収金及び利子、一般会計からの繰入金並びに融資事業に係る附屬雑収入をもつてその歳入とし、同条の規定による貸付金、融資事業に関する事務取扱費及びその他の諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、融資基金に充てるため、繰り入れるものとする。

第五條第二項第一号中「前前年度」を「保険勘定及び融資勘定の前前年度」に改め、同項第二号中「前年度」を「保険勘定及び融資勘定の前年度」に改め、同項に次の一號を加える。

三 当該年度の融資勘定における貸付金の貸付及び回収に関する計画表

第六條中「歳入の性質及び歳出の

目的に従つて、款及び項」を、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項」に改める。

第八条第一項中「この会計」を「保険勘定又は融資勘定」に、「積立金」を「当該勘定の積立金」に改め、同条第二項中「損失」を「当該勘定の損失」に改め、同条第三項中「この会計」を「保険勘定又は融資勘定」に、「積立金」を「当該勘定の積立金」に、「基金」を「保険基金又は融資基金」に改める。

第九条中「この会計」を「保険勘定又は融資勘定」に、「これを」を「これを当該勘定の」に改める。

第十条第二項中「当該年度」を「保険勘定及び融資勘定の当該年度」に改める。

第十一条第二項中「当該年度」を「保険勘定及び融資勘定の当該年度」に改める。

第十二条中「この会計」を「保険勘定又は融資勘定」に、「資金運用部」を「これを資金運用部」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 改正前の中小企業信用保険特別会計法第三条に規定する基金は、改正後の中小企業信用保険特別会計法第三条第一項に規定する保険基金となるものとする。

関稅定率法の一部を改正する法律案

関稅定率法の一部を改正する法律

關稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「又はコーンスターチ」を削り、「及びとうもろこし」を、「とうもろこし、大豆及び脱脂大豆」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 コーンスターチの製造に使用するたけのとうもろこし

第十三条第一項第四号中「変性糖みつ」を「なつめやしの実（干したものに限り）及び変性糖みつ」に改める。

第十四条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 國際連合又はその専門機關から寄贈された教育用又は宣傳用の物品

第十四条第十号中「二年」を「五年」に、「第二十号」を「第十九条の二又は第二十号」に改め、同条第十四号中「第二十号」を「第十九条の二又は第二十号」に改め、同条に次の一号を加える。

十六 養殖真珠（主として輸出されるものに限る。）で政令で定めるもの

第十五条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 国若しくは地方公共団体又は大蔵大臣が指定するその他の団体の開催する見本市に出品され、当該見本市の会場で見本品として無償で提供されて消費される物品。ただし、見本市の開催期間及び規模、見本品の種類その他の事情を勘案して相当と認められるものに限る。

第十五条第一項第六号中「往來する船舶」の下に「（これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で政令で定めるものを含む。）」を加え、同項第九号中「六月」を「一年」に改める。

第十七条第一項第八号中「興行用物品の下に並びに本邦に入国する映画製作者の映画撮影用の機械及び器具を加える。

第十九条の次に次の一条を加える。

（課税原料品による製品を輸出した場合のものとし税）

第十九条の二 保税工場における保税作業について、その原料として使用する外国貨物がなくなつたこと等により、関税を納付して輸入された貨物を輸出貨物の原料品として使用することがやむを得ないと認められる場合においては、あらかじめ税関長の承認を受けて、当該輸入された貨物でその輸入のとき

の性質及び形状に変更を加えないものをその輸入の許可の日から三月以内にこれを保税地域に入れた場合を「当該貨物がその輸入の許可の日から六月以内に保税地域に入れられたものである場合

に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する輸入貨物を返送に代えて廃棄することがやむを得ないと認められる場合において、これをその輸入の許可の日から六月以内に保税地域に入れ、あらかじめ税関長の承認を受けて廃棄したときは、政令で定めるところにより、その関税の全部又は一部を払いもどすことができる。

送等の場合のものとし税）に改め、同条中「輸入された貨物の」を削り、「相違するためこれを」を「相違する貨物でその輸入のときの性質及び形状に変更を加えないものに改め、その輸入のときの性質及び形状に変更を加えないで」を削り、「その輸入の許可の日から三月以内にこれを保税地域に入れた場合」を「当該貨物がその輸入の許可の日から六月以内に保税地域に入れられたものである場合

に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する輸入貨物を返送に代えて廃棄することがやむを得ないと認められる場合において、これをその輸入の許可の日から六月以内に保税地域に入れ、あらかじめ税関長の承認を受けて廃棄したときは、政令で定めるところにより、その関税の全部又は一部を払いもどすことができる。

同表第八百十二号の税率の欄中「七分五厘」を「二割」に改め、同表中

六二二 アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂（医薬用のものを除く。）

六二二 アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂（医薬用のものを除く。）

六二二 アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂（医薬用のものを除く。）

六二二 アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂（医薬用のものを除く。）

六二二 アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂（医薬用のものを除く。）

六二二 アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂（医薬用のものを除く。）

六二二 アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂（医薬用のものを除く。）

六二二 アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂（医薬用のものを除く。）

六二二 アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂（医薬用のものを除く。）

六二二 アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂（医薬用のものを除く。）

六二二 アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂（医薬用のものを除く。）

六二二 アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂（医薬用のものを除く。）

六二二 アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂（医薬用のものを除く。）

六二二 アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂（医薬用のものを除く。）

六二二 アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂（医薬用のものを除く。）

六二二 アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂（医薬用のものを除く。）

六二二 アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂（医薬用のものを除く。）

六二二 アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂（医薬用のものを除く。）

八三 大麻線及び黄麻線(英式番手七番を)
える単摺糸をよりあわせただのもで、
長さ十メートルの重量が十二グラム
をこえないものに限り、並びに大麻
糸及び黄麻糸(織糸を除く。)

一 黄麻製のもの
二 その他

一割
七分五厘

に改め、同表第

九百二号のうち二の甲の黄麻織物の税率の欄中「一割」を「一割五分」に改め、
九〇九 メリヤス地その他のこれに類する編物(起毛したものを含む。)

一 絹製のものと及び絹を交えたもの
二 その他

一割
一割五分

を

九〇九 メリヤス地その他のこれに類する編物(起毛したものを含む。)

一 絹製のものと及び絹を交えたもの
二 その他

一割
一割五分

に

改め、同表第九百四十二号の税率の欄中「五分」を「一割五分」に改める。

附則

- この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
- この法律の施行前に改正前の関税定率法第十三条の規定により関税の免除を受けた、又は受けることができた落花生については、なお従前の例による。
- 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。
第七條第一項第二号中「又は第九号」を「第五号の二又は第九号」に改める。
第九條の次に次の一条を加える。

に限り、政令で定めるところにより、その内国消費税額に相当する金額を還付することができる。
第十條を次のように改める。
(違約品の返送等の場合の還付)

第十條 品質又は数量等が契約の内容と相違する内国消費税課税物品でその輸入のときの性質及び形状に変更を加えないものを返送することがやむを得ない場合において、当該物品を返送するため本邦から輸出するときは、当該物品がその輸入の許可の日から六月以内に保税地域に入れられたものである場合に限り、政令で定めるところにより、その内国消費税額に相当する金額を還付することができる。

- 前項に規定する物品を返送に代えて廃棄することがやむを得ないと認められる場合において、これをその輸入の許可の日から六月以内に保税地域に入れ、あらかじめ税関長の承認を受けて廃棄したときは、政令で定めるところにより、その内国消費税額に相当する金額を還付することができる。
- 関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律
(昭和二十九年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。
附則第五項中「昭和三十三年三月三十一日」を「昭和三十三年三月三十一日」に、「五年」を「二年」に改める。

附則第六項中「五年」を「二年」に改める。

附則第八項及び第十二項中「昭和三十三年三月三十一日」を「昭和三十三年三月三十一日」に改める。

附則第十五項中「昭和三十三年三月三十一日(大豆にあつては、昭和三十一年九月三十日以前で政令で定める日)」を「昭和三十三年三月三十一日」に改める。

附則第十六項中「昭和三十三年三月三十一日」を「昭和三十三年三月三十一日」に改める。

附則第十九項以下を一項ずつ繰り下げ、第十八項の次に次の一項を加える。
19 法の別表に掲げる物品のうち、別表丙号に掲げるものについて次の各号のいずれにも該当するときは

別表甲号中 二二一 豆類
一のうち大豆

六九五 薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品(別号に掲げるものを除く。ののうち四エチル鉛を除く。)

六九五 薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品(別号に掲げるものを除く。)

二 その他のうち四エチル鉛並びに放射性元素及びその化合物

六九五 薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品(別号に掲げるものを除く。ののうちピグメントレジンカラー用のエキステンダー(ピグメントレジンカラーペー

スとともに輸入するものに限る。)

は、昭和三十三年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、品目及び期間を指定して、その関税を軽減し、又は免除することができる。
一 これらの物品の需要が本邦における生産量をこえているため需給がひつ迫し、その価格が著しく上昇している場合又は著しく上昇するおそれがある場合において、これらの物品を輸入する必要があるとき。

二 輸入されるこれらの物品の法第四條第一項の課税価格にその輸入港から卸売市場に至るまでの通常の費用を加算したものが本邦の主要な生産業者の生産した同等品の本邦における卸売価格よりも引き続き高価であると認められる場合

六七	コイルタル分りゆり物から誘導した化学的生成品及びこれと同じ成分を有するもの（医薬及び別号に掲げるものを除く。）のうち合成なめし剤（芳香族スルフォン酸又はその塩類の縮合物を主成分とするものに限る。）	一割
六九五	薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品（別号に掲げるものを除く。） 二 その他のうちピグメントレジンカラー用のエキステンダー（ピグメントレジンカラーベースとともに輸入するものに限る。）及び合成なめし剤（芳香族スルフォン酸又はその塩類の縮合物を主成分とするものに限る。）	一割

改める。
別表乙号の次に次の表を加える。
別表丙号

関税定率法 別表の番号	品名
一四〇五	鉄鋼（別号に掲げる特殊鋼を除く。） 一 塊及び片のうち 甲 銑鉄 丙 鋼塊及び鋼片（シートバーを含む。） 二 棒（断面が丁形、アングル形等の形状を有するものを含む。） 三 軌条（継目板を含む。） 四 線材（巻いたものに限る。） 五 板（別表甲号に掲げるものを除く。） 七 帯 九 管（別号に掲げるものを除く。）
一四〇六	特殊鋼 一 塊、片、棒、線材、板、線及び管（ニッケル、クロム、タングステン、モリブデン、コバルト若しくはワナジウムの含有量が全重量の百分の〇・五以上のもの又は珪素若しくはマンガンの含有量が全重量の百分の一以上のものに限る。）のうち珪素鋼板

附則
1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

2 改正前の関税定率法の一部を改正する法律附則第五項の規定により関税の免除を受けた機械類でこ

の法律の施行前に同項に規定する事業の用以外の用に供されたものについての関税の徴収については、なお従前の例による。